

コミュニティ 振興研究

21 CENTURY

第15号

2012年11月

研究論文

- 友人から発せられる自殺のサインに対する大学生の気づき
—質問紙調査を用いて—…………… 加藤弘樹 菅佐原 洋 伊藤晋二 水口 進 1
- 介護保険制度における居宅介護支援の改善に向けての考察
—実績評価型報酬に関するアンケート調査分析を中心にして—…………… 中村 英三 37
- eラーニングシステムと学部コースウェアの開発と実践……………
塩 雅之 石川勝博 寺島哲平 堀口秀嗣 北根精美 坂井知志 町 英朋 星名由美 53
- グループホームにおける生活世界へのまなざし
—施設入所生活との比較において—…………… 宮本 秀樹 77

研究ノート

- 「たて」構文について…………… 梅香 公 101

書 評

- 安藤 厚・細川敏幸・山岸みどり・小笠原正明 [編著]
『プロフェッショナル・ディベロップメント—大学教員・TA 研修の国際比較』
(北海道大学出版会、2012年3月)…………… 外山 健二 113

研究論文

友人から発せられる自殺のサインに対する大学生の気づき — 質問紙調査を用いて —

加藤弘樹¹ 菅佐原洋² 伊藤晋二³ 水口進⁴

Awareness of signature of suicide by friends among under graduate students
— Questionnaire investigation is used. —

Abstract

“Suicide” is the leading cause of death for Japanese university students. Preventing suicide is an important issue in university students’ mental health. In order to prevent suicide, one of the key is whether surrounding friends can notice the signs of the suicide. There are varieties of sign of suicide, and especially "condition of depression" and "feeling of despair" are important. However, there is not previous research to investigate if university students have capability of noticing the signs of suicide. In this research, the author aimed to investigate whether university students can notice the signs and judge the danger of suicide by questionnaires and the reasons why they judge that there is no danger of suicide by free description. As a result of factor analysis, we found that students judge “condition of depression” was less dangerous than “feeling of despair”. The stated reasons are 1) communization and disregard (“It can happen for anyone” or “It is just a common symptom of insomnia”) and 2) possibility of other causes. According to the result, we can assume that university students do not have sufficient knowledge about depression. The result of our study indicates the necessity of educational activities for university students to have precise knowledge about depression.

I. 序論

1. 日本の自殺者

日本における自殺に関する全国統計は、警察庁と厚生労働省から発表されている。内閣府(2011)によれば、日本の年間自殺者数は1998年以降13年間連続して30,000人を

1 社会福祉法人 同仁会「児童家庭支援センター」

2 常磐大学人間科学部 助教

3 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

4 常磐大学コミュニティ振興学部 教授

超えている。

日本における年間自殺者数は、1983年及び1986年に25,000人を超えたものの、1991年には21,084人まで減少した。その後は20,000人台前半で推移していた。しかし1998年になると年間自殺者数は急増した。1997年の24,391人から8,472人(34.7%)増加し、32,863人となったのである。統計を取り始めた1978年以降で最多となったのは、2003年の34,427人である。2010年は31,690人で前年に比べ1,155人(3.5%)減少したものの、依然として3万人を維持している(内閣、2011)。31,690人という数字は、全国で1日に約90人が自殺したことになる。これは、1時間あたりにすれば、約4人が自殺をしていた計算になる。

2. 死因別にみた自殺の割合

2009年度における死亡者の、主な死因の構成割合は、「悪性新生物」(30.1%)、「心疾患」(15.8%)、「脳血管疾患」(10.7%)、「肺炎」(9.8%)、「老衰」(3.4%)、「不慮の事故」(3.3%)、「自殺」(2.7%)となっている。年齢別にみると、15～39歳において、「自殺」は死因順位の1位となっている。また、40～49歳で第2位、10～14歳及び50～54歳で、「自殺」が死因の第3位となっている。

死因1位から3位までの各年齢の死亡者数と、人口10万人あたりの死亡率、各年齢の死亡者数を100とした場合の割合を、昇降順に表1に示した。15～49歳で「自殺」の占

表1 死因別に見た自殺の割合(昇降順)

総数													
年齢階級	第1位				第2位				第3位				
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	
10～14歳	悪性新生物	95	1.6	19.5	不慮の事故	92	1.6	18.9	自殺	55	0.9	11.3	
15～19歳	不慮の事故 自殺	457	7.6	31.2					悪性新生物	143	2.4	9.7	
20～24歳	自殺	1474	22.1	49.8	不慮の事故	568	8.5	19.2	悪性新生物	222	3.3	7.5	
25～29歳	自殺	1739	23.9	48.8	不慮の事故	507	7	14.2	悪性新生物	339	4.7	9.5	
30～34歳	自殺	2003	23.9	40.6	悪性新生物	802	9.6	16.3	不慮の事故	546	6.5	11.1	
35～39歳	自殺	2474	25.9	31.8	悪性新生物	1694	17.8	21.8	心疾患	774	8.1	9.9	
40～44歳	悪性新生物	2,792	33.1	26.9	自殺	2,418	28.7	23.3	心疾患	1,240	14.7	12	
45～49歳	悪性新生物	4,762	61.8	32.7	自殺	2,470	32.1	16.9	心疾患	1,850	24	12.7	
50～54歳	悪性新生物	9,084	118.7	40	心疾患	2,791	36.5	12.3	自殺	2,763	36.1	12.2	
55～59歳	悪性新生物	19,036	210.1	45.4	心疾患	5,050	55.7	12	脳血管疾患	3,501	38.6	8.3	
60～64歳	悪性新生物	29,858	319.1	48.5	心疾患	7,450	79.6	12.1	脳血管疾患	5,074	54.2	8.2	

める割合が20%を超えており非常に高くなっている。特に、20～24歳では、49.8%と最も高くなっている（内閣府、2011）。これらの結果から、青年期～壮年期にかけて、死因に占める「自殺」の割合が高いことがわかる。

3. 大学生の自殺

青年期の自殺者数は、中高年と比べると多くはない。諸外国でも同様に、青年期よりも中高年の方が自殺者数は多い。しかし、青年期を対象とした研究は数多く存在している。アメリカでは自殺率が増加していることから、青年期の自殺が注目されている（Evans & Farberow, 2004 小川他訳 2006：Pfeffer, 1986 高橋訳 1990）。

日本で青年期の自殺が数多くの研究で取り上げられている理由として以下の2点が考えられる。①1947年から1965年の間、15歳～24歳の自殺者数が最も多かった（内閣府、2011）、②青年期の自殺者は社会的なインパクトが大きい、という2点である。青年期（15歳～24歳）の自殺者が最も多かったのは1958年であり、その数は3,000人を超えていた。こうしたことから、青年期の自殺がマスメディアで報道されることが増えた。TVでは1986年に中学生のいじめ自殺が大きく報道されることがあった（高橋、2006）。また、こうしたマスメディアによる報道は、方法によっては群発自殺を引き起こしてしまう危険性もあるという（高橋、1999：高橋、2006）。このように、青年期の自殺者が急増して以来、若者の自殺は多くのメディアで取り上げられることとなった。これらのことから、青年期の自殺は社会的なインパクトが大きいと考えられる。そのため、青年期の自殺予防は重要であると考えられる。

青年期の自殺者の多くは学生であることが考えられる。2009年における、5歳から24歳までの自殺者数は、1,360人である。2010年の学生・生徒自殺者数は945人となっている（内閣府、2011）。学生・生徒自殺者の中で最も多くの割合を占めているのは大学生である。2010年の学生・生徒自殺者数の内訳は、小学生が7人、中学生76人、高校生204人、専修学校生等128人、大学生528人となっている（警察庁、2010）。これらのことから、青年期の自殺の多くは、大学生であると考えられる。

大学生における自殺に関して、大原（1977）は、「社会的なストレスを受けることも多くなり、うつ病を初めとして、自殺と関係の深い精神病の好発期にもあたる。しかもそれが初発の場合が多いので、本人はもとより、周囲の者もそれが病気であるとは気づかず放

置しておくため、自殺の危険性がさらに強くなる」と述べている。

内田(2009)は全大学学校数726校のうち国立大学74校の大学生390,526人を対象に調査を行っている。その調査結果によれば、2005年度の死亡大学生数は101名であった。そのうち46名(男性39名、女性7名)の死因が自殺であり、死因の中で自殺が最も多かった。

これらのことから、青年期の中でも、大学生の自殺予防は重要であると考えられる。

4. 大学生の自殺の先行研究

中村(1991)は、東京都の大学生185人(男性111人、女性74人)を対象に、作成した「自殺観(自殺態度)尺度」と「自殺に対する意識」に関する質問紙調査を行った。その結果「自殺観」に関して、「黙認因子」、「積極的否定因子」、「共感・救済因子」、「死への拒絶因子」、「生への執着因子」、「非共感因子」の6因子を抽出している。それら「自殺観」の各因子と「自殺に対する意識」との間の関連性を以下のように述べている。

- 1) 「黙認因子」の傾向が強い者ほど、自殺念慮を経験しており、自殺を肯定する傾向があり、将来自分が自殺をする可能性があると考えている。
- 2) 「積極的否定因子」の傾向が強い者ほど、自殺に関心がなく、自殺念慮の経験がなく、将来自殺する可能性も低い。
- 3) 「共感・救済因子」の傾向が強い者ほど、自殺に関心があり、自殺念慮の経験もあるが、自殺それ自体については強く否定している。
- 4) 「死の拒絶因子」の傾向が強い者ほど、自殺念慮の経験がなく、自殺を強く否定しており、将来の自殺の可能性も低い。
- 5) 「生への執着因子」の傾向が強い者ほど、自殺に関心がなく、自殺念慮を経験したことがなく、自殺を否定し、将来の自殺の可能性も低い。

また他にも、自殺の抑制要因に関する研究(赤澤・藤田、2008)など、大学生を対象とした自殺研究は、日本でも様々な視点から行われている。

5. 自殺の定義

「自殺」というものがどういったものであるか、心理学、社会学、哲学など、幅広い分野で研究が行われている。また、先行研究の中で、「自殺念慮」という言葉が出てきたように、自殺に関する用語も数多い。関連用語含め、ここでは「自殺」とはどのようなものかを説明したい。

様々な研究者の間で自殺の定義はされてきたが、画一された定義はまだなされていないのが現状である。例えば、Shneidman (1985 白井他訳 1993) は、「今日の西欧社会において、自殺は、自ら手を下した意識的行為によってもたらされた死とする。その行為は、死ぬことが最良の解決法と認識された出来事に直面し、窮地を脱することを願った人物の、多くの次元を持った苦痛によってもたらされる、と考えると最も理解しやすい」と定義している。

日本でも様々な研究者が自殺の定義を試みている。例えば、大原 (1965) は自殺を「自らを殺す行為であって、しかも、死にたいという意図が認められその結果を予測しえた死である」と定義している。

これらの定義の中で共通している点として、①「自殺の意志がある」ことと、②「行動した結果の予測をしている」ことが挙げられている (中村、2001)。

高橋 (2006) は、自殺を定義する際の注意点について、以下のように述べている。

「自らの死の意図」や「結果予測性、予測能力」などの事項は、厳密な自殺の定義に必要不可欠かもしれないが、臨床家がこれに拘りすぎると、過ちを犯しかねない。それは、定義に拘るあまり、その定義から外れるものは自殺ではないとすることは、「あの患者は死ぬつもりなどなかった。単なる事故にすぎない。」というように臨床家が自ら犯した過ちの正当化には役立つかもしれない。しかしながら、あくまでも追求しなければならないのは患者が自らの手で命を絶とうとする事実そのものであり、それが自殺であろうと事故死であろうと、その種の危険を予測したならば未然に防ぐことに全力を挙げなければならない。」

また大原 (1965) は、「一応の定義を定めても、なおかつ、症例の検討に際して、それを自殺の範疇に入れるべきか、事故と見なすべきか、その決定に迷うことは決してまではない」と、自殺を定義することの困難さを述べている。

このように、自殺について厳密に定義することは困難であり、画一的な定義はなされていないままである。本研究では、中村 (2001) の「自らの死の意図」と「結果予測性」が含まれる行動を自殺と定義することとした。

6. 自殺に関する用語の説明

自殺は、それについて考えてから為されるまでにいくつかの段階を経るものである。自殺に至る段階には、自殺 (希死) 念慮、自殺計画、自殺企図、自殺未遂・完 (既) 遂というものがある。

各論文で、「自殺念慮」と「希死念慮」という言葉が使われている。「自殺念慮」と「希死

念慮」の違いについて、明確に区別されているわけではなく、中には同義として用いられることも多い。勝俣 (1988) によれば希死念慮と自殺念慮は同義のものとし、「死にたい」や、「自殺したい」と思う場合のような、思考ないし観念レベルの行動としている。本研究では「自殺念慮」と「希死念慮」を明確に区別することは目的としていない。そのため本研究では、「希死念慮」と「自殺念慮」を同義のものとし、勝俣 (1988) の概念を用いることとする。以下の表記は「希死念慮」を用いる。

自殺計画とは、「自殺の日時、手段、場所などを計画する」ことである。この自殺の計画について、石井 (1988) は、「いつ、どこで、どんな方法で」という問いに答えられれば危険度が増すことを述べている。

自殺企図とは、「行動化した時から死の直前までを含む過程」である (中村、2001)。

自殺企図した結果死に至らなかった場合を未遂、死に至った場合を完遂とする (多田、2008)。

7. 自殺予防について

自殺予防は、prevention (予防)、intervention (介入)、postvention (事後対応) の3段階に分けられる。prevention は、現時点で直ちに危険が迫っているわけではないが、自殺が起きるのを予防することを指す。intervention とは、今まさに起こりつつある自殺の危険に介入し、自殺を防ぐことである。postvention は、不幸にして自殺が生じてしまった場合に、他の人々に及ぼす心理的影響を可能な限り少なくするためのケア全般を意味している (高橋、2006)。本研究は、この中でも prevention に着目した研究である。

専門家は、自殺の危険をスクリーニングする手段として、質問紙を用いることがある。例えば日本語版 Beck Depression Inventory - II (BDI-II ; Beck, Steer, & Brown, 1996 小嶋他訳 2003) は、Beck によって考案された、自記式の質問紙調査である。うつ病の心身症状を総合的に評価して、客観的な診断を下す診断的な心理検査である。BDI-II は小嶋らによって日本語訳され、日本人サンプルにおける信頼性と妥当性が確認されている質問紙である。また、BDI-II (Beck et al., 1996 小嶋他訳 2003) は、質問項目に自殺念慮を含んでいる。川上・近藤・柳田・古川 (2003) は K6/K10 を岡山市と玉野市の 1,274 名を対象に調査を実施している。その結果、K6/K10 が過去 12 か月間の自殺行動について高いスクリーニング効率を示すと述べている。

8. 大学生の自殺予防

大学生における自殺の prevention は、自殺に関する情報を提供し、自殺を考える学生を早期に発見し、身近な人で支え合い、専門家に紹介することを目的としている (内野、2006)。

中でも希死念慮は重要な自殺の危険因子のひとつである。米国で行われた大規模疫学調査 (National Comorbidity Survey) によれば、希死念慮から自殺の計画に至る可能性は 34% であった。計画から自殺企図に移行する可能性は 72% であった。希死念慮から計画性のない企図に至る可能性は 26% であった。計画性のない企図の 90% と、計画性のある企図の 60% が希死念慮発生から 1 年以内に起こっている (Kessler, Borges, & Walter, 1999)。また他にも、自殺企図者の 7% ~ 12% が 10 年以内に自殺を完遂することが明らかとなっている (Fawcett, 2001)。これらのことから自殺の計画段階に移行すると、その後自殺企図につながる可能性が非常に高まってしまうことがわかる。よって希死念慮の段階で予防することが重要であると考えられる。

一方、内閣府 (2009) が 20 歳以上の者 1,808 人を対象に行った自殺対策に関する意識調査によると、「自殺を本気で考えたことがある」と答えた 346 人のうち、自殺を考えたときに「相談したことはない」と答えている者の割合が 60.4% となっている。

すなわち①自殺の計画段階に至ると、その後自殺企図に移行する確率が高まる、②希死念慮経験者の多くは、自殺を考えたとき相談したことがない、という 2 点から、大学生における prevention では、希死念慮者の周囲の人間が自殺の危険に気がつくことが重要であるといえる。そのためには、希死念慮者の周囲の人間が自殺の危険をスクリーニングすることが自殺予防において重要だと考えられる。

専門家だけでなく、大学でも自殺予防について多くの対応が行われている。

例えば筑波大学では以下の対応を行っている (太刀川、2010)。

1. ホットスポットへの物理的対策
2. 学生相談電話の設置
3. 自殺予防マニュアルの全教職員への配布
4. 「こころの健康委員会」の設置
5. 大学新聞や広報誌を用いた自殺予防の啓発
6. 入学時 UPI スクリーニング検査と呼び出し面接の実施
7. 自殺既遂学生の分析

その他にも広島大学保健管理センターでは大学生の自殺予防プログラム開発を試みている(内野・磯部・鈴木・藤巴・岡本・酒井・神野、2005)。このように大学ではすでに多くの取り組みがなされている。

9. 自殺のサインについて

しかしながら専門家や教職員が、常に大学生の自殺の危険に注意し、自殺のスクリーニングを行っていくことは難しいと考えられる。そこで、希死念慮者の友人など、日常生活において関わる機会の多い人間が自殺の危険に気がつくことが必要であると考えられる。そのための手段として、文献や自殺対策マニュアルにおいて「自殺のサイン」というものが取り上げられている。自殺のサインとは、心理的に自殺に追い込まれていく中で起こる変化であり、言葉もしくは行為の形で、自殺者が自殺企図前に出す死の予告であるとされている(高橋、2006)。

高橋(2006)は、自殺の直前に起こる行動の変化として、以下のようなサインを挙げている。

- ・感情が不安定になる。突然、涙ぐんだり、落ち着かなくなり、不機嫌で、怒りやイライラを爆発させる
- ・深刻な絶望感、孤独感、自責感、無価値感に襲われる
- ・これまでの抑うつ的な態度とは違って、不自然なほど明るくふるまう
- ・性格が急に変わったように見える
- ・周囲から差しのべられた救いの手を拒絶するような態度に出る
- ・投げやりな態度が目立つ
- ・身なりに構わなくなる
- ・これまでに関心のあったことに対して興味を失う
- ・仕事の業績が急に落ちる
- ・職場を休みがちになる
- ・注意が集中できなくなる
- ・交際が減り、引きこもりがちになる
- ・激しい口論や喧嘩をする
- ・過度に危険な行為に及ぶ
- ・極端に食欲がなくなり、体重が減少する

- ・不眠がちになる
- ・さまざまな身体的な不調を訴える
- ・突然の家出、放浪、失踪をする
- ・周囲のサポートを失う
- ・強い絆のあった人から見捨てられる
- ・近親者や知人の死亡を経験する
- ・アルコールや薬物を乱用する
- ・大切にしていたものを整理したり誰かにあげてしまう
- ・死にとらわれる
- ・自殺をほのめかす
- ・自殺についてはっきりと話す
- ・遺書を用意する
- ・自殺の計画を立てる
- ・手段を用意する
- ・自殺する予定の場所を下見に行く
- ・自傷行為に及ぶ

内閣府（2011）は、「自殺を予防するためには、国民一人ひとりの身近にいる人の自殺のサインに対する気づきを問題に応じた専門家へつなげていくことが大きな課題である」と述べている。稲村（1978）によれば、自殺の前兆徴候に最も早く気づくのは友達であり、友達が自殺兆候に対して正しい対応ができるならば、危機を未然に防ぐために大きな貢献をなし得るといふ。そこで大学生から発せられる自殺のサインには、同じ大学生の友人が読み取れることが重要だと考えられる。

10. 自殺のサインとしてのうつ病

ICD-10（World Health Organization, 1992 融・中根・小見山（監訳）1993）によれば、軽症、中等症、重症に共通する典型的な抑うつのエピソードでは、患者は通常以下のような症状を示すとある。「抑うつ気分、興味と喜びの喪失、および活力の減退による易疲労感の増大や活動性の減少に悩まされる」。また、他の一般的な症状には以下のようなものがある。

- a) 集中力と注意力の減退
- b) 自己評価と自信の低下

- c) 罪責感と無価値観
- d) 将来に対する希望のない悲観的な見方
- e) 自傷あるいは自殺の概念や行為
- f) 睡眠障害
- g) 食欲不振

これらの症状が少なくとも2週間以上持続することが診断に必要だとされている。

うつ病の症状についてはICD-10 (World Health Organization, 1992 融・中根・小見山 (監訳) 1993) でもDSM-IV-TR (American Psychiatric Association, 2000 高橋・大野・染谷訳 2004) でも症状は同様のものと考えられる。現存するうつ病のスクリーニングテストでもこれらの症状が含まれていることが多い。本研究では「自殺と関係のあるうつ病の症状」に注目したいと考えたため、「自殺と関係があるとされる、複数のうつ病のスクリーニングテストの中で、共通する質問項目」を「うつ病の症状」として用いることとした。

うつ病は極めて重要な自殺のサインである。2010年度の日本の自殺者総数31,690人のうち、原因、動機が特定されている自殺者は23,572人である。原因、動機が不特定の自殺者は8,118人となっている。原因・動機が特定されている自殺者の原因で最も多いのは、「健康問題」であり15,802人となっている。「健康問題」の内訳の中で、「病気の悩み・影響(うつ病)」という原因が7,020人と最も多くなっている。こうしたうつ病の早期発見、早期治療が青少年の自殺予防のためのポイントとされている(内閣府、2011)。

うつ病の好発期は青年期である(American Psychiatric Association, 2000 高橋・大野・染谷訳 2004)。Schneider, Muller, & Philipp (2001) は、感情障害患者が、不自然な原因で(全ての自殺が自殺と断定されるわけではない)死亡する率は、一般人口の同年齢の人から期待される数字の28.8倍であると述べている。

これらのことから、うつ病は自殺の危険が高いことがわかる。「うつ病の症状」に大学生の友人が気づき、適切な対応を取ることは、大学生の自殺予防で重要なことであるといえる。

世論調査では、家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき、精神科の病院へ相談することを勧めるかという質問に対し、「勧める」と答えた人は89.2%となっている。しかし、うつ病経験者の中で、医師を受診したのはたった4分の1しかいないのが現状である(川上・大野・宇田・中根・竹島、2002)。このことから、多くのうつ病者の周囲の人が「うつ病のサイン」に気付いていないことが考えられる。

11. 自殺のサインとしての絶望感

絶望感は、自殺の危険が高い指標の一つである。絶望感は、人生が好転する可能性などあり得ないという全般的な厭世観や空虚感であり、将来起こり得る自殺を予測する(高橋、2008)。

Maltsberger (1986 高橋訳 1994) によれば、絶望感とは、以下の2つの要素があるという。第1に、自分は耐え難い感情状態にあって、強烈で容赦ない精神的な苦痛に圧倒され、もはやそれに耐えることができなくなってしまっている。第2に、患者は自分の状態を認識し、自分自身に対してすっかり諦めきってしまった。また絶望感において、耐え難いものになっていく感情状態とは、1) 孤立感、2) 自己嫌悪(無価値観)、3) 殺害に至るほどの怒り、の3点である。この感情のために患者はしばしば自殺に追い詰められていくという。

また、絶望感はうつ病よりも重要な指標であるという指摘もある(Beck, Steer, Kovacs & Garrison, 1985; Evans et al., 2004 小川他訳 2006; Maltsberger, 1986 高橋訳 1994)。このように、絶望感は重要な自殺のサインであることがわかる。

12. 問題提起

以上のことから、大学生の自殺予防において、同じ大学生の友人がサインに気づき、適切な対応を取ることが重要であると考えられる。しかし、大学生が、希死念慮者から出される自殺のサインに気が付けるかはわからないままである。

II . 本研究の目的

1. 本研究の目的

本研究では、①友人から発せられる、自殺のサインと、自殺と無関係なものを、大学生は判断することができるかを評価する質問紙を作成する。②また、自殺の危険がないと感じた理由について、自由記述を行い、大学生が自殺の危険が無いと考える理由を検討する、という2点を目的とした。

2. 仮説と予測される結果

作成された質問紙からは、①自殺のサインに対し、自殺の危険があると思う、②自殺の危険が無いものに自殺の危険が無いと思う、③自殺のサインに対し自殺の危険があると思

わない、もしくは④自殺のサインではない項目に対し自殺の危険があると思う、という4種類の回答が得られる。

仮説として、「うつ病の症状」に関する項目と「絶望感」に関する項目は、「無関係」の項目よりも、「自殺の危険がある」という回答が多く得られると考えられる。また、「うつ病の症状」に関する項目の方が、「絶望感」に関する質問項目よりも「自殺の危険がない」という回答が多いと考えられる。

III. 方法

1. 参加者

A県内の大学生・大学院生を対象とする。予備調査1では、A県B大学の臨床心理領域の大学院生14人(男性8人、女性6人)を対象とした。予備調査2ではA県C大学の1年生116人中、データ欠損を除いた113人(男性52人、女性61人)を分析対象とした(有効回答率97.4%)。本調査ではA県B大学の1～4年生247人中、データ欠損を除いた233人(男性85人、女性148人)を分析対象とした(有効回答率94.3%)。ただし予備調査2、および本調査では心理学科に所属している者は除いた。

2. 調査日時と調査場所

調査日時は、予備調査1は2011年5月にA県B大学大学院で実施した。2011年7月にA県のC大学で2回目の予備調査を行い、信頼性の確認と、質問項目の検討を行った。10月に本調査をA県のB大学で行った。

調査は、A県内の大学における授業時間の一部を借りて行った。

3. 調査内容

予備調査1では、自殺と関連する既存の尺度を大学院生に実施し、分類分けを行い、質問紙を作成した。

予備調査2では、作成した質問紙を実施し、その後因子分析を行い信頼性の検討を行った。

本調査では、修正した質問紙を実施した。また、「自殺の危険がないと答えた理由」について、自由記述を実施した。

4. 質問形式

質問形式は「自殺の危険があると思う」から「自殺の危険がないと思う」の4件法で行う。教示は「あなたの友人（大学生）が、次のような様子を示した場合、あなたは自殺の危険があると思うか、自殺の危険はないと思うかお答えください。当てはまるものひとつに丸をつけてください。」と質問紙に記載する。

自由記述は、6つの枠を設け、「自殺の危険はないと思ったのはなぜですか。特に気になった項目の番号と理由を、3つ以上下枠にお書き下さい。」という教示を質問紙に記載する。

5. 手続き

最初に、説明を行うため質問紙が配られても記入しないように口頭で伝えた。その後、参加者全員に質問紙を配布し、研究概要、個人情報取り扱い、倫理規定、質問紙の記入の仕方、注意事項について説明を行った。それらに同意していただけた参加者には、同意書に名前と日付を記入してもらい、質問紙に記入をしてもらった。

6. 質問紙のフェイスシートについて

フェイスシートでは、学年、性別を記入する項目を設ける。学科については心理学科、その他のいずれかに丸を付けてもらった。

7. 質問項目の作成

予備調査1では、「うつ病の症状」の質問項目の作成のため、自殺と関連の深い、うつ病のスクリーニングテストから共通する質問項目を抜き出すこととした。こうした共通する項目は、各専門家が考える、自殺と関連するうつ病の症状であると考えられる。用いた質問紙は①日本語版BDI-II (Beck et al, 1990 小嶋他訳 2003)、② Depression Scale for Japanese (DSJ: 田中・竹尾・七田・小山・羽毛田・塚田、2010)、③ K6/K10 (川上・近藤・柳田・古川、2003)、④うつ病対策マニュアル (川上ら、2003) である。また、「絶望感」の項目を作成するために、⑤日本語版絶望感尺度 (Tanaka, Sakamoto, Ono, Fujihara & Kitamura, 1998) を用いた。これら計5つで類似した項目を抜き出すこととした。ただし、④のうつ病対策マニュアル (川上ら、2003) と、⑤日本語版絶望感尺度 (Tanaka et al, 1998) に関しては、もともと「はい」「いいえ」の2件法だったが、他の質問紙と同じ「いつも」から「全くない」の4件法に修正し行った。分析方法は、「全くない」という回答を1点、

「いつも」という回答を4点とし、クラスター分析を行い、分類分けを行った。それぞれから得られた質問項目は、「友人が～のようだ」という文章にし、質問紙の項目を作成した。

予備調査1によって作成された質問項目に関して、予備調査2では、因子分析を用いて再現性の確認と、信頼性の検討を行った。本調査で用いる質問項目について、専門家と検討を行い、本調査の質問項目を作成した。分析方法は、自殺の危険は「全くない」を1点とし、「とてもある」という回答を4点とし分析を行った。

8. 自由記述

「自殺の危険はない」と回答した項目について、「自殺の危険はない」と感じた理由について、自由記述を設けた。

9. 倫理的配慮

この研究は常磐大学大学院研究倫理委員会の定める規定に則って行う。

本研究では調査への参加は対象者の意志に添うものとし、事前に調査の説明を十分にした上で、書面により同意を得るものとした。また、調査に対して不快感を持ったり、途中で回答したくなくなったりした場合にはその時点で直ちに参加を拒否できるようにも合わせて説明を行った。個人情報保護のため、得られたデータは年齢と性別のみを保持し、連結可能匿名化によって番号のみで処理した。回収した質問紙は鍵のかかる保管庫で保管し、本研究の目的以外には使用しないこととした。

IV. 結果

1. 予備調査1の結果

- ①日本語版 BDI-II (Beck et al, 1990 小嶋他訳 2003)
- ② Depression Scale for Japanese (DSJ: 田中ら、2010)
- ③ K6/K10 (川上ら、2003)
- ④うつ病対策マニュアル (川上ら、2003)
- ⑤日本語版絶望感尺度 (Tanaka et al., 1998)

上記の質問紙を大学院生に実施し、クラスター分析を行った。クラスター化の方法はWard法を用いた。

Rescaled Distance Cluster Combine を10で分類分けを行った。結果、「絶望感」、「抑う

つ感」、「将来への希望」の3つに分類された。そのうち「絶望感」、「抑うつ感」に分類された項目から7項目ずつの、計14項目を自殺のサイン項目とした。日本語版絶望感尺度 (Tanaka et al., 1998) の逆転項目が集まった、「将来への希望」から7項目を、「絶望感」に対する逆転項目とし、計21項目を質問項目とした。

2. 予備調査2の結果

予備調査2の結果、「絶望感」の逆転項目とした、「将来への希望」の分類において床効果が見られた。また、「絶望感」の項目である、「友人が、人生について絶望的だと感じているようだ」という質問項目において天井効果が見られた。天井効果、および床効果の見られた項目は因子分析の分析対象から除いた。

探索的因子分析 (主成分分析) を行ったところ、設定した分類と同じ、2因子が得られた。よって、主因子法 (プロマックス回転) で因子数を2とし、因子分析を行った。結果、3項目において予備調査1で設定した分類とは異なる結果となった。予備調査1から、設定した分類を基に、因子1を「絶望感」とし、因子2を「抑うつ感」とした。下位尺度得点を、各因子における質問項目の合計点を項目数で割った平均値で算出した。「絶望感」と「抑うつ感」の下位尺度得点を対応のあるt検定で比較したところ、「絶望感」の方が「抑うつ感」よりも、1%水準で有意に高い得点となった ($M = -0.32$ $SD = 0.39$ $t(109) = 8.54$ ($p < 0.01^{**}$))。

予備調査1で設定した分類とは異なる結果となった点について検討した結果、「絶望感」と「抑うつ感」は概念が酷似しており、明確に分類をすることは困難であるとされた。よって、予備調査1で設定した分類と異なる結果となった質問項目は削除せず、本調査でも用いることとした。すべての項目における信頼性は0.92であり高い値が得られた。また、床効果、天井効果のあった項目を削除した場合の信頼性は0.91であった。

逆転項目において、「絶望感」と負の相関が見られず、弱い正の相関が見られた。この結果から、「将来への希望」は「絶望感」に対する逆転項目として不適切であるとし、本調査では逆転項目を削除した。また、天井効果のあった項目も削除した。

本調査では、「絶望感」、および「抑うつ感」が自殺のサイン項目として適当であるかを確認するため、「自殺と無関係の項目」を加えることとした。「自殺と無関係の項目」の作成は、自殺念慮、自殺企図経験と相関のない、Y-G性格検査の「のんきさ」(大原, 1991)の項目を用いた。具体的には、「いろいろ違う仕事が見たい」、「人と一緒にはしゃぐことが多い」、「口数が多い」、「気軽なたちである」の4項目を用いた。

そのため「絶望感」に関する7項目、「抑うつ」に関する6項目、「自殺と無関係の項目」に関する4項目の計17項目を本調査の質問項目とした。

3. 本調査の結果

結果、「自殺と無関係な項目」である、「友人が、いろいろ違う仕事がしてみたいようだ」、「友人が、人と一緒にはしゃぐことが多いようだ」、「友人が、口数が多いようだ」、「友人が、気軽なたちであるようだ」という4項目において、床効果が見られた。その他の項目で、床効果、天井効果が見られた項目はなかった。床効果の見られた項目は、因子分析の対象外とした。

4. 探索的因子分析

床効果のあった質問項目を除き、探索的因子分析として、回転のない主成分分析を行った。共通性は全ての項目において0.16以上の値が得られた。固有値は、成分1、成分2以外はすべて合計値が1以下となっている。また、成分行列では2因子が抽出された。図1にスクリープロットを示す。

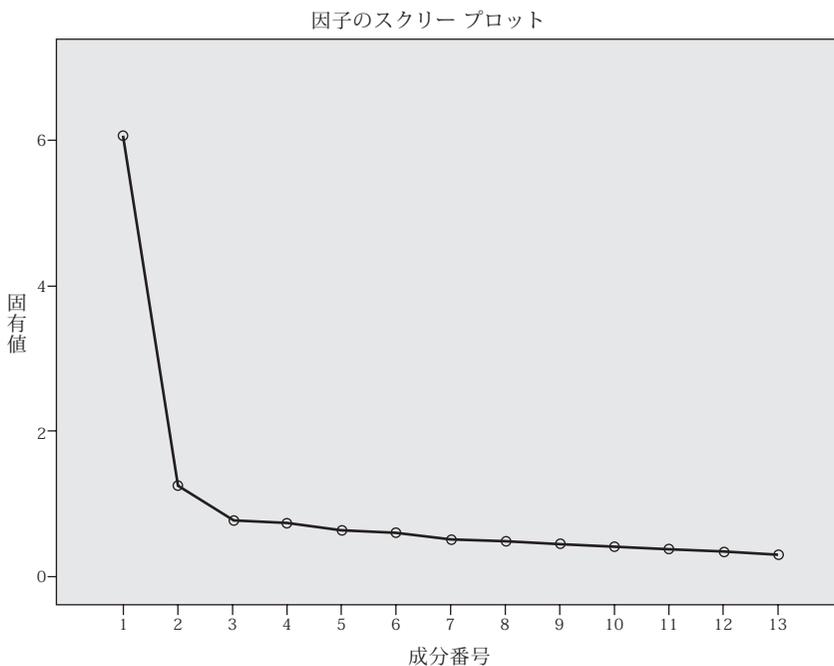


図1 探索的因子分析のスクリープロット

5. 因子分析 1

上記の結果から、因子数を 2 とし、主因子法で因子分析を行った。下位尺度間に相互に相関があると仮定し、分析方法は主因子法、回転はプロマックス回転を用いた。共通性はすべての項目に置いて 0.16 以上の値が得られた。予備調査 2 で得られた分類から、因子 1 に分類された質問項目を、「抑うつ感」、因子 2 に分類された質問項目を「絶望感」とした。分類された項目は、「友人が、物事は、自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ」という質問項目に置いて、予備調査 2 と異なる結果となったが、他の項目については予備調査 1 と同じ分類となった。この質問項目については、予備調査 2 と同じく、「抑うつ感」と「絶望感」の明確な区別が困難であることから、分析対象から削除しなかった。また、「友人が将来に関して悲観しているようだ」という質問項目において、因子負荷量が因子 1、因子 2 ともに 0.40 以下の、類似した値となった。よって、「友人が、将来に関して悲観しているようだ」という質問項目は削除し、再度因子分析を行うこととした。

6. 因子分析 2

「友人が、将来に関して悲観しているようだ」という質問項目を除き再度因子分析（主因子法、プロマックス回転）を行った。共通性は、全体で若干の低下が見られたものの、すべての項目に置いて 0.16 以上の値が得られた。因子負荷量は、全ての項目において、0.40 以上の値が得られた。分類は因子分析 1 で行った結果と同じであった。因子分析 1 と同

表 2 因子分析（主因子法、プロマックス回転）

	パターン行列 a	
	因子	
	1	2
友人が、いつもよりイライラするようだ	0.85	-0.22
友人が、気分が落ち込んでいるようだ	0.67	-0.03
友人が、物事は、自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ	0.64	0.08
友人が、物事について神経過敏に感じているようだ	0.62	0.12
友人が、ぐっすり眠れていないようだ	0.50	0.21
友人が、自分で物事をうまくやれなかったら、諦めるかもしれないと思っているようだ	0.49	0.20
友人が、訳もなく疲れたような感じがしているようだ	0.46	0.27
友人が、自分自身に失望しているようだ	-0.14	0.92
友人が、自分は価値のない人間だと感じているようだ	0.02	0.75
友人が、孤独だと感じているようだ	-0.01	0.71
友人が、自分の人生は失敗だったと思っているようだ	0.06	0.59
友人が、自分の欠点や失敗に対し、自分を責めているようだ	0.26	0.48
	因子相関行列	
	1	2
	1	- 0.68
	2	-

じく、因子1を「抑うつ感」とし、因子2を「絶望感」とした。因子間相関は相関係数0.68の正の相関が得られた。因子分析で分析対象から除外した項目を除いた場合の信頼性は、0.90であった。最終的な因子分析の結果を、表2に示す。

7. 各因子間における下位尺度得点の比較

「抑うつ感」と「絶望感」の下位尺度得点において、対応のあるt検定を行ったところ、1%水準で有意な差が見られた ($M = -0.46$ $SD = 0.47$ $t(232) = -14.98$ ($p < 0.01^{**}$))。「抑うつ感」と「自殺と無関係な項目」の下位尺度得点において対応のあるt検定を行ったところ、1%水準で有意な差が見られた ($M = 0.68$ $SD = 0.64$ $t(232) = 16.05$ ($p < 0.01^{**}$))。「絶望感」と「自殺と無関係な項目」の下位尺度得点において対応のあるt検定を行ったところ、1%水準で有意な差が見られた ($M = 1.14$ $SD = 0.83$ $t(232) = 21.02$ ($p < 0.01^{**}$))。

8. 合計得点の高得点群、低得点群における、各質問項目の平均値と、自殺のサイン項目平均値の比較

自殺の危険は「全くない」という回答を1点とし、「とてもある」という回答を4点として採点した。分析の対象から除いた項目以外の、12の質問項目における合計得点は、最小値13.00、最大値44.00、平均値29.42 ($SD = 6.01$)であった。また、12の質問項目すべてに「危険がある」と答えた場合の合計点は33点以上である。

12の質問項目における合計得点は、有意確率0.09で帰無仮説は棄却されず、正規分布であった。この合計得点が正規分布であったことから、平均値と標準偏差で高得点群と低得点群に分類した。36点以上の合計得点群を高得点群とし、23点以下の合計得点群を低得点群とした。高得点群は、「抑うつ感」と「絶望感」の多くの質問項目に、「自殺の危険がある」と判断した群である。低得点群は、「抑うつ感」と「絶望感」の多くの質問項目に、「自殺の危険がない」と判断した群である。高得点群と低得点群における、各質問項目の平均値を表3に示した。また、高得点群における自殺のサイン項目の平均値は3.16 ($SD = 0.20$)であった。低得点群における自殺のサイン項目の平均値は1.64 ($SD = 0.24$)であった。

高得点群において、自殺のサイン項目の平均値の、1SD以上の値となった質問項目は以下の項目であった。

- ・友人が、自分は価値のない人間だと感じているようだ
- ・友人が、訳もなく疲れた感じがしているようだ

表3 高得点群と低得点群の平均値

	得点群	N	平均値	標準偏差
友人が、自分の人生は失敗だったと思っているようだ	低得点群	40.00	1.93	0.69
	高得点群	41.00	3.12	0.51
友人が、ぐっすり眠れていないようだ	低得点群	40.00	1.23	0.48
	高得点群	41.00	2.98	0.47
友人が、自分の欠点や失敗に対し、自分を責めているようだ	低得点群	40.00	1.78	0.66
	高得点群	41.00	3.32	0.47
友人が、気分が落ち込んでいるようだ	低得点群	40.00	1.63	0.63
	高得点群	41.00	2.98	0.61
友人が、自分で物事をうまくやれなかったら、諦めるかもしれないと思っているようだ	低得点群	40.00	1.40	0.55
	高得点群	41.00	3.02	0.65
友人が、自分は価値のない人間だと感じているようだ	低得点群	40.00	1.90	0.78
	高得点群	41.00	3.51	0.55
友人が、物事について神経過敏に感じているようだ	低得点群	40.00	1.45	0.60
	高得点群	41.00	3.00	0.39
友人が、いつもよりイライラするようだ	低得点群	40.00	1.40	0.55
	高得点群	41.00	2.66	0.57
友人が、物事は、自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ	低得点群	40.00	1.40	0.55
	高得点群	41.00	2.90	0.62
友人が、訳もなく疲れたような感じがしているようだ	低得点群	40.00	1.65	0.70
	高得点群	41.00	3.49	0.51
友人が、孤独だと感じているようだ	低得点群	40.00	2.13	0.88
	高得点群	41.00	3.51	0.60
友人が、自分自身に失望しているようだ	低得点群	40.00	1.80	0.85
	高得点群	41.00	3.49	0.55

- ・友人が、孤独だと感じているようだ
- ・友人が、自分自身に失望しているようだ

また、高得点群において自殺のサイン項目の平均値の、1SD 以下の値となった質問項目は、以下の項目であった。

- ・友人が、物事が自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ
- ・友人が、いつもよりイライラするようだ

低得点群において、自殺のサイン項目の平均値の、1SD 以上の値となった質問項目は、以下の項目であった。

- ・友人が、自分の人生は失敗だったと思っているようだ
- ・友人が、自分は価値のない人間だと感じているようだ
- ・友人が、孤独だと感じているようだ
- ・友人が、自分自身に失望しているようだ

また、低得点群において、自殺のサイン項目の平均値の、1SD 以下の値となった質問項目は、以下の項目であった。

- ・友人が、ぐっすり眠れていないようだ

- ・友人が、自分で物事をうまくやれなかったら、諦めるかもしれないと思っているようだ
- ・友人が、いつもよりイライラするようだ
- ・友人が、物事が自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ

9. 自由記述の結果

自由記述の中で最も多くの回答が得られた質問項目は、「友人が、いつもよりイライラするようだ」であった。次いで「友人が、ぐっすり眠れていないようだ」、「友人が、気分が落ち込んでいるようだ」であった。

また、自由記述の内容を、以下のように分類した。

①「将来変化する可能性」

例)「しばらくたてば治ると思うから」「これからいくらでも変えられるから」

②「体験」

例)「自分もそういったときがあるが、自殺を考えたことはないから」

③「一般化」

例)「誰にでもあることだから」「それはそういうものだから」「本人だけではない」「良くあることだから」

④「対応による改善」

例)「話を聞いてあげれば危険はないと思った」「周囲が気付くと思った」「病院を勧めれば大丈夫だと思った」

⑤「他の原因の可能性」

例)「眠れないのはレポートがたまっていたり、夜更かしのし過ぎなだけかもしれない」「枕が合わないだけかもしれないから」「原因はいくつもあるから」

⑥「軽視」

例)「その時だけだと思った」「ただ、眠れていないだけだと思ってしまう」「その程度では自殺するほど大きな問題ではないと思った」

⑦「イメージが結びつかない」

例)「イライラは自殺とは結びつかない」「自殺とは関係がないと思った」「イライラは殺人はしそうだが、自殺はしないと思った」

⑧「その他」

例)「全く眠れていないわけではないので大丈夫だと思った」「そんなことはないと思った」

最も多かった回答は「一般化」に関する回答であった。自由記述に関する詳細は表4に示した。

表4 自由記述の質問項目と内容の度数分布

質問項目	将来変化する可能性	体験	一般化	対応による改善	他の原因の可能性	軽視	イメージが結びつかない	その他	合計
友人が、自分の人生は失敗だったと思っているようだ	4.00	0.00	9.00	4.00	1.00	3.00	3.00	0.00	24.00
友人が、ぐっすり眠れていないようだ	0.00	2.00	8.00	3.00	39.00	14.00	6.00	5.00	77.00
友人が、自分の欠点や失敗に対し、自分を責めているようだ	2.00	2.00	12.00	3.00	2.00	5.00	1.00	3.00	30.00
友人が、気分が落ち込んでいるようだ	1.00	5.00	32.00	7.00	6.00	18.00	5.00	1.00	75.00
友人が、将来に関して悲観しているようだ	3.00	0.00	13.00	2.00	2.00	4.00	4.00	4.00	32.00
友人が、自分で物事をうまくやれなかったら、諦めるかもしれないと思っているようだ	1.00	0.00	13.00	2.00	5.00	5.00	13.00	11.00	50.00
友人が、自分は価値のない人間だと思っているようだ	0.00	1.00	0.00	2.00	0.00	2.00	1.00	1.00	7.00
友人が、物事について神経過敏に感じているようだ	0.00	0.00	3.00	0.00	12.00	3.00	3.00	2.00	23.00
友人が、いつもよりイライラするようだ	0.00	3.00	29.00	9.00	11.00	21.00	34.00	3.00	110.00
友人が、物事は、自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ	2.00	0.00	19.00	2.00	3.00	6.00	5.00	3.00	40.00
友人が、訳もなく疲れたような感じがしているようだ	0.00	1.00	0.00	5.00	6.00	3.00	4.00	0.00	19.00
友人が、孤独だと感じているようだ	0.00	0.00	1.00	3.00	2.00	1.00	1.00	2.00	10.00
友人が、自分自身に失望しているようだ	2.00	1.00	1.00	2.00	2.00	3.00	0.00	2.00	13.00
合計	15.00	15.00	140.00	44.00	91.00	88.00	80.00	37.00	510.00

V. 考察

1. 「抑うつ感」と「絶望感」の分類について

予備調査2において因子分析を行った結果、いくつかの項目において予備調査1から仮定した分類と異なる結果が得られた。また本調査においても、「友人が、物事は、自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ」という質問項目が、予備調査により仮定した「絶望感」ではなく「抑うつ感」に分類された。このことは、以下のような理由から、「絶望感」と「抑うつ感」を完全に区別することが困難であると考えられる。

1) うつ病をスクリーニングする質問紙において、絶望感に関する質問項目が含まれていること。2) 先行研究において抑うつと絶望感の関連が強いとされているように (Beck et al., 1996 小嶋他訳 2003)、「絶望感」と「抑うつ感」には密接な関係があること。本研究では、表2において、「イライラ」「神経過敏」などのうつ病の身体化症状に関する項目が集まった因子1を「抑うつ感」とし、「自責の念」「自分自身に対する失望」などの自分に対する否定的な表現に関する質問項目が集まった因子2を「絶望感」と名付け、区別することとした。

2. 下位尺度得点の比較から

下位尺度得点を比較したところ、「抑うつ感」と「絶望感」は「自殺と無関係な項目」に対し、有意に高い結果が得られた。また、「自殺と無関係な項目」には床効果が得られた。このことから、「抑うつ感」と「絶望感」は「自殺と無関係な項目」よりも「自殺の危険がある」と判断されることが分かった。大学生は友人から自殺のサインが出された際に、自殺と関係ないものは「関係ない」と判断できることが考えられる。

「絶望感」と「抑うつ感」は、先行研究でどちらも自殺の危険が高いとされており、同程度に「自殺の危険がある」と判断されることが望まれる。本研究の結果では、予備調査においても、本調査においても「抑うつ感」の方が有意に低いことが示された。このことから、大学生において、「抑うつ感」の方が「絶望感」よりも「自殺の危険がない」と判断されやすいことが明らかとなった。

3. 「自殺の危険がない」と判断されやすい項目

高得点群と低得点群を比較した結果、「自殺の危険がない」と判断されやすい項目は以下のものであった。

- ・友人が、物事が自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ
 - ・友人が、いつもよりイライラするようだ
 - ・友人が、ぐっすり眠れていないようだ
 - ・友人が、自分で物事をうまくやれなかったら、諦めるかもしれないと思っているようだ
- 特に低得点群は、「抑うつ感」の質問項目が「自殺の危険がない」と判断されやすいことが示唆された。

4. 「自殺の危険がある」と判断されやすい項目

高得点群と低得点群を比較した結果、「自殺の危険がある」と判断しやすい質問項目は以下のものであった。

- ・友人が、自分の人生は失敗だったと思っているようだ
- ・友人が、自分は価値のない人間だと感じているようだ
- ・友人が、孤独だと感じているようだ
- ・友人が、自分自身に失望しているようだ
- ・友人が、訳もなく疲れた感じがしているようだ

高得点群、低得点群の両群に、「自殺の危険がある」と判断されやすい項目は「無価値観」、「孤独感」、「失望感」などであることが明らかとなった。高得点群においては、「易疲労性」のような「抑うつ感」に関わる質問項目も「自殺の危険がある」と判断されやすいことが明らかとなった。

5. 「自殺の危険がない」と考える理由

以下では、各質問項目における「自殺の危険がない」と考える理由について考察した。自由記述の回答が多かった質問項目から、順に述べていく。

6. 「友人が、いつもよりイライラしているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

自由記述の回答が最も多く集まった項目は、「自殺の危険がない」と最も考えられやすい「友人が、いつもよりイライラしているようだ」であった。自由記述の回答で最も多かったのは「一般化」、「軽視」、「イメージが結びつかない」であった。中でも最も多かったのは、「イライラは殺人につながるが、自殺には結びつかない」といった、「イメージが結びつかない」に関する回答であった。

攻撃性はうつ病の症状の一つとして考えられている。田山・菅原(2006)は、高校生409名を対象に、日本語版攻撃性尺度と抑うつ感尺度を用いて、攻撃性と抑うつ感の関係を研究している。その結果、低抑うつ感群、中抑うつ感群、高抑うつ感群の3群に分け比較したところ、高抑うつ感群は他の2群よりも攻撃性が有意に高いことが明らかとなっている。上里(1988)は、青少年の自殺において攻撃性が外に向かうと殺人に至り、内に向かうと自殺につながるということを指摘している。

このように攻撃性と自殺の関係はさまざまな研究者の間で取り上げられてきた。この攻撃性について、「自殺の危険がない」と判断する理由として、以下の5点が考えられる。

- 1) 大学生が自殺、およびうつ病の症状に関して知識が不足していること。
- 2) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。
- 3) 頻度が「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。また、「ときどきであれば自分もあるので」といった記述から、この「頻度」が「一般化」に関する記述に関係していることも考えられる。

- 4) 一つの症状の危険度がどの程度であるかわからないことが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。
- 5) 「対応による改善」に関しては、「話を聞く」といった対応を行う回答が多かった。しかし、病院に行くなどの回答は見られなかった。このことから、「イライラしている」ということが「うつ病の症状」であるという認識は少ないことが考えられる。

7. 「友人が、ぐっすり眠れていないようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

次に自由記述の回答が多かった「友人が、ぐっすり眠れていないようだ」という質問項目に関しては、「ただ忙しいだけかもしれない」、「精神的に疲れていて、ただの不眠症だと思う」など、「他の原因の可能性」についての回答が最も多かった。

不眠は現在うつ病の症状として様々な形で啓発活動が行われている。静岡県では「富士モデル」という対策が行われている（静岡県、2011）。「富士モデル」は「睡眠キャンペーン」として、2週間以上続く「不眠」が「うつ」につながることにについて、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオCM、トイレットペーパーのロール紙など、様々な形で広報活動を行っている。また、「富士モデル」ではうつ病への関心、気づきを高めるために、「こころのバリア」を刺激しないような工夫をしている。「こころのバリア」とは、精神疾患への、「精神病は、精神の弱い者がかかる」、「精神病は一生治らない」といった、事実と異なるが修正が難しい誤解や偏見である。「富士モデル」の「こころのバリア」に対する戦略では、以下のような点に工夫をこらしている。

- a) 生きることの基本である「睡眠」をうつ病の早期発見の目安とした。
- b) 「不眠2週間」という具体的な数字を挙げた。
- c) 「パパちゃんと寝てる?」「お医者さんに行かなくちゃ」など、メッセージを簡潔に表現した。
- d) 働き盛り世代男性への訴求性を考えて、娘から伝える形にした。
- e) 「かかりつけ医に相談する」という具体的な行動を示した。
- f) テレビCMや各種の媒体など「媒体の複合」による啓発で、確実にターゲット世代に情報が届くようにした。

しかし、富士市民を対象にしたアンケート調査で、2007年から2009年までの3年間で、睡眠キャンペーンの認知率の上昇は見られたが、受診行動は十分な変容が見られなかった。この理由として、「不眠」が「うつ病」につながることは知っていても、なお「ここ

ろのバリア」が強く、自身や家族が「うつ病」であると判断できないことを指摘している。

本研究で、「不眠」が「自殺の危険がない」と判断される理由として以下の3点が考えられた。

- 1) その症状の原因が複数考えられることが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つとなっていること。
- 2) 「自殺のサイン」を見落とす大学生は、精神疾患により「不眠」の症状が現れることを知っていても、原因が危険性の低いものである可能性を考えること。こうした考え方に至ることは、「富士モデル」(静岡県、2011)が指摘している、「こころのバリア」が強いことで、精神疾患から来る「不眠」であると判断できないことが考えられる。
- 3) その症状の強さの度合いが不明であることが「自殺の危険がない」と判断する要因の一つとなっていること。

8. 「友人が、気分が落ち込んでいるようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

「気分が落ち込む」という変化は、うつ病の三大症状の内の一つである「抑うつ気分」に含まれている(高橋、1999)。

この質問項目において、回答数が最も多かった理由は「友人が、いつもよりイライラするようだ」という質問項目と同じく「一般化」であった。次いで「軽視」となっている。この質問項目において、「自殺の危険がない」と判断する理由は、以下の4点が考えられた。

- 1) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。
- 2) 頻度が「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。
- 3) 一つの症状の危険度がどの程度であるかわからないことが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。
- 4) 自身の「体験」が、自殺のサインに気が付けるかどうかにかかわること。また、この自身の「体験」によって、「誰にでもある」というような「一般化」の回答につながることも考えられる。

9. 「友人が、自分で物事をうまくやれなかったら、諦めるかもしれないと思っているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目は、日本語版 BHS の第2因子である「将来は希望のないものと強い悲

観的な諦め (give up)」に含まれる質問項目から作成したものである (Beck et al., 1974 田中他訳 1998)。この質問項目は、低得点群において、「自殺の危険がない」と判断されやすいサインである。この質問項目で最も回答数が多かった理由は「イメージが結びつかない」と「一般化」であった。この質問項目において、「自殺の危険がない」と判断する理由は以下の2点が考えられた。

- 1) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。
- 2) 「その他」の回答で多かったのは、『世の中思い通りにいかないのが人生だ』と割り切って考えており、精神的な強さを感じたから、といった、諦めていることをよいことであるという捉え方である。このことから、自殺のサインを見落としがちな人は、この質問項目から「絶望感」を感じないことが考えられた。因子分析において、「絶望感」ではなく「抑うつ感」に分類されたことも、この質問項目から「絶望感」を感じ取れなかったことが原因である可能性が考えられる。

10. 「友人が、物事は自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目は、日本語版 BHS の第1因子である「将来に対する楽観的な見通しを否定する項目群」に含まれる質問項目から作成したものである (Beck et al., 1974 田中他訳 1998)。この質問項目は、低得点群、高得点群の両群が、「自殺の危険がない」と感じやすいサインである。この質問項目において最も回答数が多かった理由は、「一般化」に関する回答であった。この質問項目において「自殺の危険がない」と判断する理由は以下の2点が考えられた。

- 1) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであることが考えられる。
- 2) その他の回答では、「ただ単にネガティブなだけかと思った」、といった記述も見られた。このことから、「友人が、物事は自分の思う通りにはうまくいかないだろうと思っているようだ」ということが、ネガティブな表現だと感じて、「自殺の危険がない」と感じていることがわかる。より顕著な「絶望感」の表現でないと、「自殺の危険がある」とは感じないことが考えられる。

11. 「友人が、将来に関して悲観しているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目は、予備調査2において、「絶望感」に分類されていた項目である。「自殺の危険がない」と判断される理由としては、「一般化」が最も多かった。この項目において「自殺の危険がない」と判断される理由は以下の点が考えられた。

1) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。

この項目の「一般化」に関する理由で多かったのが、「景気が悪いため誰でも将来に関して悲観的になる」「現在の社会状況を考えると、よくあることだと思う」といった記述であった。この回答で注意すべき点として、2010年の大学生の自殺において、動機別の自殺者数では、「うつ病(85名)」、「学業不振(79名)」に次いで「進路に関する悩み(73名)」が3番目に多いことである。また、その次に多いのは「就職失敗(46名)」であった(警察庁、2011)。このことから、本来であれば、「景気が悪いため将来に関して悲観的になる」といったことは「自殺の危険がある」と捉えられなければならないが、「誰でも」といった「一般化」によって「自殺の危険がない」と判断されてしまうのは危険なことであると考えらえる。

12. 「友人が、自分の欠点や失敗に対し、自分を責めているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目においても、「一般化」に関する記述が最も多くなっている。この質問項目において「自殺の危険がない」と判断される理由は、以下の2点が考えられた。

1) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであること。

2) 危険度がどの程度あるかが不明なことが「自殺の危険がない」と判断する要因のひとつであること。

13. 「自分の人生は失敗だと思っているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目においても、「一般化」に関する記述が最も多くなっている。また、この質問項目は、「将来変化する可能性」に関する記述が他の質問項目に比べ最も多かった。この

質問項目において「自殺の危険がない」と判断される理由は、以下の2点が考えられた。

- 1) 日常的、一般的に起こり得る変化であるということが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであることが考えられる。
- 2) 「将来変化する可能性」に関する記述は、「今までの失敗ばかりだったからこそ、これから先頑張ろうという気になるかもしれない」、といった内容であった。このことから、この質問項目において「自殺の危険がない」と感じる人は、「失敗から立ち直る」というような前向きな捉え方をしていることが明らかとなった。こうした前向きな捉え方をすることについては、青年期という年齢が強く関係していると考えられた。

14. 「友人が、物事について神経過敏に感じているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目において、最も多かった回答は「他の原因の可能性」であった。これらのことから、「神経過敏」は「不眠」と同じく、その症状の原因が複数考えられることが、「自殺の危険がない」と判断される要因の一つとなっていることが考えられる。

15. 「友人が、訳もなく疲れたような感じがしているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目において、最も多かった回答は「他の原因の可能性」であった。これらのことから、「易疲労性」は、「神経過敏」や「不眠」と同じく、その症状の原因が複数考えられることが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つとなっていることが考えられる。

16. 「友人が、自分自身に失望しているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目における特徴的な記述としては「自分自身失望しているときはあまり、突っかからず、接するのがいいから」などが見られた。この項目において「自殺の危険がない」と判断される理由は以下2点が考えられる。

- 1) その症状の原因が複数考えられることが、「自殺の危険がない」と判断する要因の一つとなっていること。
- 2) その症状の強さの度合いが不明であることが「自殺の危険がない」と判断する要因の一つとなっていることが考えられる。

17. 「友人が、孤独だと感じているようだ」、および「友人が、自分は価値のない人間だと感じているようだ」について、「自殺の危険がない」と考える理由

この質問項目は、「自殺の危険がある」と判断されやすい自殺のサインであった。この質問項目における特徴的な記述としては、「いつもみんなでいるから大丈夫だと思う」という「対応による改善」に関する記述であった。しかしながら、実際に「どんな対応をすればいいか」といった具体的な記述は見られなかった。そのため、「どんな対応をすればいいか」ということについてはあまり知られていないことが考えられる。

18. 「自殺の危険がない」と考える理由についてのまとめ

「自殺のサイン」に対し「自殺の危険がない」と判断する理由として、上記のことから考えられることを以下に示す。

1) うつ病の症状、および自殺に関する知識が不足しているため、「自殺の危険がない」と判断する。

今回の自由記述からは、「イライラ」や「不眠」を「うつ病の症状」であると考えないため、「自殺の危険がない」と判断する傾向が見られた。これは中根・吉岡（2005）の福祉専門職志向の大学新生と、20代の住民を対象にした調査による、うつ病を適切に認識していた学生は36.4%であったという結果からも考えられる。ちなみに本研究では、本調査で分析の対象となった12の「自殺のサイン項目」すべてに「自殺の危険がある」、もしくは「自殺の危険がともある」と答えた大学生は、74名（31.76%）であり、類似した結果が得られている。大学生は、うつ病に関して十分な知識を持っていないことが考えられる。

2) 日常的、一般的に起こり得る変化であるため、「自殺の危険がない」と判断する。

日常的、一般的に起こり得る変化であると考えられることには、「体験」、「頻度」、「期間」、「症状の重さや強さ」、「状況や言い方」などが影響していることが示唆された。

3) その症状の「原因が複数考えられる」と、「自殺の危険がない」と判断する。

たとえその症状が精神病によって引き起こされることを知っていても、他の危険度が少ない原因によって症状が生起していることが考えられた場合、「自殺の危険がない」と判断する。こうした判断をするにあたって、上記で述べたような「体験」、「頻度」、「期間」、「症状の重さや強さ」、「状況や言い方」などが影響していることが考えられる。

4) 「話を聞く」などの「対応による改善」が可能であるため「自殺の危険がない」と判断する。

ただし、その対応は主に「話を聞く」、「そばにいる」などであった。

5) 一つの症状にどの程度危険度があるかわからないから「自殺の危険がない」と判断する。

自由記述における「〇〇だけでは自殺はしない」といった回答のように、一つの症状からだけでは判断ができないことが示唆された。

VI. 今後の課題

1. 質問紙の妥当性の検討

本調査の質問紙は、信頼性分析により 0.90 と高い値が得られたことから、内的整合性は十分であることが考えられる。しかし、妥当性の検討が不十分であることが、以下のようなことから考えられる。

1) 参加者を心理学科以外の大学生としたにもかかわらず、予備調査 1 で心理学領域に在籍する大学院生を対象としたこと。

2) 予備調査 2 や本調査の結果で、「絶望感」として設定した質問項目が「抑うつ感」に分類されたことや、「抑うつ感」として設定した質問項目が「絶望感」に分類されたことから、予備調査 1 で得られた結果の再現性が確認されなかった。

今後、既存の自殺のスクリーニングテストを用いて、基準関連妥当性を検討することや、収束的妥当性、弁別的妥当性などの検討が必要である。

2. 自由記述の結果から考えられる、研究の今後の展望

自由記述の結果から、考察では「自殺の危険がない」と判断する理由について述べた。考察 V-6 で「自殺のサイン」に対し「自殺の危険がない」と判断する理由として、考えられることをまとめたものについて、一つ一つ仮説を検証していくことで、何が「自殺の危険がない」と判断されやすい要因なのかを検証することが必要であると考えられる。

1) 自由記述からは、「イライラ」、「不眠」などの症状が「うつ病の症状」とであると理解していない可能性が示唆された。そのため今後、よりうつ病と自殺に関する啓発活動が必要であると考えられる。その結果、本研究で用いた質問紙を、自殺予防の講演会の前後に実施し、結果を比較することで、「うつ病の症状が自殺のサインであるという知識がないため、自殺のサインに気が付けない」という仮説の検証ができると考えられる。

2) 「自殺の危険がない」と判断する理由の回答で最も多かったのは「一般化」による記述であった。このことから自殺のサインを見落とす理由としては、「誰にでもある」、

「よくある」などの考え方が多いことが明らかとなった。また、「一般化」には「体験」、「頻度」、「期間」、「症状の重さや強さ」、「状況や言い方」などが影響していることが示唆された。ICD-10 (World Health Organization, 1992 融・中根・小見山 (監訳) 1993) や DSM-IV-TR (American Psychiatric Association, 2000 高橋・大野・染谷訳 2004) では「2週間続く」ということや、「4つ以上の症状」といったことを一つの基準としている。今後の調査では、「2週間以上続く」といった期間を質問項目に入れることや、「毎日」のような「頻度」を挙げること、「重篤な悩みを抱えていることによる」のような原因を特定することなどで、「一般化」による記述が低減されることが予想される。そして、大学生はどの程度の「頻度」「期間」「原因の重さ」であれば「自殺の危険がある」と考えるのかを明らかにすることが必要であると考えられる。

- 3) 自殺のサインを見落とす大学生において、「原因が複数考えられる」ということが「自殺の危険がない」と判断する要因の一つであることが示唆された。「原因が複数あると、自殺の危険がないと考える」という仮説は、各質問項目において原因を複数提示し、どれが最もあてはまるか丸を付けてもらうといった調査をすることで検討が可能だと思われる。
- 4) 一つの症状だけでは危険度がどの程度あるか不明瞭であるため、「自殺の危険がない」と判断することが示唆された。よって、「自殺のサイン」が複数同時に出たとした場合、受ける印象が異なると考えられる。「一つの症状では、自殺の危険がないと感じる」という仮説を検証するとともに、希死念慮者の周囲の人間は、「いくつの」、「どんな」症状が同時に現れると、「自殺の危険がある」と感じるのかを明らかにすることが必要であると考えられる。また、同時に「自殺の危険がある」とする基準を設けることが必要だと思われる。BDI-II (Beck et al., 1996 小嶋他訳 2003) では、大うつ病のスクリーニングを目的とする場合のカットオフ値は、0-13点で極軽症、14-19点で軽症、20-28点で中等症、29-63点で重症とされている。こうした各質問紙で用いられているカットオフ値を参考に、基準を設定することが必要である。

本研究の質問紙では、大学生が知識として「うつ病の症状」が「自殺の危険がある」ということを知っているか、判断ができるかということに言及するために、あえて「頻度」や、「期間」などを除いている。また、自殺に追い込まれる社会的な環境や、その人の状態を示すような設定も除いている。今後はこうした、「頻度」、「期間」、「原因の重さ」、「環境」、「状態」などをふまえた質問紙を作成し、何が「自殺のサイン」に気が付けない要因となっているかを研究することが重要であると考えられる。それにより、何を伝えれば

「自殺のサイン」に気が付けるようになるかを探索することが重要であると考えられる。

3. 今後自殺予防で必要と考えられる活動

本研究の結果から、大学生は「絶望感」よりも「抑うつ感」の方が「自殺の危険がない」と考えられやすいことが明らかとなった。また、V-5で述べたように大学生の約7割は、うつ病に関して十分な知識を持っていないことが考えられる。このことから、大学生において「うつ病の症状」が「自殺のサイン」であることの啓発活動が必要であると考えられる。

「抑うつ感」の中でも、「イライラ」、「不眠」などが「自殺の危険がない」と考えられやすいことが明らかとなった。これらの結果から、大学生に「自殺のサイン」とはどういったものであるのかを伝える際、うつ病の症状の中でも、「イライラ」や「不眠」に重点を置いた啓発活動が必要となることが考えられる。またその際には、「富士モデル」(静岡県、2011)のように、具体的にわかりやすく伝える工夫が必要であると考えられる。

啓発活動の際には、「自殺の危険がない」と考える理由として、「一般化」が最も多かったことに留意すべきである。「誰にでもある」、「良くある」ので、危険がないと考えることは、自殺のサインに気が付けない大きな要因である。1時間に4人が自殺をしている日本において、「うつ病」も「自殺」も、「誰にでもある」、「良くある」という認識が必要だと考えられる。

しかし、たとえ「うつ病の症状」が「自殺のサイン」であることを啓発し認知されたとしても、専門家への受診などその後の対応につながらないことが予想される。「富士モデル」(静岡県、2011)では、「うつ病」であることに対する「こころのバリア」が強いことから、今後の課題として、「不眠」は肥満、高血圧、糖尿病、脂質異常などの「健康問題」に悪影響であることの普及啓発の重要性を述べている。うつ、自殺予防を全面に出すのではなく、健康増進の一環として「不眠」を浸透させていくことが「こころのバリア」を刺激せずに、国民に普及啓発を図ることが重要であるという。

秋田県藤里町の「心といのちを考える会」では、地域でのつながりを強くすることを目的とし、自殺予防に取り組んでいる。毎月の定例会による各事業の企画立案、情報交換などや、毎週開かれるサロン、夜に集会所で行うサロン、出前サロン、講演会、学習会、心といのちを考えるフォーラムなどの活動を行っている。サロンでは特別なことはしておらず、コーヒーを飲みながら人が集まり話すというだけの場である。また男性が来ることに抵抗があるため、昼のコーヒーサロンとは別に、夜に地区の集会所を使って飲み会を開く

などの工夫も凝らしている(藤里町、2009)。こうした活動において、「こころと命を考える会」が重要視していることに、「自殺」について話すことをタブー視しない地域を作ること、悩みが大きくならないうちに人に話せるようになること、家族以外に相談できる場を提供すること、気軽に立ち寄れること、一人で閉じこもることを防ぐこと、普段から声を掛け合うこと、などがある。藤里町の取り組みは、人口約4,000人の小さな町であるため、藤里町の取り組みが、大学や他の地域では運用が困難であることも考えられる。しかし、大学の自殺予防の取り組みにおいて、こうした場を提供することは重要であることが考えられる。

大学生の自殺予防において、「こころのバリア」は精神病に対してだけではなく、病院への受診や、専門家、大学の学生相談員に対しても強く抵抗を生むと考えられる。また、「こころのバリア」は、希死念慮者のみならず、周囲の人間にも起こることが予想される。つまり、友人の「自殺のサイン」に気が付けたとしても、「病院に行くべきだ」、「専門家に相談するべきである」とは言いづらいのではないか。その後専門家につなぐためには、「こころのバリア」に注意することが重要となってくると考えられる。そこで、藤里町のサロンのように「複数の人間で」、「気軽に立ち寄れる」、「深刻になる前に話せる」などの点に注意した場所の提供は重要であると考えられる。大学で実施するのであれば、相談員が常駐する「談話室」や「喫茶店」のようなものを大学に設けることが、大学生の自殺予防において有効な可能性が考えられる。

大学生の自殺予防において、今後は知識の普及啓発と同時に、「こころのバリア」に注意し専門家につなぐための方法も研究されなければならないと考えられる。

引用文献

上里一郎(1988). 青少年の自殺 同朋舎.

赤澤正人・藤田綾子(2008). 青年期の死を考えた経験と抑制要因に関する研究 *大阪大学大学院人間科学研究科紀要*, 34, 129-144.

American Psychiatric Association (2000). DSM-IV-TR (高橋三郎, 大野裕, 染谷俊幸(訳)(2004) DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引き 医学書院).

Beck, A.T., Brown, G.K., Berchick, R.J., Stewart, B.L., & Steer, R.A. (1990). Relationship between hopelessness and ultimate suicide: A replication with psychiatric outpatients. *The American Journal of Psychiatry*, 147, 190-194.

- Beck A.T., Weissman, A., Lester, D., & Trexler, L. (1974). The measurement of pessimism: the hopelessness scale. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 42, 861 - 5.
- Beck, A.T., Steer, R.A., Kovacs, M., & Garrison, B. (1985). Hopelessness and Eventual Suicide: A 10 - Year Prospective Study of Patients Hospitalized With Suicidal Ideation. *American Journal of Psychiatry*, 142, 559 - 563.
- Beck, A.T., Brown, G.K., & Steer, R.A. (1996). Beck Depression Inventory-Second Edition. *The Psychological Corporation*. (ベック, A.T., ブラウン スティール, R.A. 小嶋雅代・古川 壽亮 (訳) (2003) 日本語版 BDI-II 日本文化科学社).
- Durkheim, E. (1897). 自殺論 (デュルケム E. 宮島喬 (訳) (1979) 自殺論 中公文庫).
- Evans, G., & Farberow, N.L., (2004). THE ENCYCLOPEDIA OF SUICIDE (エヴァンズ G.・ファーブローウ N.L. 高橋祥友 (監修) 小川真弓・徳永優子・吉田美樹 (訳) (2006) 自殺予防辞典 明石書店)
- Fawcett, J. (2001). Treating impulsivity and anxiety in the suicidal patient. *Annals of the New York Academy of Sciences*, 932. 94 - 105
- 藤里町 (2009). 藤里物語Ⅲ こころと命を考える会 2009年3月 <<http://www.kokoro-inochi.com/fujisato3.pdf>> (2011年12月8日).
- 稲村博 (1978). 子どもの自殺 東京大学出版会.
- 石井完一郎 (1988). 自殺の心理機制—青年患者の訴えを巡って—上里一郎 (編) 青少年の自殺 同朋舎 pp.19 - 34.
- 川上憲人・近藤恭子・柳田公佑・古川壽亮 (2003). 成人期における自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究 平成14年度厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働科学特別研究事業) 心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究 2003年3月31日 <<http://mental.m.u-tokyo.ac.jp/h14tokubetsu/>> (2011年6月6日)
- 川上憲人・大野 裕・宇田英典・中根允文・竹島 正 (2002). 地域住民における心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究：3地区の総合解析結果 平成14年度厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働科学特別研究事業) 心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究 2002年3月31日 <<http://mental.m.u-tokyo.ac.jp/h14tokubetsu/%E5%88%86%E6%8B%85%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B81-1.pdf>> (2011年6月6日)
- 勝俣暎史 (1988). 自殺の予測と防止 上里一郎 (編) 青少年の自殺 同朋舎 pp.75 - 88.

- 警察庁 (2010). 平成 22 年中における自殺の概要資料 警察庁 2011 年 3 月 3 日 <<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/H22jisatsunogaiyou.pdf>> (2011 年 8 月 15 日)
- Kessler, R.C., Borges, G., & Walters, E.E. (1999). Prevalence of risk factors for lifetime suicide attempts in the national comorbidity survey. *American Medical Association*, 56, 617 - 626
- Maltsberger, J.T. (1986). *The Formulation of Clinical Judgment* (マルツバーガー J.T. 高橋祥友 (訳) (1994) 自殺の精神分析 星和書店)
- 内閣府 (2009). 自殺予防対策白書 佐伯印刷株式会社 .
- 内閣府 (2011). 自殺予防対策白書 内閣府共生社会生活統括官自殺対策 2011 年 6 月 <<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/whitepaper/w-2011/pdf/index.html>> (2011 年 8 月 15 日)
- 中村真 (1991). 青年の自殺に関する研究 *臨床心理学研究*, 33, 18 - 25.
- 中根允文・吉岡久美子 (2005). 精神保健の知識と理解に関する研究—福祉専門職志向大学生と 20 代地域住民との比較検討—*長崎国際大学論叢*, 5, 249 - 258.
- 中村道彦 (2001). 自殺危険性評価と予防 *日精協誌*, 20, 65 - 70
- 大原健士郎 (編) (1991). 自殺 開隆堂 .
- 大原健士郎 (1977). 子どもの自殺 朱鷺書房 .
- 大原健士郎 (1965). 日本の自殺 誠信書房 .
- Pfeffer, C.R. (1986). *The Suicidal Child* (フェフアー C.R. 高橋祥友 (訳) (1990) 死に急ぐ子供たち 中央洋書出版部)
- Schneider, B., Muller, M.J., & Philipp, M. (2001). Mortality in affective disorders. *Journal of the Affective Disorders*, 65, 263 - 274.
- Shneidman, E.S. (1985). DEFINITION OF SUICIDE (シュナイドマン E.S. 白井徳満・白井幸子 (訳) (1993) 自殺とは何か 誠信書房).
- Simpson, J.A & Weiner E.S.C. (1989). THE OXFORD ENGLISH DICTIONARY SECOND EDITION. CLARENDON PRESS.
- 静岡県 (2011). うつ病自殺予防対策「富士モデル事業」報告書—働き盛り世代の命を守る新たな取り組み—静岡県精神保健福祉センター .
- 下宮忠雄・金子貞雄・家村睦夫 (1989). *スタンダード英語語源辞典* 大修館書店 .
- Tanaka, E., Sakamoto, S., Ono, Y., Fujihara, S., & Kitamura, T. (1998) 日本語版ベック絶望感尺度 松井豊 (編) 堀洋道 (監修) 心理測定尺度集Ⅲ 抑うつと不安 サイエンス社

pp.136 - 202.

- 太刀川弘和 (2010). 大学生の自殺対策—筑波大学における取組— 2010年5月23日
<<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/whitepaper/w-2010/html/honpen/column/clm06.html>> (2011年6月6日)
- 多田治夫 (2008). 大学生の自殺について *臨床工学研究*, 15, 93-99.
- 田山淳・菅原正和 (2006). 高校生における抑うつ感と攻撃性の関係 *岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要*, 5, pp97-100.
- 高野悦子 (1973). 二十歳の原点 新潮社
- 高橋祥友 (1999). 青少年のための自殺予防マニュアル 金剛出版.
- 高橋祥友 (2006). 自殺の危険 金剛出版.
- 高橋祥友 (2008). 自殺予防臨床マニュアル 星和書店
- 田中高政, 竹尾恵子, 七田恵子, 小山智史, 羽毛田博美, 塚田縫子 (2010). 抑うつとその関連要因に関する研究—第一報: アセスメントツール (日本語版) の検討— *佐久大学看護研究雑誌*, 2, 15-28
- 内田千代子 (2008). 大学生の自殺の特徴と対応 *学術の動向*, 26-33.
- 内田千代子 (2009). 大学における休・退学に関する調査第28報 茨城大学保健管理センター.
- 内野悌司 (2006). 大学生の自殺予防 *精神療法*, 32, 560-567.
- 内野悌司・磯部典子・鈴木康之・藤巴正和・岡本百合・酒井祥子・神野寿代 (2005). 大学生の自殺予防プログラム開発に関する臨床心理学的研究 *広島大学保健管理センター研究論文集*, 21, 59-65.
- World Health Organization (1992). ICD-10 融道男・中根允文・小見山実 (監訳) (1993) ICD-10 精神及び行動の障害臨床記述と診断ガイドライン 医学書院.

参考文献

- 石村貞夫・加藤千恵子・石村友二郎 (2011). SPSSによる臨床心理・精神医学のための統計処理 東京図書.
- 村上宣寛 (2006). 心理尺度のつくり方 北大路書房.
- 小塩真司・西口利文 (編) (2007). 質問紙調査の手順 ナカニシヤ出版.

研究論文

介護保険制度における居宅介護支援の改善に向けての考察
—実績評価型報酬に関するアンケート調査分析を中心にして—

中村 英三*

The Anticipated Efficacy of the Systemic Reforms of the Performance Evaluation Compensation in
Subsidizing Home Care Support
— for Providing Quality Care-Management and Adequate Assessment of Service —

Abstract

It is reported that within fifty years one in every 2.8 Japanese will be over 65 years old. The impact of the increasing population of over 75-year-olds will be significant, including the need for nursing care in the future.

The Elderly Care Insurance System has been established to prepare for the coming super-aging society. It is designed for senior citizens to have both social welfare systems and/or medical service at one site, as the situation demands. The care managers are the key cogs to handle this service. The system has been ameliorated in budgetary and organizational ways. The quality of the service is improved and the system is more efficient. The premiums and service fees are set at an affordable level.

Under this system, the in-home long-term care support businesses are organized and managed. The facilities station care managers. They also equip their facilities to coordinate services and support for physical and mental problems the senior citizens might have.

The intention of this study is to consider the actual condition of the Elderly Care Insurance System by evaluating the job description of care managers in in-home long-term care support business, and verifying their actual work and their compensation.

はじめに

介護保険制度創設の背景は、「日本の将来推測人口」（平成14年1月推計）の中位推測により、約半世紀後には2.8人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来することが予測され、特に75歳以上の後期高齢者数の増加により、今後介護を要する者の数が急速に

* 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

増加することが見込まれていたことで、さらに核家族化の進展などによる家族の介護機能の変化などが介護問題をより深刻化させる一因となっていたことがあげられる。

介護保険制度¹⁾は、それまでの老人福祉と老人医療の制度を再編成し、従来「措置」という形で市町村自らあるいは社会福祉法人等に委託して提供されてきた福祉サービスについて、利用者と事業者との間の契約によりサービスを利用することとするなど、介護サービスについて、福祉系も医療系も同様の手続きで、利用者の選択により統合的に利用できる利用者本位の仕組みとしたものである。

この制度は、今後の高齢化の進展に伴い社会保障関係の費用を増大させながら、医療提供体系の改革や、利用者の無理のない範囲での保険料や利用料の負担、そして、民間事業者²⁾や非営利組織などの多様な提供主体を参入させることによって、サービスの質の向上と費用面での効果が求められている。

居宅介護支援事業所では、この介護保険制度をうけ、事業所の運営に必要な設備、あるいはケアマネジャーの報酬を賄い、利用者の抱える心身の問題状況に対応できる多様なサービスの選択と支援を提供している。

今回の研究では、居宅介護支援事業所の現場において、ケアマネジャーがどのような実績評価をうけ、実働と対価のバランスについて介護保険制度との間にどのようなギャップを含んでいるかに焦点を当て考察するものである。

1. 研究の目的

事業所側における居宅介護支援事業を設立することの意義は、ケアマネジメントが必要な地域の潜在的な利用者に対し、その地域の窓口となって適切なケアマネジメントを行っていく事であり、それは社会的・行政的というよりも、地域に対する事業者の使命感が大きい。

しかし、居宅介護支援事業の運営において、事業所は適切なケアマネジメントを行うために必要なケアマネジャーの人材確保が困難な状況となっている。ケアマネジャー資格の受験者数も減少をたどっており、その原因となるケアマネジャーのモチベーションの低下が今後の課題として存在する。

厚生労働省の発表した「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」（厚生労働省職業安定局・平成20年7月）では、介護保険事業に従事する介護労働者の確保・定着を中心に、我が国が重点的・効果的に取り組むべき政策の方向性について、各介護関係事業主団

体・事業所等よりヒアリングを行いつつ検討を重ねられ、介護関係従事者の離職率についての課題解決に向けた調査結果が取りまとめられている。

そこで、この研究では、ケアマネジャー3)の定職率減少の要因となっているのが何であるのかを、事業所でのアンケート調査の結果をもとに、介護保険制度の仕組みが内包する課題を整理し、さらに居宅介護支援事業所でのケアマネジャーに対する評価の方法について考察する。

2. 研究方法

今回の調査対象では、居宅介護支援事業所の分類のなかでも、特別養護老人ホームや老人保健施設、養護老人ホーム、デイサービス、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、民間社会福祉事業者等の事業所が、居宅介護支援事業を併設している。この居宅介護支援事業所の分類を「併設型事業所」とし、居宅介護支援事業のみを運営する事業所である「独立型事業所」と区別する。

調査方法は、居宅支援事業所においてケアマネジャーを対象としたアンケート調査を実施する。アンケートから分析する内容は、日々の業務の様子や業務時間をはじめ、業務における労働面と意識面を調査する。特に労働面においては、報酬に換算できない労働がどのくらい潜在するのかを調査する事も目的となっている。

表1. ケアマネジャーへのアンケート項目

◆労働面
Q1、携わる仕事の項目。ケアマネジャーとしての仕事、それ以外の仕事。
Q2、プラン作成の実働時間
Q3、1ヶ月あたりの訪問回数と実働時間
Q4、介護報酬請求額
Q5、作業日報（内容）について
◆意識面
Q6、ケアマネジメントは十分に提供できているか
Q7、利用者からの満足は得られているか
Q8、実務に対する充実感は得られているか
Q9、報酬制度についてはどう考えているか
Q10、地域の支援事業所との連携はうまくいっていると感じるか
Q11、自治体との連携はうまくいっていると感じるか

さらに、事業者側へのアンケートとして、ケアマネジャーの実績に対して適切な評価報酬の処遇が行えているかを調査する。社会的な保障制度である現在の介護保険の単位方式が、業務プロセスの稼働実績に対して適正であるか改善や見直しの要望を意見として集める。さらにアンケートを調査分析した結果により、現状にどのような矛盾点があるのかを検証する。

表2. 事業所へのアンケート項目

◆労働面
Q 1、ケアマネジャーの実績評価はどのように行っているか
Q 2、介護度で算出する介護報酬の現状についてどうか
Q 3、労働力に見合う適正な報酬制度だと思うか。
Q 4、労働賃金と介護報酬金額の差異はどのくらいあるとかがえるか

3. ケアマネジャーの業務基準

(1)ケアマネジャーに必要とされること

ケアマネジャーに必要な役割は、地域の利用者に対する直接的サービスとして、専門的な立場からどれだけ質の高いプランを提供できるかである。病状ほかの医療上の緊急度はもちろん、ケアの緊急度の判断も必須である。利用者はすぐにケア提供がなされないと生活が成り立たないこともある。それらを判断し、すぐにサービス提供できるような力量が求められる。

I・利用者の本音のニーズを把握すること

利用者は初めて会ったケアマネジャーに本音を言えないかもしれず、また、本人と家族の意向が違うこともよくある。そういう状況をよく理解して、信頼関係をつくりながらうわべの言葉だけではなくニーズに沿ったケアマネジメントをすることが必要である。

II・各サービスの本来的な機能・内容を知ること

介護保険での各サービスはもちろん、介護保険外のサービスも正しく理解し、ケアプランをつくる必要がある。意外に誤解していることも少なくない。できれば各サービスについて見学・同行訪問なども行いながら、認識を深めることも必要とされる。

III・単なるサービスの組み合わせではなく、利用者がどう変化するか先を見通す力を持ってサービスを組み立てること

あるサービスを組み合わせて日々の生活の繰り返しだけを支援するのではなく、どのサービスがどれだけ入ったら、その利用者がどのように変化するのかを見通せる力が必要である。どんな人でもさらによい状態・生活に改善することができるものである。

質の高いケアプランを提供するためには、ケアマネジャーにより高い資質が要求される。そのため事業所は、ケアマネジャーに対する高い技術力・情報力の育成が継続的に発生する。

(2)人員基準について

名称	役割	人員基準
管理者	事業所全体の統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤者 1 名 ・介護支援専門員の資格が必要 ・介護支援専門員と兼務可能
介護支援専門員	ケアマネジメントの実行者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所として担当するご利用者様の人数が 35 名又はその端数を増すごとに 1 名必要 ・介護支援専門員の資格が必要

(3)設備基準について

指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(都道府県によって別に条件がある場合がある)

(4)介護保険制度における居宅支援事業の給付対象

居宅介護支援費の算出における加算額は以下のようにになっている。

<<居宅介護支援>> ●初回加算 300 単位/月 ●医療連携加算 150 単位/月 ●退院・退所加算 (1) 400 単位/月 (2) 600 単位/月 ●認知症加算 150 単位/月 ●独居高齢者加算 150 単位/月 ●小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 300 単位/月
<介護予防支援> ●初回加算 300 単位/月 ●介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位のみ

ケアマネジャーが利用者 35 件を受けた場合、介護報酬額は月額 40 ～ 50 万円程度となる。しかし、その中から事務所費用を支出し、残りです生活が可能かどうかを考えなくてはならない。国は中立公平を求めているが、居宅介護支援事業のみで生活できていない現状で、公平、中立を維持することは事業の存続を考えた場合困難な問題となる。

4. アンケート実施対象事業所

今回の研究対象としてアンケートを実施した施設は、長野県の軽井沢町を拠点とする老人介護施設、社会福祉協議会など、合計 3 つの居宅介護支援事業所である。

	タイプ	地域	ケアマネ数
A 事業所	併設型	軽井沢町	4 名
B 事業所	併設型	軽井沢町	3 名
C 事業所	併設型	軽井沢町	1 名

5. ケアマネージャーへの労働面についてのアンケート結果

ケアマネジャーの仕事において、専門業務とそれ以外の業務に大別して回答を求めた。

Q1. ケアマネジャーの仕事

	ケアマネジャーとしての仕事	それ以外の仕事
A 事業所	ケアプラン作成、モニタリング、アセスメント、請求業務	配食、委員会
	訪問、モニタリング、アセスメント、プラン作成、担当者会議	法人内の居宅事業所との連携業務、併設特養のイベント手伝い、管理者業務
	アセスメント、相談、プラン作成、調整、モニタリング、給付	ボランティア受け入れ、対応、配食、広報誌作成、ブログ、ボランティア行事、施設行事イベント手伝い
B 事業所	訪問によるアセスメント、ケアプラン作成、モニタリング、カンファレンス、代行申請、定期訪問、事業所との連絡情報交換、病院・老健等との連絡調整、保険者主催の会議	配食サービス、デイサービスの検食
	アセスメント、ケアプラン作成、定期訪問、モニタリング、各事業所との連絡、各種会議の出席	会費集金、募金集金、配食サービス
	(一連のケアマネジメント)	会費・募金の推進と集金、配食サービス
C 事業所	ケアマネジメント業務における支援・相談の受付	配食、認定調査

ケアマネジャーの専門業務では、ケアプラン作成、アセスメント、支援・相談などがあり、ケアマネジャーが請求業務を行う事業所も見受けられた。また、併設型事業所では担

当外業務を受け持つケースも見受けられる。専門業務以外としての回答には、配食や募金集金、行事参加などの仕事も発生する。

ケアマネジャーとしての仕事も各事業所の形態や業務の多様化によってさまざまであるが、状態像に応じたケアプランの標準化を目的とすれば、ケアマネジャーの役割をさらに明確化する必要も出てくる。

Q 2. プラン作成のための実働時間

	訪問に必要な時間	調査に必要な時間	書類を作成する時間
A 事業所	1 時間	1 時間	3 時間
	1 時間	1 時間	4～5 時間（初回）
	1～2 時間（様々）	1 時間	2 時間
B 事業所	2～3 時間	2 時間（事業所調整含む）	2～3 時間
	1～1.5 時間		1.5 時間
	1～1.5 時間	なし	2 時間
C 事業所	1～1.5 時間	1 時間	0.7 時間 2～3 時間（新規更新時）

ケアプラン作成に必要な時間の分類として「訪問」「調査」「書類作成」の3つに分けた。ケアプランを作成する時間はどの事業所においてもおよそ5時間が平均的である。

Q 3～4. 1 ヶ月あたりの訪問回数と実働時間について

	訪問回数	実働時間	介護報酬請求額	千円/h
A 事業所	50 回	168 時間	35 万	2.0
	45～50 回	300 時間	43 万	1.4
	60～70 回	193 時間	39～42 万	2.1
B 事業所	34 回（34 人 x 月 1）以上	160 時間	49 万	3.1
	40 回	120 時間	—	—
	—	160 時間	—	—
C 事業所	45～50 回	170 時間	42 万	2.5

訪問回数では、一人あたり月 1 回以上となっており、実働時間は平均 181.57 時間であった。時給換算では最も低いのが 1.4（千円）、最も高いのが 3.1（千円）となっており、対応の状況などによっては約 2 倍の開きとなる。

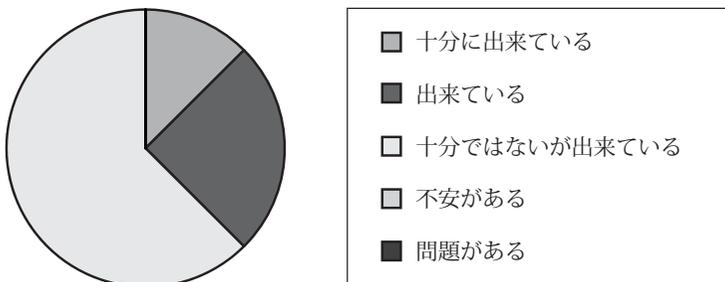
Q 5. 1 週間の作業内容

	1 週間の作業内容
A 事業所	上旬・・・介護保険更新手続き 中旬～下旬・・・提供票作成、モニタリング 1ヶ月を通して・・・新規受付、ケアプラン作成、プラン調整
	訪問、モニタリング 担当者会議（10：00～16：00） 書類作成、記録（16：00～19：00） プラン調整は随時
	上旬・・・更新申請、実績 中旬・・・担当者会議、アセスメント、プラン作成 下旬・・・モニタリング、利用票作成
B 事業所	更新に付き、再アセスメントの実施 事業所・病院訪問（状況確認・連携） 居宅サービス計画原案の作成 サービス担当者会議開催と実施後のまとめ 更新の代行、相談面接、支援経過記録の入力・実績入力
	月）定期訪問、事業所訪問、包括へ相談 火）定期訪問、事業所訪問、デイサービス検食 水）定期訪問、ケアプラン 木）定期訪問、ケアプラン、病院面会、代行申請、事業所連携 金）事業所定例会議、事業所連携、ケアプラン
	月）訪問、事業所連携 火）訪問、プラン作成 水）訪問、支援経過入力 木）病院でのカンファレンス、訪問、事業所訪問 金）訪問、定例会議、事業所連携
C 事業所	月）実績入力、居宅訪問、利用者宅にて打ち合わせ、宅老所訪問 火）レセプト作成、居宅訪問、職員会 水）病院ケア会議、入院中利用者巡回、リハビリクリニック訪問、配食、訪問、事務 木）申請代行、新規利用者宅訪問、特養ショート利用者家族と同行訪問

1 週間の作業内容アンケートでは、その中で「訪問」がどのくらいの割合で発生しているかを見た。訪問には「定期訪問」と「新規利用者の訪問」があり、ほぼ毎日訪問作業が発生していることがわかる。

6. 意識面についてのアンケート結果

Q 6. ケアマネジメントは十分に提供できているか

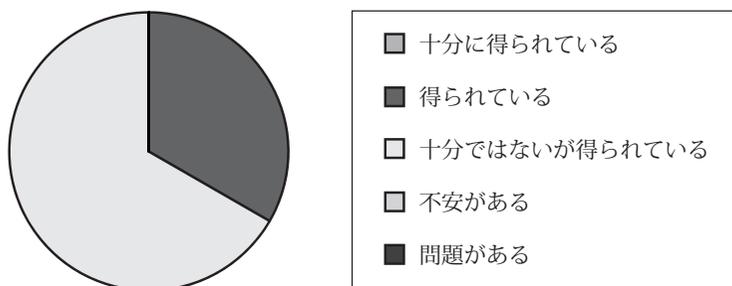


介護保険制度における居宅介護支援の改善に向けての考察
 —実績評価型報酬に関するアンケート調査分析を中心にして—

	回答	理由
A事業所	出来ている	アセスメントに力を入れ、ケアマネジメントすることを意識している
	十分に出来ている	
B事業所	出来ている 十分ではないが出来ている	アセスメントを実施し、行っているが、ご家族、ご本人の御用聞きになってしまうときがある。
	十分ではないが出来ている	月々のモニタリングで利用者や家族からの要望・意向の確認を行う。直接サービスを提供している事業所より利用者の変化等を把握できるように努めている。
	十分ではないが出来ている	細かいところまでの把握が出来ていないと感じられる。予想の甘さになるのでは。
C事業所	十分ではないが出来ている	一人の利用者に向き合う時間が足りず、自分自身もわからないことが多い。

意識面では、自分の仕事について、「十分に出来ているとはいえない」部分が大きく占めており、意識の中ではもっと踏み込んだアセスメントを行う必要があると感じている。

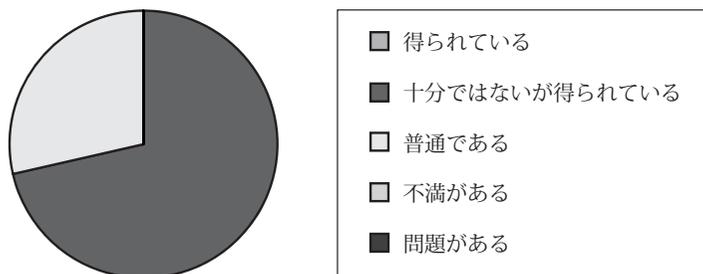
Q7. 利用者からの満足は得られているか



	回答	理由
A事業所	得られている	利用者によって信頼関係が出来ている場合は満足を得ていると思うが、そうでない場合もある。
	十分ではないが得られている	家族、本人の意向が真逆になっていると両者の想いをどこかで妥協していただくことがある。
B事業所	十分ではないが得られている	サービス担当会議や利用している事業所と継続的な連携を取りながら把握に努めている
	十分ではないが得られている	苦情はないので、十分でないが得られているのでは
	十分ではないが得られている	アンケート実施後の回答を見ると十分とはいえないが得られているのか。
C事業所	得られている	

利用者の満足は十分とはいえないが得られているとしており、自己評価としてはある程度十分なレベルであると認識されている。

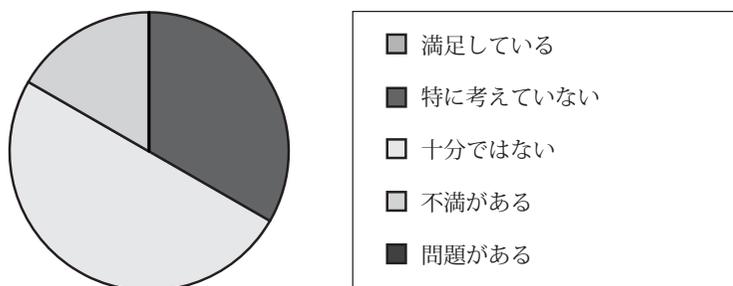
Q 8. 仕事に対するの充実感は得られているか



	回答	理由
A事業所	十分ではないが得られている	利用者や家族からの温かい言葉で充実感を得ている。
	十分ではないが得られている	法人内の管理業務、雑務に時間を取られる。
	十分ではないが得られている	ご家族、ご利用者がサービスを利用し、ADL、QOLが向上し、生き生きとしていく姿を見るときは得られる。
B事業所	十分ではないが得られている	利用者から、家族から、前向きな意向が聞かれた時が、支援者としてうれしく思える。
	十分ではないが得られている	教えていただくことや気付きを得られている。
	普通である	
C事業所	普通である	

実働時間の限られた時間の中でも、利用者や家族の言葉で自分の仕事の充実につながっている。支援者としての作業は、報酬制度とは一旦切り離れた考えで携わっていることが見受けられる。

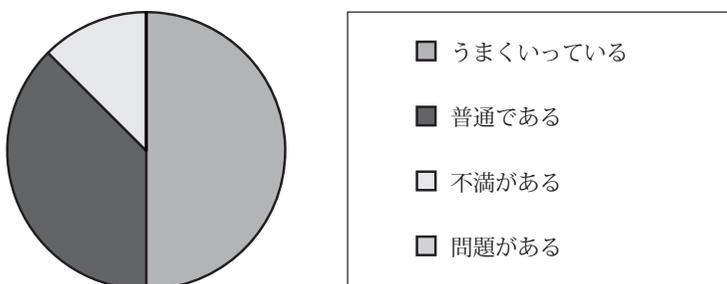
Q 9. 報酬制度についてはどう考えているか



	回答	理由
A事業所	十分ではない	
	特に考えていない	
	十分ではない	介護度が低くても、独居、認知症などの利用者様はヘルパーさんの負担がかかっている場面がある。
B事業所	特に考えていない	
	十分ではない	単独の事業所の場合を考えると、十分とはいえない。
C事業所	不満がある	介護度に関係なく行っている事は同じ。受入事業所に対して公平になっていない。

経営側の立場の人からは介護報酬については、「十分ではない」との意見があるが、その他に「特に考えていない」という意見がある。個人によっては実務と介護報酬の関係が希薄に考えられている事が伺える。

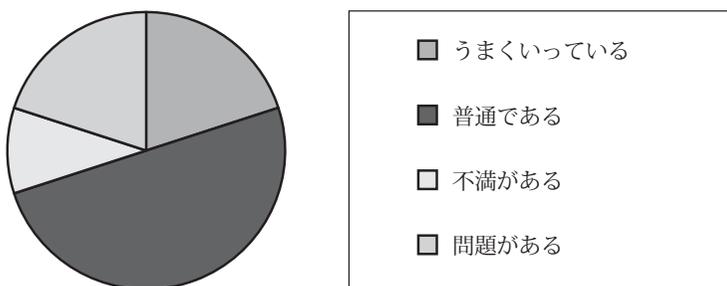
Q 10. 地域の支援事業所との連携はうまくいっていると感じるか



	回答	理由
A事業所	うまくいっている	情報共有が出来ていると思う
	うまくいっている	
	うまくいっている	ケア会議などで声をかけていただけるのでありがたいし、情報の共有が出来ている。
B事業所	うまくいっている	細かな情報が頂け助かっている
	普通である～不満がある	地域性はあるが、問題となるまで表面化していない
	普通である	支援事業所間のつながりは余り無いように感じる。
C事業所	普通である	

支援事業所の横のつながりは、おおむねうまくいっているといた意見である。

Q 11. 自治体との連携はうまくいっていると感じるか



	回答	理由
A事業所	うまくいっている	
	問題があると感じる	自治体によってうまくいっているところとそうでないところがある。
	普通である	町が小さいため、都市部と比べて個人的な関係性が強く影響する
	うまくいっている	

A事業所	問題があると感じる	居宅の置かれている町との連携はうまくいっているが、件数の少ない町については連携がうまくいっていない。
B事業所	普通である	
	普通である	
	不満がある	地域性はあるが、問題となるまで表面化していない
	普通である	
C事業所	普通である	必要に応じて町、包括、民生委員と連絡を取っている。

自治体との連携は、「普通である」としているが自治体によってうまくいっているところとそうでないところがある。また、町が小さいため、都市部と比べて個人的な関係性が強く影響するといった地域的な問題も見受けられた。

6. ケアマネジャー定職率低迷の要因

介護労働者の需要はこれからますます拡大する中で、これらに対応していくためには、質の高い人材を安定的に確保することが必要である。しかし、介護の現場では利用者に合わせた作業の組み立てが必要であり、対人のサービスという特性から、ルーチン的な作業の流れは取りにくい。

併設型作業においては、ケアマネジャーとしてではない作業も混在してくるため、一人が受け持つ仕事の分担がさらに増えることになる。定期訪問などの外出で時間を取られてしまうと、書類作成などの事務作業はどうしても時間外の労働になりがちである。ケアマネジャーの時間外労働は、ケアマネジャー本人の負担だけではなく、事業所側のコスト負担になってしまうことも事実である。

しかしながら、ケアマネジャーおよび事業所のアンケート結果での、意識面の回答から感じられることは、ケアマネジャーの充実感、利用者や家族との関係性の確立から得られるということである。質の高いサービスにつなげるために、自分の時間を削って利用者の満足を得ようとする意識がある。したがって、これに対して事業所側が適切な評価を行い、やりがいや充実を形に残すことが定職率を維持することにつながると考える。

7. 居宅介護支援事業所の統一した評価モデルの策定

1) 評価規定の実際

まず、事業所内での評価の規定については、制度側からの評価規定が設けられていないことにより、事業所ごとに評価方法が異なる。各事業所によっては終礼による報告と、業務日誌により判断を行うケースや、今後人事評価基準の導入を検討しているというケース

や、自己点検などについては評価点検表によって行っている事業所もあった。

2) 実績評価の効果

まず、ケアマネジャーの作業について統一した評価基準を決め、事業所での評価を実施する。この内容を介護保険請求の加算項目として取り込むことが必要である。これにより時間外労働についても評価が受けられ、実際の作業に対する評価が目に見えることによってケアマネジャーのモチベーションを高め、その効果が期待できる。

8. 課題

(1) 介護保険制度の課題

ケアマネジャーからの介護保険制度の問題点については、労働時間は要介護度に関係なく業務内容がほぼ同じであることから、報酬額は介護度で決めるのではなく、本人と家族の関係性と要求の多さ（人間性）で決めるべきであるとの意見が見られた。また、事業所側から見ると、特定加算を取らないと経営的に厳しいとの意見があった。これは、利用者のために一生懸命やればやるほど規定外の労働時間を増やしてしまう感覚があるため、どこに妥協点を見出すかが個人によって違うので、楽にこなすケアマネジャーもいれば大変苦勞している人もいる。経営的にも現場的にも、介護報酬と労働時間の相関性はきわめて薄い。

(2) 併設型事業所の課題

事業所は、居宅介護支援事業があると、自身の他事業所の稼働率をあげるのに有利なため、居宅介護支援事業自体は大幅な赤字事業となっている。しかし、営業活動の一環ともなるため、併設すると自身の営業に有利に働くため、居宅介護支援事業を行う事業所の多くは他の事業との併設という形式を採っている。

そこから発生する問題として、本来公平性中立性が目的の居宅支援事業のはずが、他事業との併設でなければ事業としての採算が合わないことから、事業の連携という意味での癒着は避けられず、本来の目的から外れてしまう事業所も存在している。

(3) 事業所の設備負担

事務管理に必要なOA機器およびソフトウェアの導入には、大きな額での固定費が事業

所の負担となっている。さらに介護保険制度全体の見直しの度に更新費用が発生する。(当初5年の見直し、最近では3年に一回の頻度となっている)

(4)報酬外労働の問題

現在の介護保険請求の制度では、介護支援事業における利用者一人あたりの請求額は、月内で時間がかかってもかからなくてもほぼ一定の請求金額となっており、大きくは変わる事はない。これは、やればやるだけ報酬外労働の肥大につながる。

9. まとめ

住み慣れた地域で暮らし続けていくために、利用者の家族と一緒に考え、家族等介護者の支援も視野に入れ、心配の無い生活が送れるように一人一人に適した介護サービスが利用できるような支援することを目的として、地域の窓口として相談できるケアマネジャーが必要である。公平性中立性を維持しながら、質の高いケアマネジメントを提供しつづけるには、居宅介護支援事業での介護報酬制度の見直しが必要である。しかし、利用者のプランが軌道に乗るまでの労力は、困難事例では軌道に乗るまでに一年以上かかる場合があり、順調にたどり着くまでのその他の労力はすべて無報酬というケースも存在する。

今回、ケアマネジャーおよび事業所のアンケート結果から、実績評価と報酬のバランスにずれがあると感じられた。特に「ケアマネジャーの業務において、社会的な保障手当がないと適正なサービスが実施できない」「労働力と報酬額の関係性が希薄」となっている部分では、ケアマネジャーの充実度と満足度を持ち上げるための改善が必要なのではと考えられた。

日本の人口が高齢者の多い逆三角形になっているにもかかわらず、現役世代の負担で現在の高齢者の費用を負担するという仕組みであるが、事業者に対しては、介護報酬を引き上げ、介護に従事する人が人並みの生活ができるようにしなければ、ヘルパー、ケアマネジャーとして働く人が続かず、ケアマネジャー、ヘルパーに対する賃金を公務員なみとして社会的地位（専門家としての地位）の確立をしなければならないと考える。

【註】

- 1) 2000年4月から施行され「措置から契約へ」と社会福祉の枠組みが転換した。
- 2) 昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていなかった社会福祉事業、

社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について拡大、多様化した。

3) 介護支援専門員は、介護保険制度で、要介護者または要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるように、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整を行うもので、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの。

引用・参考

- 岡本祐三 [2009] 『介護保険の歩み』 ミネルヴァ書房
- 池田省三 [2011] 『介護保険論—福祉の解体と再生—』 中央法規出版
- 秋山智久 [2000] 『社会福祉の林と政策』 中央法規
- 佐藤進 [1998] 『介護保険法』 法律文化社
- 高橋信幸 [1998] 『自治体は今何を指すか介護保険法』 日本加除出版
- 松村直道 [2011] 『介護予防支援と福祉コミュニティ』 東信堂
- 阿部志郎 [2001] 『新しい社会福祉と理念』 中央法規出版
- 武川正吾 [2009] 『社会政策の社会学』 ミネルヴァ書房
- 坂脇昭吉 [1997] 『現代日本の社会保障』 ミネルヴァ書房
-
- 厚生労働省職業安定局 [2008] 『介護労働者の確保・定着等に関する研究会』
- 大橋勇雄 [1995] 『日本型雇用システムの変化と労働法の課題』 有斐閣
- 河幹夫 [2001] 『新しい社会福祉と理念—社会福祉基礎構造改革とは—』 中央法規出版
- 北浦正行 [2004] 『介護労働者の人事管理』 介護労働安定センター
- 駒村康平 [2008] 『福祉の総合政策』 創成者
- 駒村康平 [2005] 『社会保障の新たな制度設計』 慶応義塾大学出版会
- 佐藤博樹 [2004] 『変わる働き方とキャリアデザイン』 勁草書房

研究論文

eラーニングシステムと学部コースウェアの開発と実践

塩 雅之¹ 石川勝博² 寺島哲平³ 堀口秀嗣⁴
北根精美⁵ 坂井知志⁶ 町 英朋¹ 星名由美⁷

Development of Tokiwa e-learning system and courses, and its using

Abstract

This paper presents the result of the joint research for 2010 to 2011 by an e-learning study group in Tokiwa University. "Development of Tokiwa e-learning system and courses, and its using". The purpose of this study is to establish an e-learning environment for teachers and students in Tokiwa University. We set up a system with three resources; "Moodle" as a learning management system, "e-L club" as a course authoring tool and "Mahara" as an eportfolio system. We created some courses on the system and used it in each class. Some practices are illustrated and discussed in this paper.

1. はじめに

本研究は、eラーニング研究会による2010-2011年度学内共同研究「eラーニングシステムと学部コースウェアの開発と実践」(研究代表者：塩雅之)として行われたものである。

eラーニング研究会は、2007-2008年度学内共同研究「eラーニングシステムと学部コースウェアの開発」(研究代表：堀口秀嗣)で得られた研究成果(堀口2010)を元にし、常磐大学のeラーニング研究をさらに深めるべく2009年に発足された。

2007年度の共同研究では、①eラーニングシステムの構築と②コースウェアの開発に重点をおき、構築したeラーニングシステム上に数本のコースウェアを作り、うち2つの

1 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

2 常磐大学人間科学部 准教授

3 常磐大学人間科学部 専任講師

4 常磐大学 常任理事

5 常磐大学国際学部 准教授

6 常磐大学コミュニティ振興学部 教授

7 日本女子大学人間社会学部 助教

コースウェアでは、授業での実践も行った。しかしながら、2年間という限られた期間内では、システム構築やコースウェア開発に多くの時間を費やし、授業で実践してゆく時間が十分になかったといえる。そこで、本研究においては、①eラーニングシステムの構築・機能拡充、②コースウェアの開発と実践、③他のICTとの連携、④学内の研修会の開催の4点に重点を置き、研究に取り組むこととした。

執筆は、1、2を塩、3-1を寺島、3-2を北根、3-3を坂井と塩、3-4を町、4-1を星名、4-2を石川、4-3を堀口、4-4、5、6を塩で分担した。

2. eラーニングシステムの構築・機能拡充

2007年度の共同研究の成果を活かし、基本システムは学習管理システム(Learning Management System, LMS)としてMoodleを採用し、学外のレンタルサーバ(NTT Web ARANA)にシステムを構築した。Moodleのバージョンは、従来と同じ1系と最新版の2系があったが、2010年4月の段階の2系には1系からのコース移行や動作安定性に問題が見られたため、従来と同じ1系の最新版1.9.16+を使用した。これにより、2007年度の共同研究で作成されたコースの移行が可能となり、研究資産が有効に活用された。また、e-L倶楽部で作成したコースの実行ができるよう、Moodleをカスタマイズした。これについてもシステムのバージョンが大きく変わらなかったことでカスタマイズ作業は容易に行うことができた。2007年度の共同研究と同じ環境の構築は1か月足らずで完成し、2010年5月から運用することが可能となった。

本研究では、システムの新たな機能拡充として、①携帯電話・スマートフォン・タブレットへの対応、②eポートフォリオシステムMaharaとの連動を行った。

2-1 携帯電話・スマートフォン・タブレットコンピュータ対応

携帯電話・スマートフォン・タブレットコンピュータといった携帯端末を使ったeラーニングは、通学中や休み時間といった場所や時間の制約を外した学習機会の提供を可能とする。また、PC教室でない教室での講義中に利用することで、アンケートやクリッカーのような学生のリアルタイムの反応を調べる使い方も可能となる。本研究においても、携帯端末の利用を研究すべく、システムのカスタマイズを行った。

携帯電話(PC同等のブラウザを持たないもの)の対応として、「Moodle for Mobile」をシステムに組み込んだ。これは日本の携帯電話のために設計された機能拡張で、HTML

のサブセットである CHTML (Compact HTML) で Moodle を動作させるインターフェースである。Moodle システムのうち、フィードバック、小テスト、HotPot の 3 つのモジュールにのみ対応し、それらの機能の携帯電話からの利用を可能にする。本システムにおいては、学生が時間外に小テストを利用することを想定して導入した。試験的に運用した結果、画面上の制約で長い問題文を表示するのにスクロールが必要であったり、携帯電話での文字入力 of 煩雑さから記述式の回答が困難であるなどの欠点も見受けられた (図 1)。

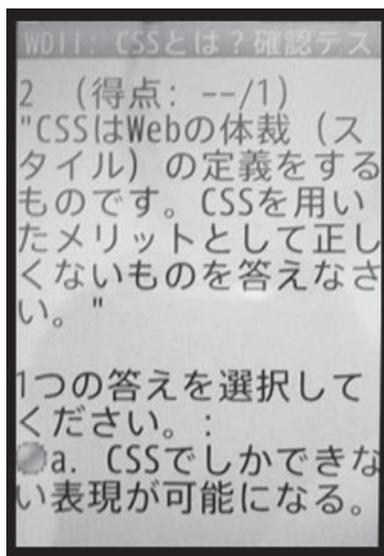


図 1. 携帯電話での小テスト



図 2. mPage によるトピック表示

スマートフォン・タブレットコンピュータについては、PC 同等のブラウザを持っているため、そのままでも Moodle を利用することができる。しかし、スマートフォンについては、PC よりも画面が狭く、そのままでは使いづらいため、iPhone 用の Moodle アプリ mPage に対応するカスタマイズを行った。mPage は、ログイン、マイコース、フロントページ、コース、トピックの画面をアプリ内でコンパクトに表示し、それ以外の画面をブラウザ画面で利用するアプリケーションである。ログインからコースに移動し、トピックを選択するまでの流れを iPhone の画面サイズでスムーズに行うことができる (図 2)。スマートフォン・タブレットについては、Moodle のバージョン 2.2 用に Moodle 公式アプリとして「My Moodle」がリリースされた。MyMoodle では、iPhone や iPad の iOS のブラウザが持つ「ファイルをアップロードできない」という問題が解決されており、Moodle のバージョンを 2 系に上げての導入も検討に値する。

2-2 eポートフォリオ Mahara との連動

eポートフォリオシステムは、学生の学習成果を電子的に蓄積するシステムであり、学習の証拠、パフォーマンス評価、アセスメント（自己評価・相互評価）として利用される。教育機関、企業などでeラーニングシステムと合わせて導入されることも多く、本研究でも導入を試みた。

本研究では、eポートフォリオシステムとしてMaharaを導入した。Maharaはオープンソースであり、プログラムは無料かつ自由にカスタマイズできる。Maharaは、eポートフォリオの機能に加え、SNSのようなコミュニケーションツールを備えており、学習コミュニティを形成することもできる。また、Moodleシステムとの連動が考慮されており、①SSO（Single Sign On）の設定を行うことで、MoodleからMaharaに移行する際にログインが不要となる、②Maharaで作成したビュー（後述）をMoodleの課題の提出物とするといったことが可能である。

Maharaの大きな特徴として、ビュー（現バージョンではページ）の機能があげられる。ビューは、Webページの形態をした学習成果を公開する手段である。誰に対して公開するかを、特定の人、グループ、Mahara内、一般から設定することができる。ビューの制作はWebブラウザ上で行われ、専用のプログラムを必要としない。テキスト、ファイル、画像、自分のプロフィール、掲示板の記事、ブログの記事など様々な情報をドラッグ&ド

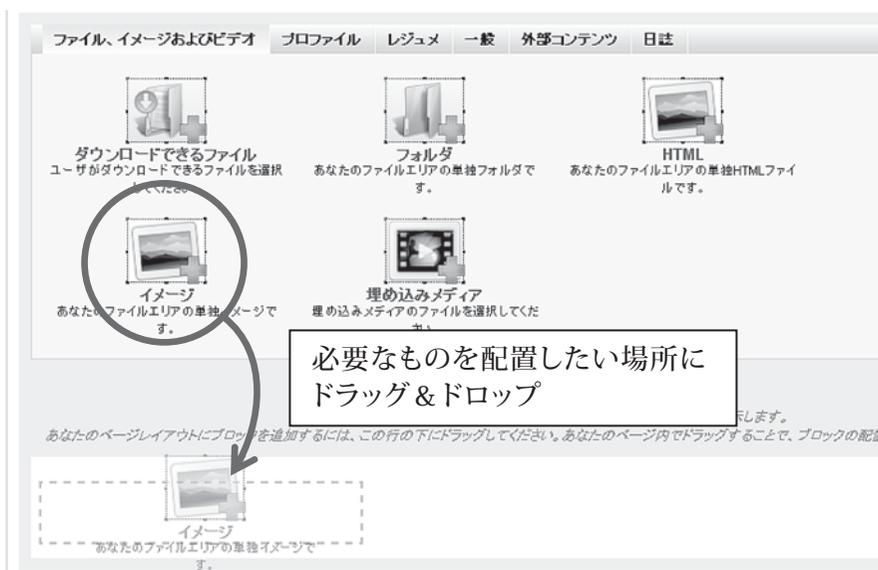


図3. Maharaのビュー作成のイメージ

トップで配置することで作成していくことができ、操作が簡単である(図3)。Maharaを使った実践については、後の4-4で述べる。

3. Moodle コースウェアの開発と実践

本研究では、研究会メンバーが各々 Moodle 上のコースウェアを開発し、授業で実践を行っている。ここでは、特徴的な取り組みをいくつか述べる。

3-1 Moodle を用いた授業時間外学習のためのサイトの実践報告

(1) はじめに

本報告では、2011年9月から2012年1月まで開講された科目「ウェブプログラミングA」で実施した Moodle を用いた授業時間外学習のためのサイトについての実践報告を行う。

科目「ウェブプログラミングA」は JavaScript を用いてプログラムの基礎を学習する授業である。しかし授業時間内だけでは、学習者がプログラムを習得する時間を確保する事が難しい。そのため授業時間外に学習する必要がある。ただし学習者が「文系の学生である」と「プログラミングを学習した経験がない」ことを考慮すると、授業時間外において学習者自身が自主的にプログラムを学習することは難しい。そこで Moodle を用いて授業時間外でも学習者が学習できるサイトを構築した。

本報告では、実際にサイトを構築・運用した際の現状および問題点について報告する。

(2) 授業時間外学習システム

科目「ウェブプログラミングA」では授業時間内において、教授者より学習者に対して JavaScript の文法について説明を行い、関連した練習問題を演習形式で学習者がプログラムとして組む授業展開で行われた。ただし学習者がプログラムを習得することを授業の目的として考えた際に、授業時間内だけでは学習者がプログラムを組む経験が足りない。そこで授業時間外において学習者自身が、自身で考えプログラムを組む必要がある。そこで共同研究者によって設置された Moodle を用いて、JavaScript を授業時間外に学習するためのサイトを構築した。本サイトを図4に示す。またサイトの内容を表1にまとめた。



図4. 学習サイトの実例

表1. サイトの主な内容

問題	JavaScript を組むための問題
実行図	JavaScript で実際に実行した様子
ポイント	問題を解くための解説
答え	JavaScript でプログラムを実際に組んだ例

これらのコンテンツを全部で35問掲載した。なお問題に関しては『プログラミング問題集① JavaScript 版 基礎から応用へ | 空の巻』を参考とした（オープンナレッジ 2004）。

(3) 結果

Moodle の利用履歴から学習者の利用実態を把握した。その結果、本サイトはほとんど利用されなかった事が分った。期末試験の2日前から利用するケースが、学習者の9割となった。9月のオリエンテーションおよび冬休み直前の授業で、期末試験は本サイトの問題を一部変更して出題する旨を通知していた。だが多くの学習者は期末試験の直前しか本サイトを利用しなかった。またテスト結果から、学習者の多くが基礎的な問題は解けるのに対して、応用問題を解けないことが分った。応用問題が解ける学習者は、授業内容に沿って、まめに本サイトを利用している傾向があることも分った。

(4) まとめ

授業時間外学習システムを構築した結果、多くの学習者は期末試験の2日前から利用することが分った。そのため基礎的な問題を解くことができるが、応用問題を解くことができない学習者が多い。ただ一部の学習者は授業内容に沿って（もしくは予習するため）、本サイトを利用している。このような学習者は応用問題を解く事ができる傾向にある。

今回の授業では、授業時間外での学習を学習者自身に任せていたのが問題と言える。学習者の学習ペースを把握し、授業時間内に学習者に対して何らかのフィードバックを取る必要があった。今後は、授業時間内での学習と授業時間外の学習を連動させるシステムを考える必要がある。

3-2 個々の学びと向き合うための Web リフレクションペーパーの活用

(1) Web リフレクションペーパー (WRP) と学習との関係

WRP とは、授業を振り返って学習内容や考えを記録することで、学習者の主体的な学習を促すための授業ツールの一つである。授業のリフレクションは、1) 学習者が授業で取り上げた情報を処理したり、過去の知識と関連づけたりする際に役立ち、2) 学習者が授業で学んだ知識の定着を促すとともに、3) 学習者が自分自身の学びのプロセスを対象化して認識する、すなわちメタ認知能力を高めるのに役立つことが分かっている (J. Moon 2001)。WRP の授業への導入により、受講者は授業で経験したことを概観し、そこで修得した技能、質、知識を確認することがしやすくなるのである (Williams & Lowes 2001)。

(2) WRP 活用授業の進め方

はじめに、2008 年から 2011 年までに「学びと探究の方法」において実践した、WRP 活用授業の概要について述べたい。

図 5 は、WRP 活用授業の流れを示している。授業開始から 20 分間では、1) 学習者は、解説用と演習用の 2 種類のファイルをネットワーク・フォルダにとりに行き、2) 解説用ファイルを開き、前回授業の WRP、今日のテーマの解説や演習の進め方、提出課題についての解説を聞く。次の 60 分では、3) テーマに関する演習に取り組み、完成した課題を提出用ネットワーク・フォルダへ提出する。演習では、前年度履修生が SA として授業補助にあたる。最後に、10 分間で 4) 今日の授業の振り返りとして、学習内容、感想、授業進度の 5 段階評価を記入する。

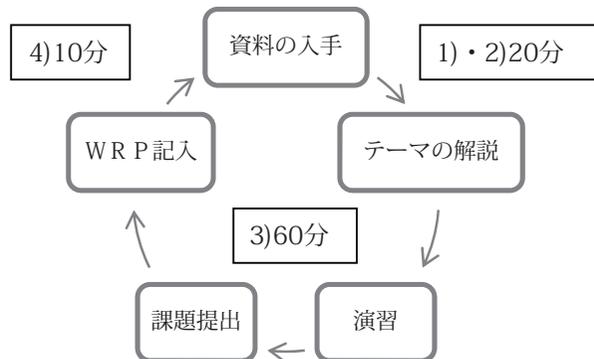


図 5. WRP 活用授業の流れ

(3) リフレクションと ICT

WRP 活用授業では、リフレクションを蓄積するために ICT を活用している。そのメリットは、学生の視点からは、学び全体を視覚化し概観しやすいことにある。15 回分の WRP は、授業全体を通した学びのリフレクション資料として再利用することができる。教員側のメリットとしては、前回授業の WRP 紹介など、クラスへのフィードバックがしやすい点、WRP ファイルを蓄積することで、個々の学習者の学びのプロセスを比較しやすい点があげられる。

図 6 は、年度別の授業進度に対する学習者の 5 段階評価を示している。WRP を利用することで、年度別、授業回別の評価を視覚化することができ、次年度のシラバス作成の際に問題を検討するための資料として活用できる。

授業回別の授業進度に対する5段階評価(各回の平均値)

リフレクションの活用

2008年
授業後半になるほど、
進度が速いと感じる

2009年
授業内容の分量を見直し

2010・11年
授業内容の繰り返し
個人ワークと
グループワークの導入

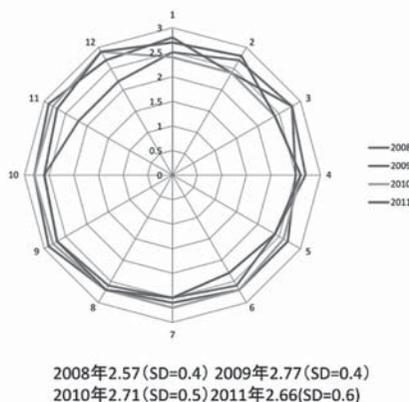


図 6. 年度別、授業回別の授業進度に対する 5 段階評価

また、WRP の記述を KHcoder などのテキストマイニング・ツールによって分析すると、学習者の学習態度、達成感、負担感に関するワードを数量的に把握することができる。図 7 によると、負担感、達成感に関しては、10 年受講生が最も高く、能動的な学習態度に関しては、11 年受講生が際立って高くなっている。また、抽出した WRP の記述ワードをみると、08 年を基準とした場合、09 年は 1.5 倍、10 年は 2.4 倍と増加傾向にあるが、11 年は 0.9 倍であった。

WRPテキストの分析

- 能動的な学習態度(分かる、考える、知る、学ぶ、調べる)
- 興味や達成感(興味、面白い、楽しい、嬉しい、頑張る、できる、終わる)
- 負担感(難しい、困難、大変、戸惑う、終わら(ない・なかった))

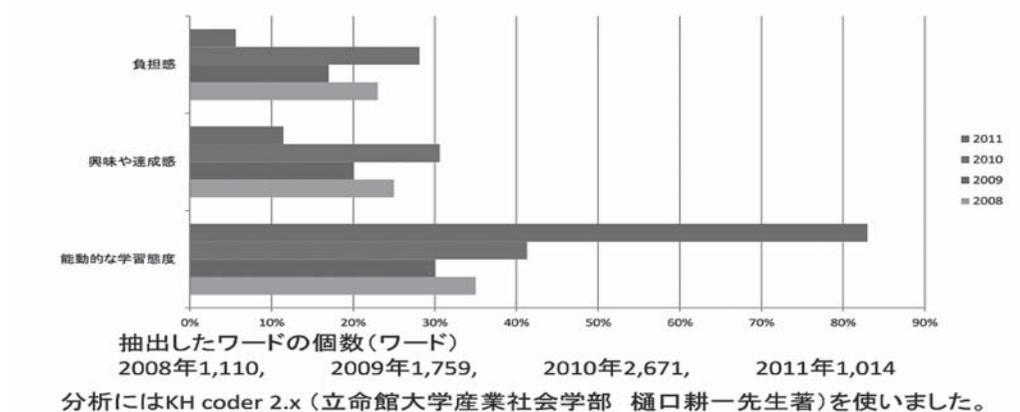


図7. WRP テキストの分析

(4) WRP と授業改善

WRP で得られた、授業進度の5段階評価やテキスト分析の結果はまた、授業改善にも役立てることができる。例えば、08年では、授業後半の進度が早い、負担感があるといった評価を受けて、09年は授業内容の総量を見直した。その結果、早すぎる進度や負担感が解消された。10年は、授業で取り上げるテーマを、課題内容を変えて複数回にわたり取り上げたり、個人ワークとグループワークを組み合わせた演習を取り入れたりした。負担感が増えたが、達成感も高くなり、能動的な学習態度も以前より高くなった。11年も同様の授業を展開したが、負担感と達成感が極端に減少した一方で、能動的な態度を示すワード数が急増し、さらに記述されたワード数は過去最低であった。

同じ授業内容であっても、なぜこうした違いが生じるのかという点については、12年のWRP データを加えて、10～12年のWRP データを分析し、「リフレクションによる学びのプロセスの認知」という学習活動の受講生集団による変化をさらに考察する必要がある。

3-3 動画コンテンツの作成について

コミュニティ文化学科及びデジタル・アーキビストの必修科目である、「著作権と情報倫理」の授業4コマ相当をコンテンツ化した。

授業方法としては、

- ① 20分坂井の「テーマに関する講義」
- ② 20分受講学生達の「検索及びまとめる作業」
- ③ 20分坂井の「補足の講義」
- ④ 20分受講学生達の「検索及びまとめる作業」
- ⑤ 10分まとめ

というパターン化した方法を取り入れた。

また、授業内容の資料作成は、簡単なメモを教員である坂井が作成し、常磐大学コミュニティ振興学部の学生（既に科目の単位を取得している学生）に口頭の説明をして、学生の作業としてパワーポイント資料を作成依頼した。このことは、学生が関わることにより、学生にとって理解しやすい資料作成を実現する狙いであったが、実際は、本人が理解できているのかに関わりなく、見やすさを優先に作成する結果となっていた。

収録した映像を編集して動画を作成した後、作成した動画をファイルとして保存する必要がある、その際にはサーバーにアップロードして閲覧することを考慮しなければならない。ネットワーク回線が遅い場合でもストレスなく動画を再生するためには、ファイルサイズを低く抑える必要がある、ある程度画質と音質を犠牲にすることになる。特に、スマートフォンやタブレットコンピュータといった携帯端末での閲覧を考慮すると、画素数を減らしてでもスムーズに再生されることを優先した方がよいと考えた。

今回作成した動画も、iPhone、iPadでの再生を考慮し、画質をある程度落としてファイル出力した。ファイルをサーバーにアップロードして確認したところ、画質の面で多少の不満はあるが、PC、iPhone、iPadいずれにおいても問題なくスムーズに再生することができた。一方で、Androidのスマートフォンとタブレットコンピュータで動画が再生できないという問題が発生した。使用したファイル形式（MP4,H.264 video, AAC audio）はAndroidの動画再生ソフトウェアでも対応しており、端末に動画ファイルを保存してあれば再生は可能であった。よってサーバーからダウンロードしつつ再生する段階でなんらかの問題が起きて再生ができないということになる。研究会メンバーも専門外の内容であり、この問題の解決にかなりの時間を費やした。フリーの動画変換ソフトウェアを用いて、動画ファイル内のメタデータの位置に変更を加えることで対応できることがわかり、Android用の動画ファイルも作成することができた。

今後は、当該科目が必修科目であることと、積み重ねの知識が必要であるため、欠席や

事前事後の学習用に全ての授業をコンテンツ化する必要があると考えている。

収録とそのコンテンツを検証すると、バーチャルスタジオによる作成であるため、撮影技術は放送大学の授業と遜色はないものの、内容としては様々な工夫が求められると思われる。例えば、著作権が実際に博物館や生涯学習講座・デジタル・アーカイブでどのように関わるのかを具体的に理解させるため、VTR 資料を作成することや電子掲示板を一定期間設け、質問や意見を学生に書き込みをさせ、理解の状況を踏まえるなど工夫が必要と考える。更に、当該科目以外の科目の検討も必要である。当該科目は、基本的には法律の問題であり、学生にとっては 90 分パソコンの画面を見続けるのには、興味を持ってないことが予想される。ミュージアムやデジタル・アーカイブの関連科目など学生にとって魅力あるコンテンツを盛り込みやすい科目のコンテンツ化が求められると考えている。

3-4 既存 Word テキストを活用した Moodle のコース作成

今回 Moodle を利用して授業を進めるにあたり、Moodle のコースにコンテンツを新たに用意するのではなく、既存の教育用のリソースを活用した。Moodle では様々な方法でテキストを用意することができるが、Moodle に興味のある多くの教員は、新規に準備をしなければならないそのコストの高さが気になっていると思われる。授業で使用している既に存在する Word や PowerPoint で作成した資料等をベースに、なるべく小さいコストで Moodle 上にコースを作成した。

(1) コース化する科目

Moodle 上でコース化する科目は、「情報処理演習Ⅱ」を採用した。この科目は、コミュニティ振興学部の学部共通科目で学部生全員が履修対象である。科目区分は情報、配当年次は 3 年次であり、デジタル・アーキビスト受験資格科目の一つになっている(町 2010)。

「情報処理演習Ⅱ」は町と塩が 2 クラス展開・少人数指導で授業をしており、内容はデータベースである。Microsoft 社の Excel や Access を使用して、データベースを実際に作成する演習となっている。授業のテキストは主に町が作成したものを両クラスで使用している。

(2) クラス展開のコース上の対応

コース化する科目の「情報処理演習Ⅱ」が前述のとおりなので、テキストが共通のクラ

ス展開に対応するために、コース設定において「グループモード」を適用する必要がある。すなわち、町が担当するクラスと塩が担当するクラスに対応したグループをあらかじめ用意しておき、コース参加者（学生）それぞれが町と塩のグループのいずれかに入るように設定を行う。

グループの機能に関連して、塩が Moodle 上に実装した大福帳（塩 2010）がある。この大福帳は、コース参加者一人一人に一意的グループを割り当てることでその仕組みを実現しており、本コースでも用意されている。したがって、クラス展開のためのグループと大福帳運用のためのグループがコース内には混在し、本コースで用意されたグループの総数はコース参加者数に展開クラス数を加えたものになる。それによりコース参加者は二つのグループに登録されることになるが、運用上は特に支障はない。

(3) テキストの構成とコースの対応

Moodle でコースを設定する際、授業の回数を考慮して、「トピック」で 15 回分を設定することが自然だと思われるため、本コースでもそのように設定した。Word で作成済みのテキストは一つのファイルで、各節はアウトラインで作成されており、各節の最後には章末問題のように課題を用意してある。このファイルの各節を 15 回分のトピック（実際は、授業 13 週目以降は期末課題の演習に入るため、トピック自体は 13 回分）に対応させたものが次の表 2 である。

表 2. Word テキストと Moodle コーストピックとの対応

Word テキスト	Moodle コーストピック
データベース	データベース概論①
データベース管理システム	データベース概論②
リレーショナルデータモデル	リレーショナルデータモデル
Excel におけるデータベース	Excel 上のデータベース
データベース設計と正規化	データベース設計と正規化①
	データベース設計と正規化②
	データベース設計と正規化③
Access におけるデータベース	Access におけるデータベース①
	Access におけるデータベース②
Excel のワークシートの取り込み	データベースの外部連携
データベースと Web の連携	
集合演算と関係演算	SQL ①
関係データベースと SQL	SQL ②
期末課題	期末課題

(4) テキストの分化および PDF 化

一つの Word ファイルをそのままコースにおけるテキストとして登録することも当然考えられるが、授業を進めるにあたっては、テキストをそれぞれの回で適切に用意した方がコース参加者にも利便性がよいと思われる。例えば、以前の内容を確認したいときに、テキストが一つの大きなファイルだとアクセスしたい該当箇所が画面に現れるまでスクロールしたり、ページを数えてジャンプしたりしなければならず、ユーザビリティの低下を招くことにつながる。それぞれの話をいわば小分けして用意した方が容易に該当箇所にアクセスできるのである。

各節ごとにファイルを分割するにあたっては、Word ファイルとして分割するのではなく、それぞれ分割した範囲を PDF 化する。これは、閲覧環境を PC に制限することなく、スマートフォンやタブレット端末からでもコースにアクセスして、テキストを閲覧できるようにするためである。Word ファイルのままテキストとして登録してしまうと、各環境で Word 互換のワープロソフトもしくはビューアが必要になり、閲覧環境の導入自体を別途考えなければならない。一方、登録するテキストを PDF 化してしまえば、多くの環境では PDF のビューア（リーダー）があらかじめ用意されているので、自分で何か準備することなくテキストを閲覧することができる。

(5) 課題のオンライン化

テキストには章末問題のように、毎回の内容を確認する課題がある。それらはコースに登録した PDF のテキストからは外し、Moodle の課題活動の「オンラインテキスト」や

図8. PDF 化したテキストの分割と課題活動を登録したコース

「単一ファイルのアップロード」で作成した(図8)。また、最後の期末課題については、もともと1ページ分のプリントで配布していたこともあり、そのままPDF化してテキスト同様登録し、課題活動とセットにして用意した。

(6) まとめ

Moodleのコースを新たにデザインすることは、それなりに覚悟が必要であり、もちろん時間も相応に必要となる。教員の多くは授業のテキスト等をWordやPowerPointで用意している。今回はそのような場合にどのようにコースを作成すればよいか、実際に「情報処理演習Ⅱ」で行ったことを報告した。

Moodleでは様々な活動が可能であるが、目の前でできることを地道に一つ一つやっていくことが次のステップにつながることは確かなことである。

4. 他のICTとのシステム連携

ここでは、Moodle以外のICTも利用して行われた教育の実践について述べる。

4-1 個別型学習とチーム型学習を支援するためのコース利用実践

科目の特性に合わせたMoodleの活用方法として、個別型学習とチーム型学習を支援するためのコース利用実践について、2011年度に星名が担当した科目の報告をする。

(1) 個別型学習を支援するためのコース利用

個別型学習を支援するためのコース利用の事例として、Moodle上の小テスト機能とe-L倶楽部で作成したコースウェアを併用した人間科学部の必修科目『心理統計Ⅰ』と選択科目『心理統計Ⅱ』について報告する。『心理統計Ⅰ』では、單元ごとに手書き課題を用いて知識の確認を行った後、定期試験前の総復習として、e-L倶楽部で作成したコースウェアを利用し、知識を確認、グラフの読み取り、検定結果の読み取り問題等、学習者個人のペースに合わせて、正誤のフィードバックを確認しながら学習できるよう支援した。2011年度は、継続的な学習支援のため、9回目の授業からMoodleの小テスト機能を利用して授業開始時に5問の復習問題を実施した。学内の空き時間や自宅からの夜間の利用も見られ、定期試験への効果も確認されている(星名2010,2011)。

『心理統計Ⅱ』では、卒業論文での質問紙調査の実施を想定して、分散分析、二項検

定、因子分析などの高度な分析方法を学習する。初回から Moodle コースへの登録を行い、e-L 倶楽部で作成したコースウェアを利用して、統計基礎の復習を実施した。授業では講義と演習を組み合わせ、翌週に Moodle の小テスト機能を利用した 5 問の復習問題を実施した。小テスト機能では、問題と回答の選択肢がランダムに表示されるため、繰り返し実施するように教示した。分散分析などの多くの手順に沿って分析を進める単元では、全体の流れを確認しながら学習を進められるように e-L 倶楽部のコースウェアを作成した。学習者はコースウェアの指示に従い、データの入力、SPSS を利用した分析、結果の読み取りまで、対話形式のフィードバックを受け取りながら学習することができる (図 9)。

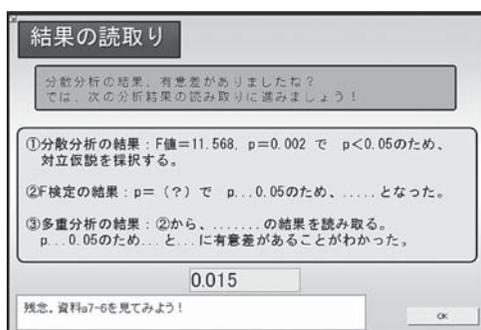


図 9. 分散分析のコースウェア

表 3. 小テストの評価

Q. eラーニングシステムを利用した各単元ごとの小テストは復習の役に立ちましたか？

選択肢	人数 (%)
とても役に立った	24 (49.0)
少し役に立った	21 (42.9)
どちらでもない	3 (6.1)
あまり役に立たなかった	0 (0.0)
まったく役に立たなかった	1 (2.0)
合計	49 (100.0)

表 4. PDF ファイルによる自己採点の評価

Q. 手書き課題の模範解答が Web 上のシステムで確認できることは役に立ちましたか？

選択肢	人数 (%)
とても役に立った	32 (65.3)
少し役に立った	11 (22.4)
どちらでもない	5 (10.2)
あまり役に立たなかった	1 (2.0)
まったく役に立たなかった	0 (0.0)
合計	49 (100.0)

さらに、新たな取り組みとして、手書き課題の模範解答を PDF ファイルとして、Moodle のコース上にリンクさせて自己採点する教材を作成した。採点から返却までのタイムラグを作らないことを目的とするだけでなく、教員がすべての単元で e-L 倶楽部のコースウェアを作成する時間を確保することが難しいために取り入れた方法である。

定期試験後の調査では、Moodle 上の小テストと PDF ファイルでの課題自己採点に対して高い評価が得られた (表 3、表 4)。Moodle の小テスト機能は、問題データベースの引

き継ぎや、問題と選択肢のランダム表示など、教員の準備時間の削減に効果があり、手書き課題の模範解答を PDF ファイルでリンクさせる方法では、学習者と教員双方への利点が見られた。以上のような複数の機能を併用したカリキュラム制作により、学習者の効果的な学習を促進することが示唆された。

(2) チーム型学習を支援するためのコース利用

総合科目『情報の処理Ⅲ』では、チームによる Web サイトの構築を行った。本科目は 2009 年度から担当しているが、メンバーの欠席で作業が進められない、作業にあまり参加しない人への不満などの問題が見られたため、チーム活動の事前指導などの改善を行った。

2011 年度は、事前指導に加え、チーム活動における情報共有を円滑に行うための支援として、Moodle の掲示板のグループ機能を利用し、チーム掲示板を用意した。学習者は授業開始時のミーティング後、その回で行う作業予定を各自が掲示板へ投稿し、授業終了後に作業報告を投稿するように指示した。授業時間外の作業報告なども活発にやり取りされており、作業の流れを把握しやすかったなどの感想も得られた。授業終了後の調査では、チーム活動によるサイト構築に達成感を感じている学生が 97%であったため、初年度のチーム活動に対する不満は改善されたことが明らかになった（表 5）。

表 5. Web サイト完成後の達成感

Q. チームで Web サイトを完成させた達成感
はありますか？

選択肢	人数 (%)
とても達成感がある	28 (80.0)
やや達成感がある	6 (17.1)
どちらでもない	1 (2.9)
あまり達成感がない	0 (0.0)
まったく達成感がない	0 (0.0)
合計	35 (100.0)

(3) e ラーニングシステムの可能性

e ラーニングシステムの機能を取り入れることにより、個別型学習にもチーム型学習にも効果を得られることが明らかになった。授業専用サイトに情報や活動を集約させることで、授業外の自習活動を促す効果や欠席者への対応にも効果があると推察される。また複数の科目をシステムの中でまとめることで、科目間の連携へと発展できる可能性も考えら

れる。学習者の積極的な参加を支援するシステムの検討が必要であるといえよう。

4-2 Google ドライブを利用した簡易インターネット調査について

(1) はじめに

筆者は、「入学前教育での eラーニング活用方法の検討」として、コミュニケーション学科での学びの動機尺度による推薦系入学予定者の学びの動機を把握する必要性を指摘した。質問紙を入学前課題に封入するなどの方法も考えられるが、より効果的な方法としてインターネットを用いた調査を実施することを提案した(堀口、他 2010)。本節では、専門的知識を有していなくとも実施できるインターネット調査を紹介し、その利点と問題点を示したい。

(2) Google ドライブを用いた質問紙調査

インターネットを用いた調査を実施するには、一般的に 1) インターネット調査会社に委託する、2) ホームページなど自作するという方法が考えられる。1) の場合には、それなりに信頼できる調査をしてもらえる利点がある。対象が登録者に限られるとはいえ、大規模な調査が可能であり、サンプリングも保証されるからである。その一方で費用がかかるという問題がある。2) の場合は、よりカスタマイズした形式で質問ができ、詳細なデータが得られるという利点がある。その一方で、個人レベルで調査を行うとすれば、当該ページへのアクセスをどのように促すかが問題となる。よって大量のデータを収集することが難しい。さらに、CGI プログラムを作成する技能(perl 言語などでのプログラミング)が必要となる。つまり、専門知識が求められるという問題がある。

今回のように、コミュニケーション学科入学予定者を対象とする場合はどうであろうか。1) については、調査会社に依頼するには対費用の面で効率が悪く、2) については、データ収集の困難さは解決するが、専門性の問題は残ることになる。

そこで、着目したのが「Google ドライブ(旧 Google ドキュメント)」を用いた調査である。Google 社(2012)によれば、「Google ドキュメントを使うことでユーザーからの質問を受け付けるフォームを簡単に作成」できる。その手順は次の通りである。Google の作成→「フォーム」をクリックして所定のページに入る。そこでは、質問のタイトル、質問の形式といったフォーマットができており、そこに逐次質問項目を記入すれば完成となる。回答の形式は、多肢選択式だけでなく、自由記述式もある。入力負担を考えると、

紙ベースの調査よりも便利である。

調査対象者が質問項目に回答の後、送信ボタンを押すと、Google のスプレッドシートに保存される。そのデータは、エクセル形式、Open Document 形式、PDF 形式などを選んでダウンロードできるので、SPSS などの統計パッケージに読み込み分析することができる。さらに、タイムスタンプでは、送信時間が秒単位で記録されている。

筆者は、実験の意味も込めて、在学生（1、2 年生）を対象にして、2011 年 2 月 5 日に学科での学び動機調査を実施した。当日は、学生に資料を配付し、調査の意義やプライバシーの保持を伝えた上で、当該 URL アクセスしての回答を促した。なお、このページは、石川ゼミナール HP から直接リンクを張ったので、簡単にアクセスできる。その結果、得られた回答は 162 名中 36 名に過ぎず、課題を残すこととなった。

(3) 今後の課題と活用方法

以上のように、今後の課題として回収率を上げることが求められる。回収率が低かった理由は様々考えられるが、第一に挙げられるのは、その場で回答させず他の場所で調査に協力する負担である。入学前教育で実施する場合、入学予定者がサイトにアクセスすることに負担を感じる恐れもあるだろう。

自宅にパソコンがない入学予定者がいる可能性もあるが、スマートフォンやケータイからアクセスすることも可能である。ただし、パソコンと比較して画面の小さいので回答しにくく、特にケータイの場合は処理スピードの遅さから回答に負担を感じる恐れがあるだろう。

その他、回答させるに当たっての問題は残る。例えば、本人が回答しているか判別できないという点である。さらに Google ドライブのシステムでは、重複回答をされた場合に対応できない。対処としては個々人にランダムに ID を振り、個人が特定できないかたちで、その ID で回答させるといった方法が考えられる。

以上のように課題は残るものの調査者側の利点として、入力の手間が軽減されることは大きい。特に自由記述が多い調査であれば、特に有効だろう。なお、筆者は、現在、質問紙調査実習科目を担当しているが、この機能を用いた調査を卒業研究で実施させることも検討している。こうしたなかでより有効な活用方法を探っていきたい。

4-3 e-L 倶楽部を利用したコースウェア作りの容易化

(1) WBT型コースウェア制作と e-L 倶楽部

eラーニングの実用化で最初に困難を感じるのは、使えるコースウェアの少ないことであり、これを補う方法の一つとして、講義や解説をビデオ収録し、それをコンテンツにする方法がとられている。しかし、これは比較的容易にコンテンツは作れるものの、学習者の理解状態に対応した学習の流れを作ることは難しい。Word や Power point で表されたコンテンツをメニューから選択して学ぶ方法もとられているが、個に応じるという意味では、メニューで選択できるというレベルに留まっていて、各コンテンツの内容の中での個別化は実現できない。コースウェアの中で学習者との対話に応じた学習の展開をはかれるようにするには、eラーニングの中でも WBT (Web Based Training) のコースウェアが必要になる。eラーニングを活用していくためには、WBT を如何に容易に作成できるようにするかが重要になる。本研究では、WBT を実現するために、堀口をはじめとした大学研究者や初等中等教育の教員グループが開発した非営利の支援ソフト「e-L 倶楽部」を用いることとした。その理由は①無料で利用することも配付することもできるシステムであること、②インストール不要で、ファイルをコピーすればコース作成や実行が出来ること、③コースウェアが日本語で記述されるために、使い慣れたワープロやテキストエディタでも学習内容の追加・編集や修正ができること、が挙げられる。



図 10. 実行画面

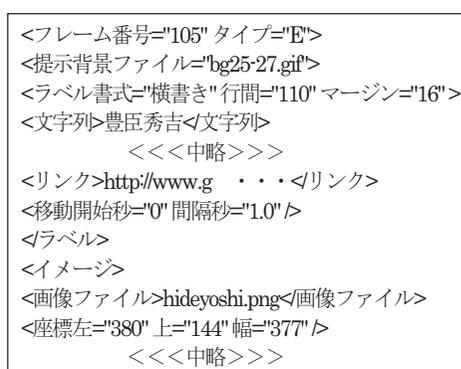


図 11. 日本語によるコースウェア記述

(2) e-L 倶楽部を利用した学生によるコースウェア制作の試み

本研究では、WBT コースウェアの作成を容易化するために、教壇に立った教育経験がない、教職免許取得希望学生に、「教育情報論」(2単位)において、コースウェア制作を

課題として取り組ませた。2011年度(24名受講)と2012年度(10名受講)と行ったが、どちらも90分間×5コマで①オーサリングシステムシステムの学習と、②それを使って自分の免許教科の中で個別化が必要な学習内容についてコースウェアを作成する演習、③他の人が作成したコースウェアを実行してみて、工夫と良さを学び取る活動、を行った。できれば時間をかけてじっくり取り組ませたい内容は多くあるが、コースウェア作成の容易化をはかることを考えると、5コマ(3分の1科目)でコースウェアの設計と製作ができることを立証したい意味も込めた。

コースウェア作成のポイントとして、①学習者が誤答したときに学習する内容をしっかり用意すること、②正答した場合、そこで学習確認する内容を工夫する、③基本と応用と発展を入れること、を強調した。各コースのフレーム数、評価(5段階)を表に示す。

作成者	コースタイトル	作成フレーム数	評価
1	応急処置	15	4.1
2	日本の歴代総理大臣と出来事	31	4.6
3	栄養学	21	4.5
4	江戸時代の政策	17	4.5
5	歴史(時代や年号)	29	4.2
6	英単語のニュアンス	20	5.0
7	公民・社会のカタカナ用語	18	4.5
8	公民・国と首都	29	4.8
9	化学・物質の構成	17	4.3
10	be動詞と一般動詞	23	4.1

受講者が楽しんで作成できたことは下記のコメントに象徴されている。

「今までやったことのないことで常に新鮮な気持ちで授業に臨めたと、昨年の人たちのを見たのでそれより完成度を高くしようとして試行錯誤してできました」「イラストを多く入れたり、生徒が間違え

てしまうであろう誤答を作ったり、間違った答えを選んだ時に表示されるコメントを、どうすれば生徒がやる気になってくれるのかを考えるのが面白かった。」(フレームとは、スライドの1枚に相当する情報)

5コマで「e-L 倶楽部の使い方、作り方を学び、このような感想を全員が持って作成できたことは、コースウェア作成の容易化が果たせたと結論できる。

(3) 学習記録とその活用

「e-L 倶楽部の学習記録は「どのフレームで、何秒かかって何と答えたか」が下記のように、1応答ごとに克明に記録される。

この記録を分析することによって、1人の学習者がどこからわかるようになったか、どこで躓いたかがわかるとともに、学習者全体でどの程度理解できているのか、この学習の

あとで、なにに注意をして学習を進めたらよいのかが明らかになる貴重な記録である。

学習者番号	コース	フレーム名	入力回答	正誤	到達時間	回答時間
① s_685303	http://toko.../kenmei2.xml	九州地方 /01	おきなわ	正答	2007/11/30 14:16	32
② s_685304	http://toko.../kenmei2.xml	中国地方 /01	おかやま	正答	2007/11/30 14:15	18
③ s_685304	http://toko.../kenmei2.xml	中国地方 /01		誤答	2007/11/30 14:15	0
④ s_685304	http://toko.../kenmei2.xml	メニュー /メニュー-1	中国	正答	2007/11/30 14:15	12
⑤ s_685304	http://toko.../kenmei2.xml	関東地方 /メニュー1		無答	2007/11/30 14:15	4

4-4 eポートフォリオシステム Mahara を利用したゼミナール指導

eポートフォリオシステム Mahara を授業で用いる取り組みとして、2011年度のゼミナール指導での利用について述べる。

塩ゼミナールでは、各自の学習テーマを定め、定めたテーマに対し、1年間自主的な学習を続けている。学習は週ごとにPDCAサイクルで行っている。具体的には、毎回の授業時に各自の今週の学習成果(D)をWebページにまとめたものを発表し、ゼミ生同士や教員から質問・意見を受け(C)、直せる部分を改善し(A)、次週までの学習目標を定める(P)という方法をとっている(図12)。

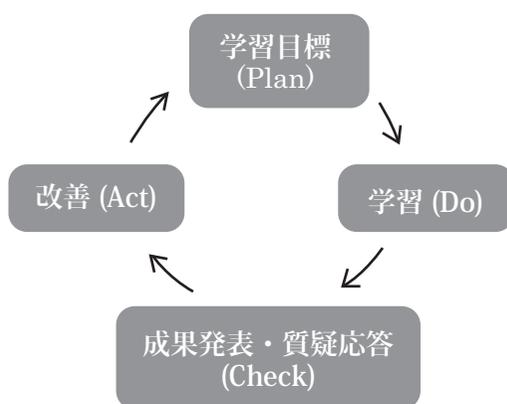


図12. 学習のPDCAサイクル

今までは、Webページを使った発表のみ行っていたため、学生が発表に使ったWebページは記録として残るが、質問・意見、来週の目標が記録として残らないという問題があった。特に指摘と目標について、学生が詳細を正確に思い出せない場合があり、来週の発表

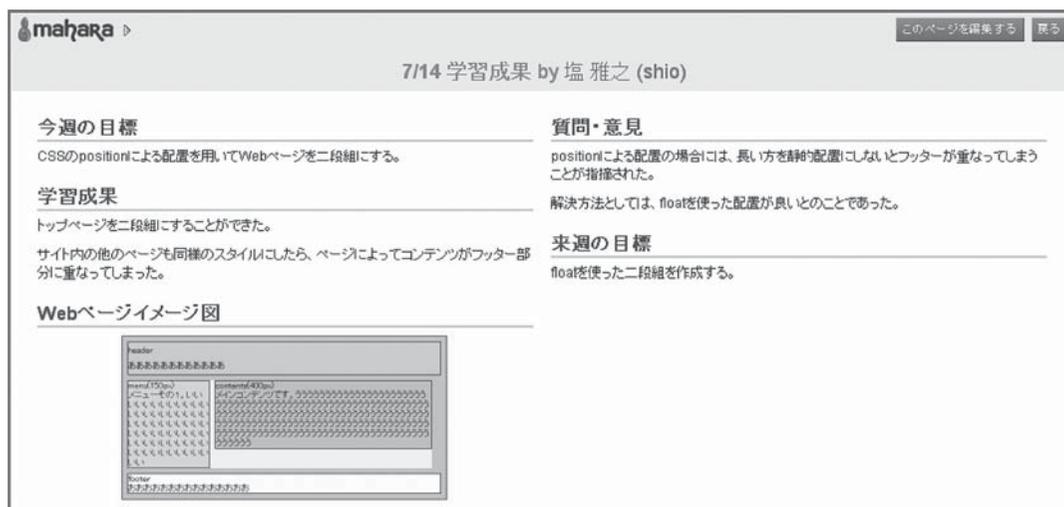


図 13. 学習の PDCA サイクルを示す Mahara のビュー (サンプル)

の際に改めて同じ目標を設定することもあった。そこで、毎回の発表でのやり取りおよび来週の目標を Mahara のビューとして残していくという試みを行った (図 13)。

これにより、学生が指摘事項と目標を忘れるということは皆無となった。副次的な効果として、質問・意見・目標に関する学生の理解度が深まったことがあげられる。この理由として、①ゼミでの発表の後にビューに質問・意見と目標を追記する時間が必要になり、発表を振り返る時間を持つことになったことと、②他の人に見られる文章として記録することで、正確な内容を書かなければならないことの2点が考えられる。

5. eラーニング講習会

eラーニングについて学内の教職員に向けた講習会「Moodle, eラーニング講習会」を2011年11月29日、30日にQs棟PC教室で行った。なるべく多くの教職員に参加してもらえるよう、時間を6限(18:00～17:30)にし、2日間同一の内容とした。講習会の内容は、Moodleシステムとe-L倶楽部を利用したeラーニングであり、実際にPCでMoodleを使用しつつ、前者は①学生の立場でのeラーニング学習、②教員の立場でのコースウェア作成の2つを体験することとし、後者はe-L倶楽部でのコース作成の説明と学生が作成したe-L倶楽部コースを学生の立場で体験してもらうこととした。講習会では、講習会用のMoodleマニュアルを作成し、演習時の質問対応として事前に講習会の内容を指導した学生アシスタントをつけた。参加者は、下記表(表6)の人数となった。

表6. eラーニング講習会参加人数

所属	11/29	11/30
人間科学部	1	5
国際学部	1	2
コミュニティ振興学部	3	2
短期大学	0	2
事務職員	5	4
計	10	15

講習会では、講習会終了時に Web アンケートを行い、講習会に関する評価や eラーニングシステムの利用希望などについて尋ねた。講習会は概ね好評であり、次回はより実践的な演習形式の講習会を望むという感想もあった。また、eラーニングシステムの利用希望については、「研究会のサポートがあれば使用したい」が 50%、「自分一人でも使用したい」が 42%と高い結果が得られた。講習会後のフォローとして、講習会参加者に対して、練習用の Moodle アカウントの作成と、講習会時および Web アンケート時の質問に対する回答 Q&A 集の配布を行った。講習会の後、Moodle システムを利用したいという要望が 2 件あった。

現在の研究会は、教員のみでの研究会であるため、どうしても授業での利用が中心となってしまう。今後は、事務職員に研究会に参加してもらうことで、事務系の業務での利用も考えるべきであると思われる。

6. まとめと今後の展望

Moodle を中心として、e-L 倶楽部、Mahara と連動するシステムを構築した。また、携帯電話・スマートフォン・タブレットコンピュータでの利用のための機能拡張を行った。携帯端末およびポータフォリオの利用については、実践が不十分であり、今後とも継続して研究する必要があると考える。

システム上で複数のコースウェアを作成し、実際の授業で使用し、実践を行った。実践を行ったことで明らかになった成果・問題点もあり、実践の重要性が認識された。

Moodle を利用した eラーニングについての学内講習会を開催し、学内の eラーニングに関する興味・関心を深めることができた。より多くの教職員に参加していただけるよう、今後は FD 活動としての講習会の企画も検討していきたい。

共同研究を終えた 2012 年 4 月からは、サーバーのレンタル費用が無くなったため構

築したシステムは無くなったが、研究会メンバーの個人研究費で小規模なサーバーをレンタルしてシステム運用を続けている。講習会に参加した教員から授業で実践したいとの要望があり、2012年の春semesterにおいてコース作成と授業での実践を行っていただいた。研究会としては、非常に喜ばしいことであり、こうした要望にできる限り応えていく所存である。

参考文献

- 堀口秀嗣, 石川勝博, 寺島哲平, 北根精美, 塩雅之, 町英朋 (2010), eラーニングシステムと学部コースウェアの開発, 常磐国際紀要 14, pp.165-187.
- J. Moon (2001), Reflection in Higher Education Learning, PDF Working paper 4.
- Williams & Lowes (2001), Reflection: possible strategies to improve its use by qualified staff. British Journal of nursing 10, 1482-1489.
- オープンナレッジ (2004), 『プログラミング問題集① JavaScript 版 基礎から応用へ | 空の巻』, 株式会社オープンナレッジ.
- 町英朋 (2010), カリキュラムにおける「情報処理演習Ⅱ」の二面性, コミュニティ振興研究 第10号, pp.123-133.
- 塩雅之 (2010), Moodleにおける大福帳, コミュニティ振興 第10号, pp.113-122
- 星名由美 (2010), 統計教育におけるネットワークを利用した学習教材の開発, 第5回パーソナルコンピュータ利用技術学会全国大会, pp.81-84.
- 星名由美 (2011), 心理学科必修科目「心理統計1」でeラーニングを実施した効果, 日本教育情報学会第27回年会, pp.326-327.
- Google社 (2012), Googleドキュメント
<http://www.google.com/google-d-s/intl/ja/tour4.html> 2012年7月16日取得.

研究論文

グループホームにおける生活世界へのまなざし¹
－施設入所生活との比較において－

宮本 秀樹*

A Look at the Lives of Group Homes
－ A Comparison with the Lives in Institutions －

Abstract

The purpose of this study is mainly to provide sociological perspective regarding lives in Group Homes (hereafter “GH”) and the lives in institutions.

While the lives in institutions is positioned as “group lives” and lives in GH is positioned as “collective lives with care” methodologically, interpretation of real voices of GH residents is provided incorporating phenomenological perspective.

Regarding the real voices of resident, the discussion is focused on following three points;

- Live freely
- Live in equal relationship
- Looking at direction of lives

The best description of lives in GH is "they are living", which resulted from "independent" and "selective" actions. Therefore, " they are living " is determined as " consequence of actions"

1 主題の提起とグループホームの生活空間に関する基本的理解

「日常生活の世界は、社会的文化的世界である。また、日常生活の世界は、時間的空間的世界にほかならない」(山岸健)

1-1 主題の提起

障害のある当事者の立場からすれば、障害の程度や家族状況等の環境条件にもよるが、

* 常磐大学コミュニティ振興学部 助教

通常は、入所施設で主体的かつ積極的に暮らしたいという人はほとんどいないであろう。そして入所施設との関係で比較されて語られるのが、グループホームである。この2つは、障害福祉領域においては、施設福祉と地域福祉の中心的・象徴的な社会資源である。

本稿は、入所施設とグループホームとのそれぞれの場（空間）で生活することに関し、主として社会学的な切り口でもって、描写・記述する。このことを踏まえて、それぞれの場（空間）で生活することの意味づけや解釈を行い、その中で、「当事者主権」（中西正司／上野千鶴子）の方向性について論考を進めていくことを主たるねらいとする。

1-2 グループホームの制度的位置づけ

制度的には現在、高齢（認知症対応型共同生活介護＜介護予防認知症対応型共同生活介護＞）、児童（地域小規模児童養護施設）、障害（グループホーム・ケアホーム（以下、「グループホーム」）²）の各領域にグループホームと呼ばれている居住装置が存在している。簡単に言えば、介護や介助を必要とする認知症の高齢者、社会的にハンディキャップを抱えている児童・障害者が少数で居住し、家庭的な雰囲気の中で、職員の援助を受けながら生活する支援様式のことである。すなわち、「小規模居住による援助形態」を指している。

わが国の社会福祉事業の誕生を考えると、地域での草の根的な実践活動が積み重ねられ、それが国の事業化に結実する場合は珍しくない。精神障害者のための小規模共同作業所に対する国庫補助や知的障害者グループホーム（旧）がそうである。それを踏まえて施設でも家庭でもなく、歴史的に知的障害者のための小規模な生活共同体としてわが国で最も古いものは、1963（昭和38）年に愛知県瀬戸市に作られた「はちのす寮」といわれている。1970年代には東京（1978（昭和53）年東京都、「精神薄弱者生活寮」創設）など一部の先進的な自治体が就労している人を対象にしたグループホーム的な支援事業（「グループホーム」という名称使用は、本来ならば国庫補助による当該事業を運営した場合のみに可）が始められ、障害関係においては、1989（平成元）年に知的障害者のためのグループホームが制度化された（「精神薄弱者地域生活援助事業（その後、知的障害者地域生活援助事業）」³）。

上記の事業化を受け、『知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル 2001年版』（厚生労働省監修）は、知的障害者も基本的に人としての社会的ニーズは何ら特別のものではなく、「普通の場所で普通の生活をするのが当然」（傍点は筆者）という考えのもと、知的障害者グループホームを次のように定義している。「地域

社会のなかにある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の知的障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により「日常的生活援助が行われているもの」（傍点は筆者）。また、建築家の林は、知的障害者グループホームを成り立たせている3要素として、①住まい ②世話人 ③バックアップ施設を挙げている。⁴

障害者自立支援法に合わせて上記の文言を再定義しようとするれば、「知的障害者」を「障害者」に置き換えればよい。この再定義の中で特段、難しい言葉はない。「経済的負担」の中身であるが、一般的には、家賃、食費、光熱水費、障害者自立支援法に基づくグループホームの利用料、これに嗜好品代、衣服費など入居者個々の需要（必要）によって異なる支出（出費）が加わる。なお、2009（平成21）年10月1日より、身体障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第238号）に基づき、グループホームの利用対象者が精神障害者、知的障害者に加えて、身体障害者に広がっている。

1-3 入所施設の「集団生活」とグループホームの「集合生活」

「集団は、まことに多彩なかたちでわれわれの前に現れるが、われわれは当初から、多かれ少なかれ、何らかの集団のうちにおいて自己を見出すのであり、パーソナリティの形成に際しても、人々の生活の維持に対しても、集団は、重要な役目を果たすのである」（山岸健）（傍点は筆者）

障害者福祉で地域生活移行というとき、病院を含む施設入所生活が必要以上の期間にわたって生活の場となっていることを社会的課題の象徴的事象として捉え、このことを変えていく方向性のスローガンとして、「入所施設から地域へ」という流れを一般的には指す。そして、「地域」という場合、元家族への復帰、アパートでの一人暮らし（あるいは共同生活）、グループホーム等障害福祉サービス事業による居宅支援の3つが代表的な受け皿としての社会資源になる。

入所施設（以下「施設」と記す）の生活を一語で表現すると、日常的な対人接触場面において、個と個との距離が近くならざるを得ない<集団生活>という言葉が適格的である。“ここは集団生活の場だから、皆で整理整頓をしよう”とか、“集団生活なのだから、一人のわがままはいけないよ”といった言葉が自明性のものとして日常生活に現れてくる。

このように個と集団との関係を考えると、個よりも集団が優先されることは多々あり、このことは私たちの日常生活を振り返ってみても、一般的には、大した抵抗感なく受け入れられている。

その逆は、上記の例で言うと、“集団生活においても、個々人の好き嫌いは大事にしないといけないよ”とか、“整理整頓は個々人が判断すべきであって、皆できれいにしようという合意まで必要ないよ”と主張する場合などが該当してくる。これらの主張は通常、周囲からそれ相当の反発を受けるであろうことは容易に想像できる。その先において、集団生活（行動）を軽視する〈自分勝手〉というレッテルを貼られかねない。

一方、グループホームを入所施設の集団生活と比較すると、グループホームは日常的な生活場面において、個と個との距離を必要に応じて変更することが可能となる、あるいは集団からの個への圧力を逡減できる〈集合生活〉というイメージで捉えることができる。「集合住宅」という居住形態があるが、グループホームの生活は、理念型的には「個に配慮した援助付き集合住宅」と表現できる。

「個に配慮した援助付き集合住宅」の性格づけが可能な居住形態としては、〈援助付き〉の部分留保しながら、私たちの生活を見回してみると、個室タイプの大学の寮や会社の独身寮が外形的には似ている。⁵ところが、グループホームと大学の寮や会社の独身寮との間には、決定的（根本的）な違いがある。大学の寮や会社の独身寮での生活は、基本的に〈期限付き〉である。学生、独身という属性を失った時点で、その集合住宅的な生活を終了しなければならない。しかし、グループホームは違う。通常、本人が望めば、基本的には継続して生活することが可能である。つまり、他の集合住宅との比較において、「期限なしの援助付き集合住宅」の見方もできる。ただ、細かいところでは、当該集合住宅を退去するための諸条件（次のステップへの移行等）などの違いはあるのだが。

1-4 グループホームにおける集合生活の特徴

1-4-1 他者を正当に排除できる

〈集合生活〉の一つであるグループホームにおいては、他者と同じ屋根の下で暮らそうとも、通常、一人ひとりの独立した生活空間の確保が求められる。と同時にグループホームでの〈集合生活〉は、他者との共同生活である。つまり、生活空間が、入居者が排他的に占有できる部分と共同的に使用することが求められる共有スペースの2つに分けられている。

施設において、2人部屋に2人で生活するという事は、基本的には、特別な事情がない限り、同室者の排除は許されない。つまり、専用の居室を持つということは、一定の社会的なルールのもと、他者を正当に排除できる権利（≡一人になれることの権利）を行使することであり、断りなしに我が家に他者が入り込むことを拒絶できる権利が保障されることを意味している。設備としては、共有スペースにあたるトイレなども、性格的には、この権利が同様に保障されている。

施設生活において、同室の他者とトラブルが生じて、同室者との共同生活維持が困難になった場合、＜居室調整＞という形で、入居者の移動が行われ、⁶ 結果的に一人部屋になることがある。しかし、それは、排他的に他者を排除できる権利の行使として一人部屋になったのではなく、第三者（≡職員）の調整による結果としてである。一人でいることの意味がグループホームと比較して、全く異なる。選択や自己決定といった権利性にかかる側面で根源的な相違がある。

1-4-2 相談援助機能が挿入されている

＜集合生活＞と言っても、会社の独身寮や大学の寮と違い、オプションとして＜相談援助機能＞が、生活の中に組み込まれていることはグループホームの特徴の一つである。

向谷地生良は、年間1億円の日高昆布等の売り上げのある「浦河べてるの家」⁷を支えている実践活動として、「ミーティング」「話し合う力」を挙げている。そして、ミーティングを各自が抱えている問題の解決ではなく、問題を出し合い、お互いを励ますプログラムとして位置づけている（傍点は筆者）。一般的には、その人が抱えている生活課題の解決が援助の目的と捉えられがちであるが、ここではミーティングの中で、他者との関わり過程の中に身を置いたり、話し合いの時間を共有すること「それ自体」を援助の目的としており、援助の位置づけを幅広く見出している。

また、中西正司と上野千鶴子は、障害者自身が福祉サービスの受け手から担い手に代わるというスローガンを掲げている自立生活センターの基本的な事業として「ピアカウンセリング」を挙げている。中西と上野は、「ピアカウンセリングでエンパワーした障害者が、施設や在宅生活から出て、地域で自立生活をする時に必要となる生活技術を、先輩の障害者が後輩の障害者に伝えていく、障害者文化の伝達活動」と表現している（傍点は筆者）。

ここには、相談援助を＜障害のない人－障害のある人＞の関係だけで考えるのではなく、ピア的な関わりである＜障害のある人－障害のある人＞との関係の中で再定義し、当事者

固有の体験を「文化」として捉え直す視点が生き生きと盛り込まれている。⁸

相談援助場面というとき、入居者と相談員との話し合いの場の光景が、一般的には連想されやすいが、個に関わる問題を、その問題の性格によって、共有化できれば、そのグループホームにとって相当な知的財産や活動の源になり得る。〈相談援助機能〉は、向谷地、中西、上野が述べているように当事者間の関わりを含め、間口の広い、奥行きのある営みを含んでいる。

1-4-3 「自己完結型生活環境」とは方向性が異なる

福祉サービスを組み込んだ1日の生活を機能的な視点で見えていくと、「日中活動の場(≒職)」と「夜間支援(≒住)」とに分けられ、日中活動の場としては、収入を伴わない活動(創作活動、環境整備など)から一般就労や福祉的就労(作業所など)まで、幅広い。

生きがい、経済的保障、人間関係などにおいて、グループホームでの生活がうまく送れるかどうかの重要な鍵を、時間的に1日の三分の一を過ごすであろう、この日中活動の場が握っている。一般的に、日中活動の場は、共同生活の場(≒夜間支援)であるグループホームとは別空間に存在する。ところが、入所施設のように、この〈職〉と〈住〉とがとても近い距離にあるグループホームもある。

サラリーマンのような給与生活者などの場合は、〈職〉と〈住〉との空間的關係は、その距離の差はあれ、一般的には離れている。一方、自営業者などは、〈職〉と〈住〉との距離が隣接、あるいは近接していることが、一般的である。つまり、生計の基盤となる働き様によって、〈職〉と〈住〉との距離が規定されてくる。しかし、〈職〉と〈住〉との距離が近くても、生活ニーズを外で充足する環境の存在が、多くの市民が日常的に過ごしている暮らしという意味での「普通の生活」の実現にとっては、必須となる。

一方、入所施設は、「職住一致」はもとより、生活ニーズのほとんどをその施設内で充足する機能を有している場合が多い。このような環境を「自己完結型生活環境」と整理することができる。したがって、ノーマライゼーション重視の視点からすれば、グループホームと日中活動の場とのあるべき関係は、「自己完結型生活環境」といかに距離をとれるかという課題につながっていく。⁹ この距離の問題は、日中活動の場そのものの充実と同程度に、重要なポイントになってくる。

2 入所施設と価値評価

2-1 入所施設をめぐる価値評価

「人間であることは、社会的世界にうちにおいて生活すること、社会的リアリティ（現実）のうちにおいて生活することを意味するのであり、（中略）日常生活は暮らしにほかならない」（山岸健）

『もう施設には帰らない』という本がある。¹⁰ 知的障害のある人の声を関係者が聞き取り、文章化した本である。題名だけで判断すると、〈施設は良くない〉、〈グループホームは良い〉といった、ある種、一方的な印象を与えるし、当事者の声を読んでも、大体、そのようなトーンである。

仮の話として、入所施設・グループホームの良^さ（支援内容、職員の質、利用者の満足度など）というものを測るものさし（基準）が存在するとして、日本全国の津々浦々にある入所施設・グループホームにそれをあてはめた場合、ものさし（基準）上で質的に〈良い施設〉と〈良くないグループホーム〉というものが出てくるであろう。

『もう施設には帰らない』の「はじめに」において、野沢和弘は次のように述べている。¹¹ 「自然に囲まれ、明るく、広々として、職員たちの処遇技術や意識が高い、素晴らしい入所施設もあります。親が愛情を込め、長い年月をかけて築いてきた入所施設もあります。

では、こうした良い施設で暮らしている障害者は果たして幸せなのでしょうか？ときどき施設を訪ねてくる親や行政の関係者の目には素晴らしい施設に映っても、その中でずっと生活している人がどう思うかはまったく別問題です」

野沢はまさに視点の置き方によって見え方が違ってくることを指摘している。あらためて、入所者にとって〈良い施設〉と思える場所に住んでいれば、『もう施設には帰らない』ということは起こらないのだろうか。私たちがいきいき感を実感するためには、山岸が他者たちの出会いとそのなかにおいてこそ人間が人間として生きられると述べているように、「生きられる世界」を体験できるかどうかにかかっている。「生きられる世界」の中にこそ社会的リアリティーはある。社会的リアリティーが感じられない所に暮らしはない。「生きられる世界」を体験する、社会的リアリティーを感じる暮らしとは、A. シュッツの表現を借りれば、「われわれは単にこの世界の中で活動しているだけでなく、それに対して活動している」（A. シュッツ、傍点は原文のまま）体験を積み重ねることになる。

「はじめに」で、野沢は、自身の大学、予備校の寮生活での体験を踏まえて、次のように述べている。「私の寮生活は一年で終わりました。初めから期間が決まっていた集団生活でさえも苦痛でならなかった私にとって、入所施設で暮らしている知的障害者のことを論じる資格などないのかもしれませんが」

寮生活の一年を苦痛に思うか、思わないかにおいて、個人差というものはあるだろう。しかし、仮にその寮生活が＜良い生活＞で、20年も30年も続くとしたらどうだろうか。20年間、30年間という期間は一つの区切りかもしれないが、人生を振り返ったとき20年、30年の寮生活を肯定的に受け入れる範囲内にあるかどうかという意味において、一般的には、この長さの区切りはあまりにも厳しい時間になるのではないのだろうか。

仮に、＜良い生活＞という指標があるとすれば、具体的に何年とは決められないが、その当事者にとって納得ができ、かつ取り返しがつく有期限の入所施設の場合に限り、かろうじてその判定は論理の上で、可能になるのかもしれない。しかし、「あえて判定しようとするならば」というただし書きがつく形での判定基準であり、現実的にはきわめて個別的な判断部分に占める割合が多くならざるを得ない。人生という複雑な要素が絡み合い、一回性で不可逆的なものに対して＜良い生活＞の判定は難しい。

微妙な言い回しになるのだが、入所施設それ自体が悪いのではなく、入所施設の使われ方に＜良い使われ方＞と＜良くない使われ方＞があるのではないか。

1970年代における障害児殺し事件にかかる生存権運動、養護学校義務化反対運動など障害者運動の一つの主体としての「青い芝の会」は、障害当事者の自由、自己決定という考え方を自立生活運動の中で価値として高く捉えている。

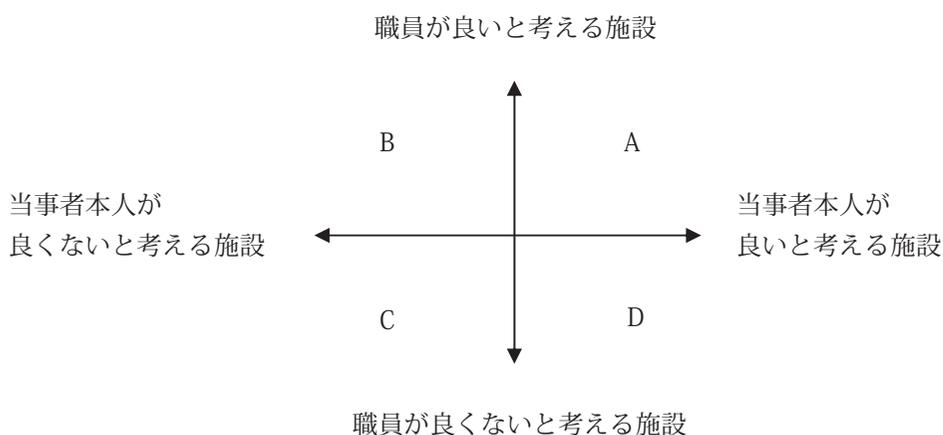
「青い芝の会」のメンバーである荒木義昭は、「青い芝の会」の運動のなかで、学んだことの一つに「施設を否定しないこと」を挙げている。グループホームを含むケア付き住宅も荒木から見れば、施設であるし、大事なのは「好きなところで、好きなように生活できること」としている。このことは、施設の＜良い使われ方＞と＜良くない使われ方＞の区分につながる考え方ではないだろうか。

2-2 価値評価の理念型的整理

P.L. バーガー＝T. ルックマンは、「繰り返された行為は、すべてある程度習慣化される傾向」を持ち、「相互に関連し合うような、持続的な社会状況の存在」が類型化を引き起こすと述べている。さらに「AとBとの双方にとって、その共通の場で意味をもちうる

ような行為」が類型化されやすい行為であるとしている。「総合評価的に良いと考える施設」「総合評価的に良くないと考える施設」(以下、「総合評価的に」は略)とは、まさに職員、当事者本人の双方にとって、「意味をもちうるような行為」の束に対する評価の結果である。また、A. シュッツは、類型による生活世界の解釈は、論理的な推論の産物ではないし、科学的概念化の結果ではないことを強調している。このことを踏まえて、以下、入所施設にかかる価値評価に関する類型化とその意味解釈を試みる。

図1 入所施設にかかる価値評価の4つの類型



「良い施設」と「良くない施設」という価値観の軸に、職員と当事者本人(=施設サービスを使っている利用者)という主要な利害関係者の二者を絡めると、図1にあるように4つの類型が理念的に設定できる。

類型Aは、「職員が良いと考える」場合と「当事者本人が良いと考える」場合とがうまくかみ合っ、論理上は「良い施設」となるのだが、「2-1 入所施設をめぐる価値評価」で触れたように野沢は、このような「良い施設」は現実には存在しないという。職員と当事者本人との関係において、対等・平等が何らかの形で保障されているならば(≡当事者の自由な意思の表明が不利益を招かないしくみの存在)、職員の「良い施設」という評価に対し、場合によっては、当事者本人自身の良心等に基づき、「良くない施設」という自己決定が可能となる。しかし、現実的には、職員と当事者本人との関係の中で、必ずしも対等・平等という形が保障されているわけではない。そうなれば当事者本人が職員の考え方に合わせる形で「良い施設」と評価する可能性がある。つまり、「良い施設」という評価の裏に「見せかけの良い施設」という価値判断が潜んでいる可能性がある。

類型Bは、「職員は良いと考える」が、「当事者本人は良いとは考えない」場合である。教育現場において、良質な授業を提供していると教員側が考えても、それを受講する学生達は、必ずしもそのように捉えていないことはよくある。授業を受ける学生達が、サイレントマジョリティ的な存在であれば、そうしたケースは多くある。援助提供者と当事者本人達との「立場による力関係」の現実から考えると、類型Bの評価は多いのではないか。

類型Cは、当該施設に対して「職員、当事者本人とも良くない」と考える場合である。野沢のいう「良い施設」とは全く逆方向にある施設であるが、職員、当事者本人の双方がこのような評価をすることが現実的には、施設の実態をみれば一定の割合で存在すると考えられる。

類型Dは、「職員集団は良くない」と考えるが、「当事者本人は良い」と考える場合である。一例として、施設内における成人入所者の飲酒問題を挙げることができる。施設内での飲酒は禁止という規則がある施設において、入所者の施設内飲酒に対して職員側は黙認している。しかし、このことを倫理的・規範的には良くないことと職員側は考えている。しかし、普通の成人であれば通常、飲酒は嗜好品として社会的に認められているのだから、暗黙のうちの了承とはいえ、施設内での飲酒を<明示的に了とも否ともしない形で了とする>、いわば制度化されていない慣習が入所者側に尊重されていると考えるケースである。つまり、仕事として施設に入る職員と施設で生活する入所者との価値観が天秤にかけられるとき、入所者の価値観が生活の諸場面で優先される場合などが類型Dに該当する。

3 グループホームの生活世界と自由な社会

西研は、自由な社会の理念として、個々人の<自由>、社会の成員の<対等(平等)>、<対等な市民たちによって形づくられる国家(市民社会)>という3つ理念を提示し、これらは「だれもが認める出発点」になりえると述べている。また、人間は善悪/美醜/好悪のルール(モノサシ)の束であり、3つ目の理念に関連して、私達が暮らす市民社会について不都合な規則や約束事があれば、それを作り直すこともでき、考え方や行動の異なる他者がそれなりに共存できる社会であるとしている。

以下、上記の3つの理念に着目しながら、グループホーム入居者の言葉を題材にして、グループホームの生活を一部分切り取り、その風景に考察を加えてみる。¹²

「私たちが社会を経験することは、きわめて大部分は、日常的なものを体験することに

ほかならない」(山岸健。傍点も山岸)

3-1 自由であること

「買い物は自分で選んで自由になりました。街に出るときも好きな時間に出かけ、好きな時間に帰ることができました。今は自転車を自由に乗り回していますが、施設にいたときは自転車も買えず、自由に乗り回すことができませんでした」(塚田欣哉)

「今は、おやつも一人で買います。お風呂も一人で入れる。いやなことはいやだ！って言えます」(犬塚孝行)

当事者の声をきくと、このようなトーンは珍しくない。むしろ、普通にあることなのかもしれない。買い物、外出、自転車、おやつ、入浴、どれも日常風景の中では、ごくありふれた営みである。そして、これらの営みは通常の成人であれば、＜一人で～する＞ことであり、一般的には普段の生活において特段、意識されることなく行っている日常的な行為である。¹³

(1)＜意図してお風呂に一人で入ること＞と＜結果としてお風呂に一人で入ること＞

＜お風呂に一人で入ること＞について、このことは、＜お風呂に一人で入ること＞の実際の行動とは別に、お風呂に一人で入ろうと思えば入ることができるという、その人に与えられている自由度（≒選択の幅）の問題が重要となる。

乳幼児がいる家庭においては、安全面、スキンシップ等に配慮して、親が子どもと一緒にお風呂に入るパターンが一般的である。施設入所者の一人での入浴が難しいということと乳幼児を抱えている親が一人でお風呂に入ることが難しいということは、外見上の共通点はあるものの、当該行為に対する意味合いは全く異なる。

施設での入浴は、特別な事情を除けば、通常一人でお風呂に入りたくても、入ることは難しい場合が多い。そして、この事情は当事者自身が作ったものではない。一方、乳幼児がいる家庭での入浴において、一人での入浴は家庭の事情によっては難しい場合もあるが、工夫次第では可能である。この事情は親達が作った事情であり、入浴に関するルール等の変更可能性が留保されている。

次に、共同浴場の一つである銭湯を利用することと入所施設での入浴を比べてみよう。

銭湯を利用するとき、時間帯によっては、利用客が少なく、貸切りのような状態もあれば、入浴客で風呂場がごった返すことだってある。では、入浴客が多いときに、〈一人で風呂に入ることができない〉という感覚を持つだろうか。入浴客が多いかどうかは、客数にかかる結果論であり、他の入浴客がいても普通は、〈一人で風呂に入ることができる〉と考える。さらに、利用する時間をずらしたり、地域に複数の銭湯があれば他の銭湯に行くことを選択も可能である。

一方、入所施設での入浴の場合、結果的に一人で入浴ができるときもあるかもしれないが、施設側の事情ということが程度の差はあれ、前提条件になる場合が多く、その制限を受けざるを得ない。結果的に一人で入浴ができたとしても、入所者にとっては自由度の低い入浴であると言える。¹⁴

(2)〈お風呂に一人で入ること〉は、「ふつう」のことか

施設入所経験者の中には、グループホームでの入浴を通じて、〈お風呂に一人で入れる〉という感覚を持つに至る人もいるだろう。いわば、〈お風呂に一人では入らないこと〉が「日常(≒普通)であった」ことから、〈お風呂に一人で入ること〉が、「日常(≒普通)である」ことへの「ふつう」に関する意味・価値の転換が、入浴行為を介在して、起こり得る。

木戸功は、「ふつう」ということに関して、次のような社会学的な考察を行っている。

取り立てて反省的な態度や作業を必要としないことを「ふつう」の状態であり、このことは、私たちの日常生活を構成する大きな特徴である。また、日常生活の「ふつう」のあり方は、わたしたちの働きかけによって人為的に成り立っている。『「ふつう」であるということ』を自覚したり確認したりといったことをしない状態、これこそが実は『「ふつう」』の状態なのだといえる」と述べている。風呂に入することは、まさに日常生活においては、典型的な「ふつう」の一つである。

しかし、「ふつうであること」と「ふつうではないこと」との行き来は、実はそれほどたやすいことではない。¹⁵

3-2 「対等(平等)」関係の中で生きること

【職員をいつも気にするということ】という題目において、山田恵子は、次の言葉を発している。

「一人で旭川まで行けるようになって一番うれしかったのは、一人で松山千春のコンサートに行ったことです。それまで職員と一緒に三回ぐらい行ったことがあったけれど、一人で行ったのはそのときが初めてです。そのときのうれしさは今でも忘れません」(山田恵子)

松山千春のコンサートに行ったこと自体よりも一人で大好きな松山千春のコンサートに出かけることができた喜びを溢れんばかりの言葉で表している。松山千春のコンサートには、一人よりも友人などの他者で行った方が楽しいのではないだろうかといった問題ではない。

私たちの日常生活を振り返るとき、家族関係にしろ、仕事関係にしろ、程度の差はあれ、どこかで他者に気を遣いながら、生活を送っている。そして、一般的には、一人でいる時間、他者と関わっている時間とを適宜、組み合わせながら、つまり、必要に応じて、他者との距離に変更を加えながら、自分の希望をかなえたり、ときには、がまんしたりしながらの暮らしを送っている。ある面、他者との距離を適度に保つことができることが、健康的に生活することの要件の一つとなっている。

ここで重要なのは、他者との関係が変更可能であるかどうかということである。この変更可能性に伴い、成員間の「対等(平等)」は生活の質を規定するポイントとなる。

知的障害者入所更生施設(旧法)で4週間の社会福祉実習を体験した学生は、大学での学びよりも現場の方が断然おもしろいと言いながら、実習のエピソードとして<幼児牛乳>について強い印象を受けたという報告をしている。その学生は実習中、入所者の自治会活動に参加していた。以下は、そこでの話しである。

食事の際に出された牛乳が、<幼児牛乳>という名前のついたパック牛乳であった。自分たちは大人であるので、それが食事に出てくるのはおかしいという話しになったという。つまり、牛乳という実体が摂取できればよいのではないかと素朴に考えるのではなく、幼児牛乳というラベルの入った牛乳パックを提供する職員－入所者の関係性のあり方に疑義を提起しているとの解釈が可能となる。その問題は、職員側に申し入れるということになったようである。

この話には、2つの論点がある。

①入所者と職員は立場の違いはあれ、<同じ成人>であること。

②自治会という装置が、ルール変更の方法になりえるということ。

戦後の社会福祉事業法(現、社会福祉法)で規定された措置制度は、<同じ成人>で

あっても、措置を行う側と措置を受ける側という一定の溝（≒ある行政上の決定を挟み、リアルタイムで双方向のやりとりができないこと）を隔てた関係が基本である。行政処分後の不服申立てというルートはあるものの、事前にその溝を埋める方法が制度上、用意されていなかったという点において、変更可能性に関し、このエピソードとは決定的な違いがある。¹⁶

山田の言葉からは、施設にしながら、コンサートに一人で行くというルールの変更可能性があったのか、どうかはわからない。また、その取り組みを山田自身は行なったのかどうかもわからない。しかし、文面上だけで判断すれば、コンサートに一人で行くというルールの変更はなされていなかったのだろうという解釈に基づく現実が残っている。

ルールの変更可能性、その前提としての「対等（平等）」関係の実現は、福祉施設という場の中では、入所施設が持つ特性上、また、個々の職員が有する善意を超えての話になることも多く、厳しい面があることも現実である。

3-3 人生の方向が見えること

「今後、私は、グループホームを出たいと思っています。理由は、一人暮らしをして、いずれは結婚したいと思っているからです。（中略）一人になって自分の力を試してみたいと思っています」（水橋寛光）

水橋は入所施設からグループホームへ、グループホームから次のステップへの流れを人生に対する希望の一つという形で思い描いている。幼児であれば、＜甘いお菓子が食べたい＞、受験生であれば、＜志望校に合格したい＞、高齢者になれば、＜健やかな暮らしをしたい＞など、それぞれの希望や願いがある。叶う、叶わない希望や願いの中に身を置き、水橋は水橋の立場でこのような想いをいだいている。

西研は、ハイデガーの『存在と時間』を取り上げながら、「『かくありたい（存在可能)』に対して、ある物は『役立つものとして』、また別の物は『障害物』として、とらえられるのです。このように世界を分節し秩序づけるのは『欲望』なのです」と述べている。

また、アウシュビッツ強制収容所を経験した精神科医のV・E・フランクは、生命が助かるような状況でない、過酷な状況の中において苦悩することが絶望に陥らない唯一の思想であり、生きることをあきらめないという「欲望」が、生の力になったと述べている。

ハイデガーやフランクルの「欲望」に関する考え方と水橋の思いとを結びつけるのは、やや無理があると思うが、水橋もまさにグループホームという新しい環境の中で、「欲望」することにより、新しい世界像を描くことができている。そして、欲望の実現化により、さらに世界像を拡げていっている水橋は、まさに、これまで見えなかった人生の方向が見え始めているのである。つまり、グループホームという経験が新しい自分の発見を導き、その結果、別次元の欲望に結晶化させることにつながっているとも言えるだろう。

未来があるということは、希望があることであり、何かを<待つこと>ができるということであり、未来や過去を持つことは、現在から離れることであり、現在にあって不在のものを想うことができるということである。と同時にフランクルの言葉とも関連するのだが、<待つこと>の終わりに保証がなければ、<待つこと>が空回りし、私が置き去りにされる。そうなれば、私にとってかけがえのない他者の中から私が拒まれる、捨てられる、と鷺田清一は述べている。

知的障害者更生施設（旧法）に入所している高齢期利用者の話しを紹介する。すでに親は亡くなり、その人にとって帰るべき家はなくなっていて、そのことを職員は本人に伝えているのだが、本人は、帰るべき家があると応答し続けている。知的な判断能力の問題もあるのだろうが、見方によっては、このように考えることで、<待つこと>の終わり（親元に帰省すること）を自分の中で期待と納得をさせることができるし、他者（家族）から私が拒まれる、捨てられるという内的な体験をせずに済む。他者（家族）の中に自分自身がいるということが確認できるのである。

水橋は、<グループホームにいる>ことの「現在」から、<グループホームを出る><結婚をする><自分の力を試す>ことの未来に対して具体的な希望を託している。未来への希望があるからこそ、<グループホームにいる>ことの「現在」が生き生きとしていると言えよう。

4 新たな生と未来への展望

「生活したところを離れることは、私たちにとっては苦痛だ」（山岸健）

山岸は、デュルケムの社会の時間、制度の時間、フッサールの体験された主観的時間、内的時間、昼・夜といった自然の時間など私たちにはさまざまな時間があるとした上で、

「私たちは時間や空間の中にいるのではなく、いわば時間や空間に住みついているのだ」という。つまり、定住と移動のなかで実現される〈住みつく〉の中には、主体的に世界と自らを関係づける営みが、背景として含まれる。さらに、住みつくことを通じて、働くこと、楽しむこと、学ぶことなどの社会的リアリティーを様々な場面で体験する。

桑子敏雄は、「住む」ことは、人間にとってなんらかの行為なのか、状態なのかという問いを立てながら、『住む』ということは『引っ越して暮らす』という行為であるとともに、一定の空間に身を置いて心のあり方を空間と一体化するということである。つまり、たんなる一回的な行為ではなく、持続的状态を選択する行為である」と「住む」ことの定義をしている。

入所施設とグループホームについて「住む」という言葉をつないでみよう。

施設に住んでいるという言い方は間違いではないが、なじんだ言い方ではない。「施設にいる」、「施設を出る」という言い方だと日常的に使っている言葉に近くなる。一方、グループホームに住んでいるという言い方は、抵抗感なく耳に入る。このことは、感覚の問題にすぎないという見方もあるだろうが、法律名や病名等の変更(Ex. 精神薄弱者福祉法→知的障害者福祉法、精神分裂病→統合失調症、呆け→痴呆→認知症など)を見ても、言葉とその言葉がもつイメージとの結びつけは、ある面、当事者の立場に立つことの価値意識が問われる場になりうる。

では、なぜ、グループホームと「住む」がしっくりくるのか。そこには、「グループホームに住む」ことについて〈主体的〉かつ〈選択的〉な行為が読み取れるからである。こういった行為の結果として、〈持続的状态〉が発生し、「住む」ことの安定感が生じてくる。つまり、「住む」とは、行為か状態かの二者択一によって生まれるのではなく、〈行為の結果としての状態〉であると考えの方が自然ではないだろうか。本来的な「住む」には、行為がなければ、状態は生まれない。

一方、施設生活はどうであろうか。施設に入所するとき、〈主体的〉かつ〈選択的〉な行為をした人がどれほどいるであろうか。このことを踏まえ、施設に入所すれば、確実に〈持続的状态〉が先行して、くっついてくる。施設に住んでいるという言葉に対してしっくりこない感覚は、この辺りに理由がありそうである。「たかが行為と状態」ではなく、「されど行為と状態」なのである。

山岸の言葉を借りれば、日常生活とは、「くりかえされる生活」ではなく、「たえず新たに生きられなければならない生活」であり、同時に「未来が展望されねばならない」ので

ある。〈主体的〉かつ〈選択的〉なグループホームの生き方の中に、新たな生と未来への展望が見えてくるのである。

【注】

1 障害者福祉の課題について、これまで、制度論、権利擁護等の切り口で論考されてきたペーパーは多い。本稿においては、そのような視点とは別に当事者の語りや私たちの日常生活に対する社会学的な見方を入れた論考の試みを行う。そのことを象徴的に表現する言葉として「まなざし」を用いている。

2 2006年の障害者自立支援法施行後、それまでグループホームと言われていたものが、入居者の特性によって、次のように変更となった。つまり、障害程度区分が区分1・非該当の場合には「共同生活援助（グループホーム）」、区分2以上の場合には「共同生活介護（ケアホーム）」への入居が位置付けられた。

日本グループホーム学会は、当初よりグループホームの名称に統一すべきであると主張している。また、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言 一新法の制定を目指して」（2011（平成23）年8月30日）においても、検討事項「居住支援」の中で、「グループホームとケアホームをグループホームに一本化する」という結論を出している。

そして、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、2012（平成24）年6月20日に成立、同年6月27日に公布された。同法によれば、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合し、日常生活上の相談に加えて、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供することとなった（施行期日は2014（平成26）年4月1日）。本稿執筆時においては、グループホームとケアホームの区分は存在しているが、表記上は、「グループホーム」で統一する。

3 定藤丈弘は、精神薄弱者地域生活支援事業（当時）がスタートする前年の1987年から1年間、カリフォルニア大学バークレー校（「自立生活運動」発生の地）で、“なぜ、バークレーで重度の障害者の自立生活が可能であるのか”という研究課題をもって、客員研究員として生活する。

定藤は研究の成果として、所得保障としてのSSI（所得補足保障給付）、介助保障としてのIHSS（在宅支援サービス）、住宅保障としてのSection8（家賃補助システム）

の3つを最小限の保障とすることが、自立生活を可能とする支援システムにつながるとしている。そして、3つ目の住宅保障問題の中で、施設をいかにグループホーム等に転換していくかが、ノーマライゼーション展開の最大の課題であると指摘している。

つまり、地域の中での施設ではない、暮らしの場の確保がグループホーム誕生の出発点ではあったけれども、ノーマライゼーションと住宅保障とを結びつける実践運動の理論化研究は現在にあっても輝きを失わない。

(北野誠一「定藤丈弘の残したもの」全国自立生活センター協議会編『自立生活運動と障害文化—当事者からの福祉論—』現代書館、2001年、306—312頁)

- 4 『[建築資料研究] ㊦グループホーム—知的障害者の住まいと生活支援』(2004年)は、建築家である林章による、①すぐれたバックアップシステムの実践 ②居住者の障害の程度が偏らないことへの配慮 ③グループホームを広義に解釈して、厳密にはグループホーム等には入らないものも含む、の3つの基本的な選定基準を設定して、専門家の意見も参考にしながら、全国百十か所のグループホーム等を見て回った結果、選定されたグループホーム等の写真集である。

- 5 グループホームとの関連で言えば、近年、「シェア居住」が注目されている。一軒の家、あるいは集合住宅の一世帯を家族ではない複数の居住者が台所、風呂、トイレ等の空間や、設備を分け合って(=シェアして)、生活する居住形態を指す。欧米では、わが国に先がけて、都市部を中心に学生や若い独身者が高い家賃の負担を抑えるためにこのような住まい方をしていることが知られていた。

(丁志映、小林秀樹「大家参加型ワークショップによる小規模シェアードハウス計画に関する研究—東京都文京区本郷のC住宅を事例として—」住宅系研究論文報告会論文集1 日本建築学会 2006年3月)

鈴木義弘「一歩先のグループホームとは?—どんな住宅をめざすべきか、についての私論」第7回日本グループホーム学会(東京大会)基調講演資料(2010年6月) 国勢調査において「シェア居住」に相当する統計は存在しない。千葉大学の小林秀樹や丁志映らの国勢調査をもとにした調査によれば、2005(平成17)年において全世帯の1.1%のおよそ52万6000世帯がシェア居住をしているとの推計値をはじき出している。

(「NHK おはよう日本」2009年5月20日放送)

建築計画学の鈴木義弘は、認知高齢者向けのものも含めて、わが国のグループホームは、「シェア居住」が大半を占め、むしろ「シェア居住」を前提にして、グループホームにかかる制度ができていると指摘している。(前記資料)

一般のシェア居住もグループホームも、それぞれに応じて、共同生活を円滑に送るための「当事者性(≡自己責任が求められる度合い)」が求められるが、グループホームに比して、一般のシェア居住の場合、「当事者性」がより多くより強く求められると考えられる。グループホームの〈援助付き〉ということは、入居者間の「当事者性」を超えた問題発生にかかるセイフティーネットとしての機能が挿入されていることを意味する。場合によっては、問題の発生とその解決に際し、一般のシェア居住に比して、権利の行使と義務の履行が出現する当事者性をむきだしにしないやり方(ゆるやかな調整)での問題解決方法が可能となる。

- 6 <居室調整>は通常、その居室に住み続けたいけれども、人間関係的な事情等が発生したため、施設側が関係当事者の居住にかかる自己決定への制約を実施せざるを得なくなったことを意味する。

法律学者の山田卓生は、自己決定の制約について「やむにやまれぬ利益」による制約は可能であるとし、「社会的制約」と「生命保護」の2つを制約の理由としてあげている。この制約の前提条件としてJ.S. ミルの「行為の自由に、個人的または集団的に介入することが正当化されるのは、自己保存を目的とするばあいだけだということである。(中略)かれの意思に反して、権力を行使することが正当でありうるのは、他の人々びとへの害の防止を目ざすばあいだけだということである」(J.S. ミル著 水田洋訳『自由について』河出書房新社、1972年、15頁)という命題を位置づけているが、山田は「抽象的な社会性による制約」は認めるべきではないとしている。

「やむにやまれぬ利益」をどのように捉えるかによって、制約の方向性は異なってくる。たとえば、居室入居者の一方が社会通念に照らして、居室の整理・整頓・掃除をしないという不作為、すなわち日常的に求められる行為の抑制を理由にクレームが発生する場合がある。また、一方が夜遅くまで居室の電気を消さないことにより、他方に睡眠障害という形の健康被害が出る場合には、同居者に対し積極的に害を与える形となる。この2つの仮定の問題を見ても「やむにやまれぬ利益」の捉え方には、相当な幅がある。

また、居室調整にかかる課題の一つとして、職員と当事者間という必ずしも平等・

対等とは言い難い関係のなかでの調整となり、父権的な関わり（パターンリズム）が居室調整に組み込まれる可能性があることがあげられる。

山田卓生『私事と自己決定』日本評論社、1987年、207-208頁、333-345頁
7 精神障害者の当事者活動や昆布販売など様々な事業を運営している有限会社・社会福祉法人

8 乗富秀人は、本人自身、妻、子どももろう者のデフ・ファミリーであり、日本でのデフ・アートの世界を切り開いてきた画家である。

乗富は「手話はろうの言語として自然な言語である」とし、健聴者の「聴文化」に対して、「聞こえない＝音がない」ということを1つの文化（ろう文化）として位置づけている。そして「私は生まれ変わっても、ろう者でありたい。そして手話で話したい」と乗富は締め括っている。

乗富の言葉には、「当事者固有の体験を『文化』として捉え直す視点」をさらに踏み込み、障害があるからゆえに理解できることと障害の有無を越えて他者、他の言語、他の世界を理解しようとする視線が認められないだろうか。

（乗富秀人『手話で生きたい』生活書院、2008年）

また、NHK手話ニュース845のニュースキャスターで、ろう者の木村晴美も「ろう文化」を主張する識者の一人である。

（木村晴美「ろう文化宣言—言語的少数者としてのろう者」（『現代思想』青土社、1995年）、木村晴美『日本手話とろう文化』生活書院、2007年）

9 「自己完結型生活環境」そのものが否定されるべき事柄ということではない。

たとえば、施設入所者を対象とした地域移行のための調整を施設側が実施するとき、当事者によっては、長年住み慣れた施設について、建物の構造、職員や他の入所者、物品・設備などとの関係において、その生活環境が便利であったり、離れ難いものであったりするなどにより、入所生活を快適なものとして捉える声が一定量あることも事実である。筆者はこのこと自体、尊重されるべきであるという考え方である。

10 「10万人のためのグループホームを！」実行委員会／編

『もう施設には帰らない2』（中央法規、2003年）は、『もう施設には帰らない』とセットになっている本で、家族の手記やコーディネーター（関係者）の実践活動にかかる声を載せている。

11 現、毎日新聞論説委員

- 12 P.L. バーガー＝T. ルックマンは、日常生活の現実を解明するのにふさわしい方法は、現象学的分析の方法、つまり記述的な方法であり、〈経験的〉であるものの、〈科学的〉ではない方法であるとしている。

P.L. バーガー＝T. ルックマン著 山口節郎訳『日常生活の構成』新曜社、1977年、32-34頁

- 13 これら日常的な営みは、極論すれば、他者に迷惑をかけなければ、判断能力のある大人であれば、何をしても許される（参照 注6）というJ.S. ミルの個人主義的・自由主義的な「個人的自己決定」に分類できる。このことに関連して、高橋隆雄は、安楽死、ターミナルケア、臓器移植など生命倫理の問題、シンナーや援助交際など大人社会が抱える問題等解決困難な倫理的諸問題を考えるとき、それまでの倫理的規準とは別次元の、新たな倫理的指針となる「社会的自己決定」の考え方の重要性を説いている。

自転車を一人で乗る、おやつを一人で買いに行く、風呂に一人で入る、どれも普通に考えれば、山田卓生（参照 注6）のいう実現の困難さを意識することなく行われている「私事」に分類される「個人的自己決定」が、入所施設という環境の中では、実現されなかった現実がある（今も現実の一部として、それはある）。

社会福祉の理念として、障害のある人に対してもその社会の主たる構成員が享受している生活環境を提供することが「ノーマライゼーション」の考え方である。そして、時間的・歴史的には、社会福祉基礎構造改革を経て、社会福祉サービスの提供の仕方として、措置制度から契約制度への大きな流れのなか、「自己決定」の重要性が理念の一つとして広まってきている。「ノーマライゼーション」と「自己決定」との間には、若干のタイムラグがあると筆者は判断し、そのタイムラグをつなぐものとして、新たな原理や倫理的指針を含む「社会的自己決定」の考え方が求められているのではないだろうか。

高橋隆雄『自己決定の時代の倫理学—意識調査にもとづく倫理的思考—』九州大学出版会、2001年、1-3頁

- 14 P.L. バーガー＝T. ルックマンは日常生活を構成する社会に関し、「客観的事実」と「主観的事実」の2つの側面があるとしている。本稿に即して言えば、1人でお風呂に入ることの行為自体を「客観的事実」とするならば、「結果として一人で風呂に入る」「意図して風呂に入る」が「主観的事実」として位置づけられる。

P.L. バーガー＝ T. ルックマン著 山口節郎訳『日常生活の構成』新曜社、1977年、219頁

- 15 筆者自身の知的障害児入所施設における、子ども達への入浴指導を振り返ったとき、生活の流れに支障をきたすので、施設なので、といった理由でもって、子ども達がグループで入浴することは当たり前であると考えていた。現実問題として、タイムスケジュール的に一人ずつの入浴は不可能であった。

子どもたちに、決まった時間帯に、着衣の職員による集団での入浴指導を受けることの気持ち確かめたわけではないけれど、子どもという特性もあり、外見的にはごく普通に受け入れていたのではないかと著者は推察している。職員側も仕事としてふつうに着衣のまま入浴指導をこなしていた。「ふつう」を疑うことは難しい。ある面、疑う側の感性と必要性が疑うための前提条件になるのではないだろうか。

P.L. バーガー＝ T. ルックマンはこのような日常生活の世界を他者と共有する「間主観的な世界」と位置づけている。これは「自明視されている」世界として、疑うことは不可能ではないが、「日常生活のなかで決まりきった生き方をしている限り、私はそうした疑いを停止することを余儀なくされる」と述べている。

筆者自身は後年、障害者支援施設への就職試験において、脱衣して、利用者と一緒に風呂に入り、入浴支援をすることの体験が、「疑いを停止する」ことへの一時中断の契機となった。そして、筆者の着衣状態で入浴指導をしていたことへの「揺さぶり（≡脱衣による入浴支援を実施したときに意識化された抵抗感）」につながっていった（自明性への内省）。

P.L. バーガー＝ T. ルックマンは、他者のそのときの主観的過程を＜理解する＞こととその他者が住んでいる世界を＜理解する＞ことを通じて、その他者の世界が私自身の世界にもなるとのべている。つまり、上記の「揺さぶり」により、着衣状態での入浴指導という対象としての＜理解する＞を越えて、入浴支援を受ける側の世界に一步踏み込む形となり、入所児童が日々、体験を積み重ねている世界が筆者自身の世界に社会的リアリティーをもって現出したのかもしれない。

P.L. バーガー＝ T. ルックマン著 山口節郎訳『日常生活の構成』新曜社、1977年、38-39頁、220頁

- 16 筆者自身の児童相談所等の行政経験から言えば、現実的な運用面においては、措置の決定を一方的に実行するのではなく、必要に応じて関係当事者間の調整をはかりな

がら、弾力的な対応がなされていた部分もあった。

【文献】

- 1 山岸健『日常生活の社会学』NHK ブックス、1978年 2頁、7頁、119-120頁、123頁、154頁、194頁
- 2 福富昌城「グループホーム（高齢者）」、中谷茂一「グループホーム（児童）」、小澤温「グループホーム（障害者）」、山縣文治・柏女靈峰／編集委員代表『社会福祉用語辞典 第8版』ミネルヴァ書房、2010年、69頁
- 3 財団法人日本知的障害者福祉協会地域支援部会グループホーム・ケアホーム等分科会『知的障害者のグループホーム・ケアホーム運営ハンドブック』財団法人日本知的障害者福祉協会、2008年、6-7頁
- 4 中澤健 編著『グループホームからの出発』中央法規、1997年、182-183頁
- 5 北野誠一「定藤丈弘の残したもの」荒木義昭「いろいろやってきた結果として今がある」、横山晃久「不屈な障害者運動ー新たな障害者運動を目指してー」、横田弘「やっぱり障害者が生きていることは当たり前じゃない」（全国自立生活センター協議会編『自立生活運動と障害文化ー当事者からの福祉論ー』現代書館、2001年）229頁、263-279頁、306-312頁
- 6 建築思潮研究所・編／林章・著『[建築資料研究] ㊦グループホームー知的障害者の住まいと生活支援』建築資料研究社、2004年
- 7 山岸健『社会的世界の探求ー社会学の視野ー』慶應通信、1977年、153頁
- 8 丁志映、小林秀樹「大家参加型ワークショップによる小規模シェアードハウス計画に関する研究ー東京都文京区本郷のC住宅を事例としてー」住宅系研究論文報告会論文集1 日本建築学会 2006年3月
- 9 鈴木義弘「一步先のグループホームとは？ーどんな住宅をめざすべきか、についての私論」第7回日本グループホーム学会（東京大会）基調講演資料 2010年6月
- 10 「NHK おはよう日本」2009年5月20日放送
- 11 J.S. ミル著 水田洋訳『自由について』河出書房新社、1972年、15頁
- 12 山田卓生『私事と自己決定』日本評論社、1987年、207-208頁、333-345頁
- 13 向谷地生良「三度の飯よりミーティング ◎話し合いは支え合い」『べてるの家の「非」援助論ーそのままがいいと思えるための25章』医学書院、2003年、92-97頁

- 14 中西正司／上野千鶴子『当事者主権』岩波新書、2003年、34-37頁
- 15 乗富秀人『手話で生きたい』生活書院、2008年
- 16 木村晴美「ろう文化宣言－言語的少数者としてのろう者」(『現代思想』青土社、1995年)
- 17 木村晴美『日本手話とろう文化』生活書院、2007年
- 18 「10万人のためのグループホームを！」実行委員会／編『もう施設には帰らない』中央法規、2002年、41頁、59頁、77頁、128頁
- 19 アルフレッド・シュッツ著 森川眞規雄 浜日出夫訳『現象学的社会学』紀伊國屋書店、1980年、29頁、88-89頁
- 20 P.L.バーガー＝T.ルックマン著 山口節郎訳『日常生活の構成』新曜社、1977年、32-34頁、38-39頁、99-100頁、219-220頁
- 21 荻谷剛彦／西研『考えあう技術－教育と社会を哲学する』ちくま新書2005年、18-20頁
- 22 西研『哲学のモノサシ』NHK出版、2003年、168頁
- 23 高橋隆雄『自己決定の時代の倫理学－意識調査にもとづく倫理的思考－』九州大学出版会、2001年、1-3頁
- 24 木戸功「『ふつう』の現実を社会的に見る」(木戸功／圓岡偉男 編著『社会学的まなざし』新泉社、2002年)10頁
- 25 西研『大人のための哲学授業』大和書房、2004年、265頁
- 26 V・E・フランクフル著 霜山徳爾訳『夜と霧 ドイツ強制収容所の体験記録』みすず書房、1997年、177-192頁
- 27 鷺田清一『「待つ」ということ』角川選書、2006年、21-23頁 58-59頁
- 28 山岸健／平野敏政／宮家準／編著『生活の学としての社会学』総合労働研究所、14-15頁
- 29 桑子敏雄「感性と『住む』の哲学」(日本感性工学会感性哲学部会『感性哲学2 特集：「住む」の哲学』東信堂、2002年)9-14頁

研究ノート

「たて」構文について

梅 香 公*

An Analysis of the *-tate* Construction in Japanese

1. はじめに

形態素「たて」は、動詞の語基に接続し名詞化し「したて」という形式をとるが、以下のような表現を生成する。

- (1) a. このパンは焼きたてだ。
b. 焼きたてのパンの味は格別だ。

「したて」という名詞句は、動きの直後の局面を表し、接続は新しいものが誕生したり、元々あったものが新しく変化するという意味を持つ一部の動詞に限られると考えられている(仁田2007)。本稿では、(1b)の「焼きたてのパン」のように、「焼きたて」が連体修飾表現として叙述する名詞「パン」を主要部とする名詞句を形成する現象を考察の対象とし、この名詞句を本稿では「たて」構文と呼ぶことにする。

上記の定義は(2)のように「たて」構文を生成するが、他方、(3)のように非文も生成してしまう。

- (2) a. つきたての餅
b. 洗濯したてのシャツ
c. リフォームしたての家
d. *読みたての本
e. *到着したての飛行機

* 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

- (3) a. *描きたての円
- b.?*立ちたての樽
- c. *かけたての橋
- d.?*枯れたての花
- e. *壊れたての時計

(2a-c) は、上記の定義にある「新しい物の誕生、元々あったものの状態変化」を表しているので、予測通り「たて」構文を生成し、(2d & e) は、この定義を満たさないので予測通り非文が生成される。しかしながら、(3)に関しては、上記の定義を満たしているにもかかわらず、いずれも非文を生成してしまう。このことから、上記の定義が「たて」構文の生成に関して必要十分な要件ではないことが分かる。

2. 先行研究

本稿では主に山田 (2005) に基づき「たて」構文についての新たな視点を検討してゆきたい。まず山田は記述的な意味論的分析として、森田 (1995) における当該構文の成立要件である「結果の価値」の意義の存在を指摘している。以下の例がこのことを示している。

- (4) a. 作りたての料理
- b.*壊したての建物
- (5) a. 産みたての卵
- b.*産みたての赤ちゃん

作りたての料理」は意義があり、他方、「壊したての建物」は、通常意義を持たない。同様に、「産みたての卵」は新鮮であることに意義があり、他方、「産みたての赤ちゃん」は時の変化にとりたてて価値が見だせないと山田は分析している。このような記述的意味的分析とは別に項構造、動詞アスペクト、語彙意味構造の観点からの詳細な分析が山田 (2005) では見られる。

- (6) a. とりたてのトマト (cf. トマトをとる。)
- b. ぬりたてのベンチ (cf. ベンチをぬる。)

- c.*とりたての農家 (cf. 農家が (トマトを) とる。)
 - d.*ぬりたての大工 (cf. 大工が (壁を) ぬる。)
- (7)
- a.*笑いたての赤ちゃん (cf. 赤ちゃんが笑う。)
 - b.*走りたてのランナー (cf. ランナーが走る。)
 - c. 固まりたてのゼリー (cf. ゼリーが固まる。)
 - d. 凍りたての湖 (cf. 湖が凍る。)

(6a & b) の「たて」構文においては、主要部「トマト」と「ベンチ」は、それぞれ、括弧内の参考文から分かるように文の直接目的語の項であり、その意味役割は Theme である。他方、(6c & d) は、主要部「農家」と「大工」は、文の主語の項であり、その意味役割は Agent となっている。(7)の参考文の本動詞は、いずれも自動詞であるが、(7a & b) は非文となるが、(7c & d) は「たて」構文を生成する。この差はどこにあるのであろうか。参考文から分かるように、(7a & b) では、主要部「赤ちゃん」と「ランナー」が非能格自動詞文の主語であり、その意味役割は Agent であり、他方、(7c & d) は、非対格自動詞文の主語であり、その意味役割は Theme となる。ここから、「たて」構文においては、その主要部が意味役割として Theme を持つと一般化できるように見えるが、山田が指摘するように、直ぐ以下のような反例が観察される。

- (8)
- a.*壊したてのおもちゃ (cf. おもちゃを壊す。)
 - b.*見たてのテレビ (cf. テレビを見る。)
 - c.*降りたての雨 (cf. 雨が降る。)
 - d.*着きたての電車 (cf. 電車が着く。)

(8a & b) の主要部は参考文の他動詞の目的語に当たり、他方、(8c & d) の主要部は参考文の非対格自動詞の主語に当たり、いずれも意味役割として Theme を持つので「たて」構文の生成が可能であると予測されるが、実際には、(8)に示されているように非文となる。

項構造に基づく分析に加えてアスペクトに関する動詞クラスに基づく分析を以下に見てみよう。「たて」構文の主要部を連体修飾表現として叙述する動詞のアスペクトを詳細にみると、活動動詞、接触・打撃動詞では、以下のように非文を生成する。

- (9) a. *読みたての小説
- b. *飲みたてのお茶
- c. *たたきたての肩
- d. *殴りたての相手

(9a & b) の動詞は活動動詞であり、(9c & d) の動詞は接触・打撃動詞と分類されるが、いずれも「たて」構文を生成できない。これとは対照的に、作成動詞、発生・出現動詞及び変化動詞は「たて」構文を生成する。

- (10) a. しばりたてのミルク
- b. 書きたての論文
- c. 生まれたての赤ちゃん
- d. できたてのニキビ
- e. 揚げたてのコロッケ
- f. 温めたてのスープ

(10a & b) は作成動詞、(10c & d) は出現・発生動詞、そして、(10e & f) は変化動詞の例である。興味深いことに、同じく変化動詞である「潰す」、「壊す」、及び「曲げる」が以下のように非文を生成することが指摘されている（山田（2005））。

- (11) a. *壊したてのおもちゃ
- b. *潰したての空き缶
- c. *曲げたての針がね

(10e & f) と(11)の差は、後者では結果状態が完全に含意されているのに、前者では含意されているものは変化の方向性で、変化そのものが語彙的に完全に含意されているわけではないところにある（山田（2005））。この点は、述語の表す出来事のキャンセルの可能性を判定するテストによって両者の区別ができる。

- (12) a. コロツケを揚げてみたが、揚がらなかった。
b. スープを温めてみたが、温まらなかった。
c. *おもちゃを壊してみたが、壊れなかった。
d. *空き缶を潰してみたが、潰れなかった。
e. *針金を曲げてみたが、曲がらなかった。

語彙的に結果状態が完全に含意されている (12c-e) は、矛盾が生じ非文となるが、対照的に、(12a & b) は、程度を許すので適格となる。更に、以下のように主要部にオノマトペ名詞が選択されるケースも検討されている (山田 (2005))。

- (13) a. 炊きたてのホカホカ
b. 揚げたてのアツアツ
c. *炊きたてのグツグツ
d. *揚げたてのどんどん

(13)における文法性の差は、「ホカホカ」と「アツアツ」の方が、述語が含意する結果状態を表すものであるのに対して、「グツグツ」と「どんどん」の方が述語の様態を表す点にある。

上記の分析結果を山田 (2005) は語彙概念構造として形式化している。

- (14) a. [EVENT x ACT (on) y] CAUSE [EVENT BECOME [STATE y BE AT-z]] 作成動詞・使役変化動詞
b. [EVENT y BECOME [STATE y BE AT-z]] 変化動詞
c. [EVENT BECOME [STATE y BE AT-z]] 発生・出現動詞
d. [EVENT x ACT (on) (y)] 活動動詞、接触・打撃動詞

(14a-c) は、使役変化動詞・作成動詞、変化動詞、及び発生・出現動詞を表している。他方、(14d) は、活動動詞、接触・打撃動詞を表している。両者の差は、概念構造における [STATE] の有無にある。これまでの分析結果は、「たて」構文が成立する時は語彙概念構造に [STATE] が含まれることを示しているが、逆は必ずしも真ではないことも示している。この点に関して、山田は(12)で示されているように、結果状態が述語によって語彙的に含意

されているケースを除外することが非文の生成を阻止することを提案している。

- (15) a. [\dots [STATE y BE AT-z]]
 b. [\dots [STATE y BE AT-z]]

(15a)におけるイタリックの表示は、該当する結果状態が語彙的に含意されていないことを表し、(15b)の方は、結果状態が語彙的に含意されていることを表している。従って、例えば(10e & f)は、(15a)のタイプの概念構造を持つことになり、他方、非文となる(11)のケースは、(15b)のタイプの概念構造を持つと形式化されることになる。

3. 先行研究に関する疑問点

以下、先行研究に関していくつかの疑問点を指摘し検討する。

まず第一に、前出の山田(2005)の提案は、語彙概念構造における[STATE]の存在が「たて」構文成立の必要条件であり、更に併せて(15)に示されているように結果状態の語彙的含意の有無が当該構文成立の十分条件であるというものであった。ここで語彙的に含意されるとはどういうことか考えたい。影山(1996)は、(16)のような結果状態をとる状態変化動詞は、動詞自体が何らかの状態変化を表す意味を本来持っていると考えている。

- (16) a. 砕く
 b. 乾く
 c. 染める

ここで、「細かく(砕く)」や「パリパリに(乾く)」や「何らかの色に(染める)」は、動詞自体が持つ意味を具体化していると考えることができる。この点を影山は語彙概念構造を用いて以下のように形式化している。

- (17) a. 砕く : [] x CONTROL [[] y BECOME [[] y BE AT-[SMALL PIECES]]]
 b. 乾く : [] y BECOME [[] y BE AT-[NOT [WET]]]
 c. 染める : [] x CONTROL [[] y BECOME [[] y BE AT-[COLORED]]]

ここで、CONTROL や BECOME などの意味述語と呼ぶ。また、x, y を変項 (variable)、SMALL PIECES, WET, 及び COLORED を定項 (constant) と呼ぶ。定項はここで語彙的に動詞毎に指定されている。定項は統語構造には表現されなくてもいいが、定項のありさまを詳しく描写したいときは、例えば、「粉々に砕く」とか「パリパリに乾く」とか「紫色に染める」とか結果述語が表出されることもある。(18a) のような例は冗長 (redundant) と考えられる。

- (18) a. ?*会社に入社する
b. 貿易会社に入社する
c. 外資系会社に入社する

(16-18) のような例と異なり、(19)の例は、定項の具体化を許容しない。

- (19) a. *専門書を読書する。
b. *何冊もの本を読書する。
c. *Harry destroyed/demolished/wrecked the car into bits (Jackendoff 1990).
d. *The builders destroyed the warehouse to smithereens (Levin 1993).

影山 (1996) は、(19) のような動詞は語彙的な気まぐれとして、定項が具体化されない、つまり、結果述語が定項によって下位指定されないと分析している。換言すると、影山にとって語彙的に含意されるとは、定項が具体的に表出されないことを意味すると考えられるが、振り返って山田が非文として退けたケースである (20 (=11)) を再検討する。

- (20) a. *壊したてのおもちゃ
b. *潰したての空き缶
c. *曲げたての針金

しかしながら、影山 (1996) にあるように、「(こなごなに) 壊す」、「(ペシャンコに) 潰す」そして「(U字に) 曲げる」と定項の具体化が可能なので、少なくとも影山にとってはこれらの動詞はその結果述語を語彙的に完全に含意するわけではなさそうである。影山も

指摘しているように、定項が具体化されないケースは語彙的な気まぐれ、つまり、特異 (idiosyncratic) なケースと考えられるが、事実、多くの状態変化動詞が「たて」構文を生成できないので、語彙的含意という捉え方は「たて」構文の説明としては難しいように思える。

加えて、影山 (2007) は、結果述語を「本来的結果述語 (inherent resultatives)」、「準本来的結果述語 (semi-inherent resultatives)」そして「派生的結果述語 (derived resultatives)」に分類しているが、このような結果述語の分類と「たて」構文の成立要件との関係が検討の対象となることが予測されるが、先行研究では明らかではない。

第二に、項構造に関する一般化を再検討したい。(6)を(21)として繰り返す。

- (21) a. とりたてのトマト
- b. 塗りたての壁
- c.*とりたての農家
- d.*塗りたての大工

(21a&c) と (21b&d) は、それぞれ「農家がトマトをとる」と「大工が壁を塗る」を参考文として持つといえる。山田 (2005) では、「たて」構文の主要部は、他動詞文の目的語に当たり、その意味役割は Theme となることが観察される。しかしながら次の例は、この点に関する反例となるように思える。

- (22) a.??トマトをとりたての農家
- b.??壁を塗りたての大工
- (23) a.? 計算を解きたての生徒
- b.? ワインを飲みたての客
- c.? 試験を受けたての受験生
- d.? 採用通知を受け取りたての就活生
- e.? 英語が分かりたての中学生
- f.? 自転車に乗れたての子供

(22)は、主要部に他動詞文の主語に当たる名詞をとり、Agent を意味役割として持つ。(23a-c)

は、主要部の名詞の意味役割は(22)同様に Agent を持つ。他方、(23d) は、Recipient、(23e & f) は、Experiencer をそれぞれ意味役割として持つことが観察される。(22 & 23) の各ケースの文法性が相対的には低いとはいえ、この観察結果は明らかに Theme 一つしか認めない「たて」構文の要件の一般化の妥当性に抵触する。山田 (2005) において、項構造は「たて」構文成立の決定因とみなされている訳ではないが、(22 & 23) のケースは、少なくとも分析自体に対する修正として意味があると思う。

4. おわりに

先行研究において提起されていた項構造に基づく分析、語彙概念構造における結果状態の語彙化の有無に基づく分析は、共に棄却された。結果として、当該構文の分析は振り出しに戻ったように思える。森田 (1995) は、結果の価値の意義を「たて」構文の成立要件として指摘している。確かに、「作りたての料理」は食事等の目的を達成するという存在理由が認められるが、他方、「*壊したての建物」は、通常存在意義は見出すことが難しい。しかしながら、例えば自然現象を表す動詞を変化動詞とする「たて」構文は、それが自然現象である点において、目的が設定されておらず、従って、結果状態に何らかの価値の意義が問われることもないと予想されるが、以下の例は、多少容認度は低いが非文とまではいえないように見える。

- (24) a.? (山火事で) 沸きたての水溜り
- b. (吹雪で) 積もりたての雪
- c. (急な冷え込みで) 凍りたての路面
- d.? (突風で) 散りたての枯葉
- e. (噴火口から) 流れたての溶岩
- f.? (爆発的に) 拡散したての伝染病

(24)のケースは、森田 (1995) の結果の価値の意義の有無に基づく判断が必ずしも十分ではないことを示している。

本研究ではアスペクトの観点から「たて」構文の成立要件を提案したい。

- (25) 「たて」構文の成立条件: ① 「たて」構文は、述語がもたらす結果状態をスナップショッ

トのように取り立てる。そして、②その結果状態は固定されたものではなく時間の経過に伴う変化を含意している。

(25)の仮説は、(24)のケースをよく説明する。「山火事で沸いた水溜まりの水」はしばらくしたら冷えるだろうし、「積もりたての雪」は新雪でしばらくはフワフワしているだろうし、「凍りたての路面」はやがて融けるだろうし、「散りたての枯葉」はやがて風で散らばるだろうし、「流れたての溶岩」はやがて冷えて固まるだろうし、そして、「拡散したての伝染病」はやがて収束するであろう。ここで、(11)を(26)として繰り返す。

- (26) a.*壊したてのおもちゃ
b.*潰したての空き缶
c.*曲げたての針金

(26)と(24)の違いは、(26)の「壊れたおもちゃ」、「潰れた空き缶」そして「曲がった針金」という結果状態は、その後の時間の経過における変化が通常ないと考えられているのに対して、(24)のもたらす結果状態は既に見たように時間の経過に伴って変化が予想される場所にある。

結果状態は、一度もたらされると不変のものと時間経過と共に変化するものがある。この区別が「たて」構文の説明において不可欠であることが明らかになった。これまで先行研究において、結果状態のタイプに言及するものもあったが(仁田 2007)、本研究のように結果状態の時間的変容を判定の際考慮に入れたものはないと思う。その点に本研究の意義があると考えられる。語彙概念構造において、結果状態の時間的変容の有無をどのように形式化するかが今後の興味深い研究課題である。

参考文献

Jackendoff, Ray (1990) *Semantic Structures*. MIT Press.

影山太郎 (1996) 『動詞意味論 — 言語と認知の接点』 くろしお出版

影山太郎 (2007) 「英語結果述語の意味分類と統語構造 (第2章)」 小野尚之 (編)

『結果構文研究の新視点 (ひつじ研究叢書<言語編>第 62 巻)』 33-65 ひつじ
書房

「たて」構文について

Levin, Beth (1993) *English Verb Classes and Alternations*. University of Chicago Press.

森田良行 (1995) 『基礎日本語辞典』 角川書店

仁田義雄 (2007) 『現代日本語文法 3』 日本語記述文法学会編 くろしお出版

山田昌史 (2005) 「結果の焦点化：「たて」構文の分析」 影山太郎 (編)

『レキシコンフォーラム No.1』 267-293 ひつじ書房

書 評

安藤厚・細川敏幸・山岸みどり・小笠原正明 [編著] 『プロフェッショナル・ディベロップメントー大学教員・TA 研修の国際比較』
(北海道大学出版会、2012年3月)

外 山 健 二*

International Symposium on Professional Development in Higher Education.

Eds. by Atsushi Ando, Toshiyuki Hosokawa, Midori Yamagishi, Masaaki Ogasawara.

Hokkaido: Hokkaido University Press, 2012. pp.238.

本書は「2009年7月27日～31日につくば市と札幌市で開催された、筑波大学と北海道大学共催の国際シンポジウム「高等教育におけるプロフェッショナル・ディベロップメント」のプログラムB「プロフェッショナル・ディベロップメントの諸相」(北海道大学、7月30日～31日)の記録をもとにした日本語版」である。

「日本における教育改善および教育支援の今後の発展に役立つ多くの議論を含んでいる」本書について要約をしつつ紹介したい。まず、安藤厚「序論」である。北海道大学では、全学的なファカルティ・ディベロップメント (FD) として①新任教育研修会②教育ワークショップ③全学教育 TA 研修を実施し、これらを受けて新たな FD プログラムの開発を目指して「次世代 FD の研究」を進めている。筑波大学では、平成 20～22 年度文部科学省質の高い大学教育推進プログラム (教育 GP) 取組「筑波スタンダードに基づく教養教育の再構築～世界水準の教養教育を目指す全学的取組～」において、教養教育の再構築と TA 研修・将来の教員の養成 (Preparing Future Faculty: PFF) プログラムの開発を進めている。両校では 2009 年 3 月に「教育改善に関する協定」を締結し、最初の企画である国際シンポジウムが本書にまとめられた。

では、なぜファカルティ・ディベロップメントではなく、プロフェッショナル・ディベロップメント (PD) なのか。FD について、大学設置基準では「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び実施するものとする」(第 25 条) と

* 常磐大学コミュニティ振興学部 准教授

規定される。だが、「授業の内容及び方法の改善」では範囲が狭すぎるため、組織改革、カリキュラム改革の重要性、さらに、教員研修のテーマとして教育支援並びに研究支援の重要性がある。「教員研修」は「職員研修」及び「TA研修」と並んで、「人材育成」や「キャリア開発」の下意に位置づけられる。本シンポジウムでは、大学の教職員の専門性を強調し、教員研修、職員研修及びTA研修をカバーし、特に将来の大学教員(Future Faculty)及び将来の専門職(Future Professionals)として大学院生の専門的能力開発も含む用語として、PDが採用された。

本国際シンポジウムは、海外の先進事例の調査研究の成果を中間報告する場でもあった。新しいFDプログラム開発のヒントを求めて、①TA研修、②PFFプログラム、③大学院生講師(graduate student instructor: GSI)制度、④ティーチングポートフォリオ、⑤学習教育支援、⑥授業コンサルティングとマイクロティーチング、⑦IR活動、⑧学生調査、⑨ICT(Information and communication technology)活用支援、⑩国際化支援、⑪研究支援など、のさまざまなテーマで議論された。聴衆も参加した議論では、「教室の文化」「研究室の文化」の差異や人的・物的資源の差の大きさなども指摘されている。

「第I部 外国の大学におけるプロフェッショナル・ディベロップメント」に移りたい。初めに、教育と学習の向上を目指すパイオニア的存在のジューディ・D・ナイキスト(Jody D. Nyquist)「学内組織の連携によるFDプログラム—ワシントン大学」である。ワシントン大学では情報共有や企画調整のため教育学習コンソーシアム(Teaching and Learning Consortium: TLC)が結成され、IT活用支援グループ、カリキュラム転換センター、工学学習教育センター、授業開発研究センター、授業の質保証委員会、ワシントン大学院、ワシントン大学図書館、教育評価室、マイノリティー支援・多様性推進室、ワシントン大学教育アカデミー、学士課程研究プログラムなどの組織がある。

同じく、ナイキスト「マイクロティーチングの活用—ワシントン大学授業開発研究センター」では、マクロティーチングとは「人が教えているとき、その一側面をスナップ写真のように写し撮り、それを分析してそこから学ぶという手法」であり、「自分のやり方の効果的などころを見ればそれに学べるという事実」に立脚している。自分の長所を戦略的に開発していく。これをサービスとして授業開発研究センターが受け持つ。

次は、シ・ジンファン(史静寰, Shi Jinghua)「組織的プロフェッショナル・ディベロップメント戦略—静華大学」であり、中国での教員の能力開発(Faculty Professional Development: FPD)についてである。中国政府と大学の政策は教員の教育の質向上を強調

し、教員の能力開発重視のなかで、研究のための研究と教員の教育を行うべきとしている。PD 活動には三つのタイプがあり、①自主的な学習、自分の責任で行う学習、②学術的専門組織の行う正規の学習プログラム、③大学開発 (Institutional Development) の方略である。これらの組み合わせで、教員の能力開発のために全学組織の実施が必要となる。

良い大学は「質の高い学術研究者および質の高い管理者と支援職員」という「両輪」を持たなければならない。清華大学は現職研修プログラムを次のように設計した。一つ目の車輪には学術研究者向け研修がある。もうひとつ目の車輪には管理者・職員向け研修がある。後者は単位制の研修のため、管理者・職員は職階に基づく単位を履修する。

さらに、イ・ヘジュン (Lee Hye-Jung)「ファカルティ・ディベロップメントと教育の質保証—ソウル国立大学」である。これはソウル国立大学における FD プログラムとそれがどのように機能しているかの紹介である。ソウル国立大学では教員研修 (FD) の組織として教育学習センターがあり、①教育サポート部は、FD プログラムとオフラインの支援を行う。②学習サポート部は、学生に「学び方を学ぶ」支援を行う。③ e-learning サポート部は、ICT を使った FD プログラムによる支援を行う。④アカデミックラボは、学生の作文を支援するライティングセンター、以上の4部構成である。

「第Ⅱ部 大学院生向け研修プログラム」に移りたい。まず、K・リン・テイラー (K. Lynn Taylor)「研究大学における大学院生 TA 研修—ダルハウジー大学」である。ここでは、ダルハウジー大学学習教育センターにおいて、大学院生が教師として成長するために、どのように援助できるかが主な点である。ダルハウジー大学では学士課程教育での大学院生が重要な役割を演じ、大学院生 TA (Graduate Teaching Assistant: GTA) は大学の正規の教育スタッフとなる。たとえ彼らが教職以外の職を選択したとしても役に立つ技能を培うことなどが期待される。実際の GTA 研修では、① TA オリエンテーション (TA の日)、月に1回のオリエンテーションがあり、② PD シリーズでは2種類の活動がある。一つは昼食時間の討論会、もう一つは90分間のワークショップである。共に教育について語り合う人々のコミュニティを形成することが狙いである。③大学教育に関する大学院授業 CNLT 5000 である。これは教育に関する学生の個人的信念の批判的な評価を促し、彼らの信念が効果的な教育方法に沿っているか点検する実践的な授業である。④「大学教育学習資格認定証書」(Certificate in University Teaching and Learning: CUTL) である。この認定書に関連し、教育経験を加えたプログラムもある。

次に、リンダ・フォンヘーネ (Linda von Hoene)「将来の大学教員養成研修 (PFF) —カリ

フォルリア大学バークリー校」である。これはバークリー校の GSI 教育資源センター (Graduate Student Instructor Teaching and Resource Center) のさまざまなプログラムについての報告が主である。バークリー校には将来の大学教員養成のための全学拠点が三つある。つまり、大学院機構に置かれた① GSI 教育資源センター、②アカデミックサービス部、③ PFF サマーカレッジ、である。GSI 教育資源センターは、大学院生に将来の大学教員職に役立つ研修のために、授業改善補助金、授業参観、ワークショップ、表彰制度などのプログラムがある。PFF サマーカレッジは 6 週間のプログラムで、毎年 40 人ほどの大学院生を受け入れ、受講生は「大学院生から大学教員へ」というコア科目を受講する。

サブリーナ・ソラッコ (Sabrina Soracco)「大学院生向けアカデミックライティング・プログラムーカリフォルニア大学バークリー校」は、リンダ・フォンヘーネ氏が言及したアカデミックサービス部の活動に関する報告である。このサービス部はライティンググループを中心に、学術出版のためのワークショップ、一対一でのコンサルテーションなどを行う。

さらに、日本と米国におけるアカデミックライティングに関する報告である。はじめに、宮本陽一郎「筑波大学における PFF 英語アカデミックライティング・ワークショップ」である。宮本氏はサブリーナ・ソラッコ氏の一日体験ワークショップの司会を務めたことから、氏のアプローチに興味を持ち、その理由を考えている。それは「統合的・分野横断的・多文化的アプローチと『エレベーターピッチ』」にある。第一に、受講生も講師もすべての分野に通じていないために作文の内容に気にせず、ライティングスキルに集中できたことである。また、アカデミックライティングが PFF の一部に位置付けられ、受講生を将来の専門職と認めるという統合的アプローチがある。第二に、氏が受講生に「エレベーターピッチ」を求めたことである。この方法は、エレベーターが 1 階から目的階に着くまでの 1 分間ほどの時間で、自分の研究内容を要約したスピーチを受講生に求めるものである。第三に、このワークショップは学術分野が多彩で国際的であったことである。ワークショップの分野横断的な性格と同様に日本人学生と留学生が共に学ぶことに重要性を再認識した宮本氏は「多様な学術分野の学生を一つにまとめることが彼らのライティングスキルの共通性を際立たせ、文化や言語的背景の多様な学生を一つにまとめることが国際的なコミュニケーションに必要な態度を際立たせた」とまとめている。

トム・ガリー (Tom Gally)「東京大学教養学部における理系英語アカデミックライティング・プログラム」では、2008 年 4 月から東京大学教養学部のすべての理系の初年次生は「理系学生のための能動的英語学習」(Active Learning of English for Science Students:

ALESS) という1学期間の科目が必修になったことを述べる。これは科学英語のライティングと英語による口頭発表を学ぶ90分13回の授業である。この過程で、講師たちのスキル開発、カリキュラム開発の方法を学ぶことも組み込まれている。ライティング教育法として、ALESSではライティングのプロセスに重点が置かれ、学生には共同作業によるライティングの考え方を紹介している。これを機にライティングセンターが作られ、大学院生は専門能力を生かせるようここで働くことができる。

「第Ⅲ部 学生・教員調査を活用した教員研修」へ進みたい。まず、ジュディス・アン・ウィメー (Judith Ann Ouimet) 「教員研修による学習成果向上—全米学生調査 (NSSE) から授業調査 (CLASSE) へ (インディアナ大学)」である。これは全米学生調査 NSSE (National Survey of Student Engagement)、教員調査 FSSE (Faculty Survey of Student Engagement)、授業調査 CLASSE (Classroom Survey of Student Engagement) に続き、これらを踏まえた学生の学習と教員研修についての説明である。

全米学生調査 (NSSE) (ネッシー) は米国とカナダで行われ、学生と教員の接触から、学習時間の管理や多様な学び方を尊重する取組が背景にある。教員調査は全米学生調査のデータに対する調査となる。授業調査はクラスレベルで学生関与を調査し、データを収集する。それらを基に学生の学習と教員研修を改善していく。

次に、山田礼子 (同志社大学) 「教育改善のための学生調査—新入生調査 (JFS) と上級生調査 (JCSS)」である。JFS (Japanese Freshman Survey)、JCSS (Japanese College Student Survey) という学生調査は、同志社大学、北海道大学、大阪府立大学、甲南大学の4大学が参加する「相互評価に基づく学士課程教育質保証システムの創出—国公立大学 IR ネットワーク」のもととなった基礎研究である。

日本では多様な学生調査が行われているが、アメリカ高等教育機関でのカレッジインパクト理論に基づく学生調査研究は重要視されていない。また、日本では、学習成果に関して、学業達成に焦点が当たり、教育の効果に関するアセスメントが不足している。中教審答申にも示される大学の教育力重視への政策転換の動きの中で、ラーニングに関するアセスメントの重要性が認識されている。そこで、山田氏は学生調査を通じて学生の情緒的側面をいかに測定できるかを検証している。大学でのティーチングと学生のラーニングを充実させることで、カレッジインパクト理論に期待を寄せている。

「第Ⅳ部 日本の大学におけるプロフェッショナル・ディベロップメント」である。まず、細川敏幸「北海道大学における新任教員研修、FD、TA 研修」では、FDの多様化を認め

つつ、FDの構造化にも注目する。FDの構造化として、FDプログラムは①職業倫理観②体系的な教育理論③新技術を取り入れた学習方略を含むとしている。

まず、石田東生（筑波大学）「日本におけるファカルティ・ディベロップメント」である。PDやFDに関して、石田氏は機器や職員など大学の環境インフラの改善への投資も必要としている。そのためには、複数大学間の協力に基づくネットワーク開発が重要である。

次に、山岸みどり「北海道大学における授業開発コンサルタントの将来性」である。山岸氏は個々の教員のニーズに合った研修プログラムの構築を検討する必要がある、学生の評価に基づいて授業を改善しようとする教員を支援するコンサルテーションアプローチについて考える。教員がお互いにコンサルタントとして成長する方法を模索する。

さらに、「国際シンポジウムのまとめとその後の展開」である。以下のことが目標として提起された。1. FD活動を、TA研修、次世代教員養成（PFF）およびスタッフ支援プログラムを含むプロフェッショナル・ディベロップメントとしてとらえること。2. データに基づいた教育改善と質保証の推進。3. 能動的学習、混成型e-ラーニング、ラーニングマネジメントシステム、マイクロティーチング、ティーチング/ラーニング・ポートフォリオなどの手法を研究・活用することである。

最後に、細川敏幸「結語」である。PD・FDの最終目的が教員研修を通して大学をよくすることであるため、大学改革に関連するすべての事項が議論の対象となる。研究と教育のバランスのとれた大学が求められるなか、自校の長所と短所を認識し、その弱点を補強することで自校の質を高めることができる。教育制度とFDとは大学改革の「両輪」として補充し合うことになる。細川氏は、特に、高校との接続でのギャップ・イヤー（Gap Year：GY）を紹介している。GYは高校卒業後1年程度社会に出て労働の経験を積み、そのうえで大学を受験する制度である。GYを経験した学生は4年後の就職に堅実で、すぐに退職しないと報告されている。21世紀の高等教育は、教育制度改革とFD研修を軸に、就職後において適応能力が高い卒業生を送り出すべく再編が求められている。

以上のことを生かしていくためにも、「少しでも未来のために建設したい」とい気持ちを教員として肝に銘じ、「勉強の苦しみと喜びとをひしひしと、日に日に感じる」ことを学生が痛感できるよう「きめ細かな指導」を心掛けることは忘れたくない。

常磐大学コミュニティ振興学部紀要『コミュニティ振興研究』編集規程

2001年3月30日
改正 2010年9月14日

1. 常磐大学コミュニティ振興学部研究紀要『コミュニティ振興研究』(Community Development Studies)は、年に2回発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めたものとする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。本文の使用言語は、日本語または英語とする。
4. 本誌には研究論文、研究ノート、書評などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。
 - ① 研究論文は理論的または実証的な研究成果の発表をいう。
 - ② 研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
 - ③ 書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要委員会において検討し、必要な場合には加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを求めることがある。
7. 1号につき一人が掲載できる論文などは、原則として1編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要項を配付する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、テーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、1段組みでいずれも横組みとする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

常磐大学コミュニティ振興学部紀要『コミュニティ振興研究』執筆要項

1. 原稿は、手書きの場合には横書きで、A 4判 400 字詰め原稿用紙で提出する。パーソナル・コンピューター入力の場合には、フロッピー・ディスクと、横書き全角 40 字 30 行で A 4 判用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
3. 原稿の執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
 - (1) 原稿の 1 枚目には原稿の種別、題目、著者名および英文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 研究論文には 200 語程度の英文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別にサマリーを必要とする場合は、A 4 判ダブルスペース 3 枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社（者）名、発行年、ページ数などの書誌事項を記載すること。
 - (4) 記述は簡潔、明確にし、日本語においては現代かなづかい、常用漢字を使用する。ただし引用文においてはこの限りではない。
 - (5) 数字は、原則として、算用数字を使用する。
 - (6) 英文は手書きせず、ワード・プロセッサを使う。
 - (7) 注および参考文献の表記等は、執筆者の属する学会等の慣行に従うものとする。
 - (8) 図、表はひとつにつき A 4 判の用紙に 1 枚描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。ただし、本文、図、表ともパーソナル・コンピューターで作製した場合は、本文中に描き入れてもよい。
 - (9) 図表の番号は図 1.、表 1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
 - (11) 見出しは、1、2、（章に相当）、1-1、1-2、（節に相当）、(1)、(2)の順とする。
 - (12) 人名、数字表記、用語表記等は、所属学会の慣行に従う。

編集委員

横須賀 徹

水嶋 英治 井上 繁

濱崎 武子 吉川 勲

常磐大学コミュニティ振興学部紀要

コミュニティ振興研究 第15号

2012年11月■日 発行

非売品

編集兼発行人 常磐大学コミュニティ振興学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 松村直道 電話 029-232-2511(代)

印刷・製本 株式会社タナカ

Tokiwa University
College of Community Development Review

Community Development Studies

No.15
November, 2012

CONTENTS

Articles

- Awareness of signature of suicide by friends among under graduate students
— Questionnaire investigation is used. —
..... Hiroki Kato, Hiroshi Sugawara, Shinji Ito, Susumu Mizuguchi 1
- The Anticipated Efficiency of the Systemic Reforms of the Performance Evaluation Compensation
in Subsidizing Home Care Support
— for Providing Quality Care-Management and Adequate Assessment of Service —
..... Eizou Nakamura 37
- Development of Tokiwa e-learning system and courses, and its using
..... Masayuki Shio, Katsuhiro Ishikawa, Teppei Terashima, Hidetsugu Horiguchi,
Akemi Kitane, Tomoji Sakai, Hidetomo Machi, Yumi Hoshina 53
- A Look at the Lives of Group Homes
— A Comparison with the Lives in Institutions — Hideki Miyamoto 77

Research Notes

- An Analysis of the *-tate* Construction in Japanese Tadashi Baika 101

Book Review

- International Symposium on Professional Development in Higher Education.*
Eds. by Atsushi Ando, Toshiyuki Hosokawa, Midori Yamagishi, Masaaki Ogasawara.
Hokkaido: Hokkaido University Press, 2012. pp.238. Kenji Toyama 113

College of Community Development
Tokiwa University